

平成22年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成22年3月16日(火) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

永井 真人	池田 滋彦	川合 正彦	高笠原晴美
風間 勝治	中島 牧子	田中 信好	

4. 欠席委員

神谷ひさ子

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	辻 和見
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	水野 慶春
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第11号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号 知立市地域福祉センターの指定管理者の指定について	〃
議案第15号 知立市いきがいセンターの指定管理者の指定について	〃
議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)	〃
議案第19号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第22号 平成21年度知立市老人保健特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第23号 平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第24号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第26号 平成22年度知立市一般会計予算	〃
議案第27号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第30号 平成22年度知立市老人保健特別会計予算	〃
議案第31号 平成22年度知立市介護保険特別会計予算	〃
議案第32号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計予算	〃

午前10時00分開会

○永井委員長

それでは、定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は13件、すなわち議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第11号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

11号について、少しお聞きしたいと思います。

今回の国保税の一部条例改正ということで、2条の4項、そして23条でうたってあります介護納付金、それを9万円から10万円に改めるというのが議題ではあるかと思うんですが、それで私は、今回のこの9万円から10万円に改めるということを知立市は国保運営協議会の方に意見を求めています、諮問のね。

それで1月18日に諮問をいたしまして、わずか3日の間の21日で国保協議会の方から答申を受けております。私たちのところには、その諮問をいたしました中身というものがわかっておりませんので、どういうものを諮問したのか、その中身をお聞かせいただきたいと思います。

○国保医療課長

知立市長の方から国民健康保険の運営協議会の方へ今、委員がおっしゃいました国民健康保険のうちの介護納付金9万円を10万円に引き上げるということで諮問をさせていただきました。

この内容につきましては、平成21年4月1日に地方税法が改正されて、介護納付金が現在の9万円から10万円に引き上げられました。知立市におきましては、平成20年度に1万円を引き上げておりますので、引き続きの引き上げにはちょっと納税者の方に負担をかけるということで1年見

送りしたということにいたしました。

こうしたことから、国民健康保険の課税に対しまして、皆様の公平を図るために介護納付金の限度額を引き上げるということでお願いをいたしました。

以上です。

○高笠原委員

今、御説明を受けましたけれども、先日の質疑の中にありましたように、被保険者の代表の方からは上げるのはどうかという意見があったというふうに聞いておりますが、ほかに意見というものはなかったのでしょうか。妥当と認めるという、こういう意見が多くて10万円にするというふうに決めたのでしょうか。

○国保医療課長

介護納付金につきましては、やはり納税者の方に負担をかけるということは承知しておるわけでございますが、国保の方の運営上につきましても、現状多額の市の方から繰入金等をさせていただいている状況です。

また、質疑の方でもお話をしたと思いますけど、納税者の方の公平を図りたいということをお願いしておりました。

それから、近隣の方の状況でございますが、安城市、碧南市、刈谷市、高浜市につきましては、今改正で限度額を10万円に上げるということもお話をさせていただいております。

以上でございます。

○高笠原委員

それで、市からはたくさん繰入金を出してもらっているからと、そういうお話もありましたけれども、税の公平だとかいろいろ言われておりますけれども、やはり生活が苦しくなるという点からいけば、一般会計からの繰入金をふやすのは、私はそれが正しいと思いますので、その点はまた別といたしまして、今年度上げないところはどこですか。西三8市の中で上げないところありますか。

○国保医療課長

子どもの方の情報では、西尾市が9万円に据え

置くという話を聞いております。こちらの市の方につきましては、近隣の町との合併があって据え置くという情報でございます。

以上です。

○高笠原委員

西尾市は今、合併の問題が起きておりますけれど、その問題が片づけば西尾市も値上げをするということなんではないでしょうか。西尾市のことですが。

それで、平成21年の4月1日ということで、知立市の場合は途中からでも上げなかったわけですが、この1年間上げなかったということについてのその理由というのは何でしょうか。

○国保医療課長

先ほどもお話をさせていただきましたけど、平成20年度に1万円の値上げをさせていただきました、引き続きの値上げにつきましては、やはり私も大変なことというふうに思いますので、すぐの年の値上げにつきましては控えさせていただきました。

以上です。

○高笠原委員

平成20年度に上げて平成21年度も上げるというわけにはいかない。しかし、平成22年度からは上げますと、こういうことですが、それでこういうことであれば、地方税法でそういうふうに上げなさいと言ってきてるけども、上げなくてもいいということになるのではないかと、こういうふうに思いますけれども、上げないでやらないといえますかね、そういうふうにあれしますと、何か自治体に対してペナルティというか、こういうものは国からあるのでしょうか。

○保険健康部長

ペナルティではありませんけども、特別調整交付金という補助金がありまして、それはいろんな国保の運営状況などを総合的に勘案しまして、それで点数づけをするわけですけども、その際の加算の対象になるということですので、特にペナルティということではありません。

○高笠原委員

ペナルティではないというけれども、一つの例

として、子ども医療費の窓口負担ね、そういうものを助成している自治体に対して調整と称して国保の国負担分を減らすという、こういうペナルティがあるわけですけど、ですから今度も介護納付金ですけど、国保の中の介護納付金の値上げ、こういうものなので、これをしなかったときにはそういうものに対するペナルティはないのかということですが、そこはどうなのでしょう。

○国保医療課長

特段ペナルティというものは、先ほど委員おっしゃいました地方単独事業に対する国庫負担の調整というようなものはないというふうに承知しております。

○高笠原委員

それで、ちょっとお聞きいたしますが、先回のときに34世帯154万円の影響が出てくるというね、この34世帯154万円というのが平成20年の所得に対してのことでしょうか。今、申告の時期ですよ。それで6月になると市税が決まり、皆さんが納付していただくという状況が起きてきますし、一月おくれの7月に入ると今度は国保ということで皆さんから8回に分けて納めていただくという、こういうことになりますが、この間お聞きいたしました34世帯154万円というのは、平成20年の所得に対してのことでしょうか。もしそうであれば、今度の平成21年の所得まだ決定したわけではありませんけれども、見込みがあれば聞かせてください。

○国保医療課長

34件の154万7,000円につきましては、課税のものは平成20年分所得に対しての課税でございます。

また平成21年分の所得につきましては、まだ所得がかたまっておりませんので、私どもの方、手元に資料は全然ありませんので、影響についてはちょっとわからない状態でございます。

以上です。

○高笠原委員

今回はまだ平成21年のことについてはわからないということですが、介護納付金、これの限度額を上げるということで、大変な影響も私はあると

思うんですね。

それで国民健康保険税の仕組みといたしますか、そういうものの最高限度額からいけば医療の給付費が47万円、後期高齢者の医療費の限度額12万円、介護納付金9万円ということで今そういう最高限度額をもつての保険税の仕組みというものが行われているわけですが、これで限度額最高の人ということ、いわゆるぎりぎりの人もいますし、それ以上の人もいるわけですが、そういうところの影響についてはどんなふうに思っていますか。

○国保医療課長

私どもの方で若干の試算をさせていただきました。想定としまして夫婦2人と子供2人の世帯で御主人が40歳以上で介護納付金の対象者、それから固定資産税がありまして、固定資産税を5万円という仮定で計算をさせていただきました。

これにつきましては、従前ですと給与収入で想定いたしました、収入額で年間855万5,000円、所得にしまして650万円の収入がありますと、従前の介護納付金9万円の限度額に達する方、650万円で9万円に達します。

それから、10万円の限度額に達するのは、所得が750万円、収入に置き直しますと966万6,000円ほどになるかと思えます。

以上でございます。

○高笠原委員

今、御披露いただきましたように、10万円になると750万円所得でね、そういうふうになるというふうでございましたが、先ほども平成21年度所得ではまだわからないということでもあります。それで、やはり大変なこれは負担になると思うんですね。

今回子ども手当ということで、喜んでいらっしゃる方さまざまありますが、これも住民にとっては増税になってくるということになると思うんですね。国保税は所得というものに対して税がかけられていくわけですから、今後の扶養控除の廃止、中学生以上、高校生の特定扶養控除、こういうものの縮減に伴って影響が出てきます。その分の増税に対して税額に対して連動していき

ますから、国民健康保険料へ例えば保育料とかそういうものにも影響が出てきて、医療だとか副詞の負担というものが住民にとって影響が出てくると、こういうふうには思います。

それで、もしも扶養控除、こういうようなものが廃止になった場合は、どういうふうな影響が出てくるのか試算がされてあればお知らせいただきたいと思えます。

○国保医療課長

国民健康保険の扶養控除ということでございますが、国民健康保険につきましては、扶養控除というものの控除は一切ありませんので、この扶養控除がなくなったということであっても国保の方の控除には影響ありません。

以上です。

○高笠原委員

それで少しお聞きいたしますけれども、国保には減免制度があります。現在、知立市の場合は6割4割の減免ですが、さきの質疑の中で臨時会に減免制度を変えていくことを諮っていききたいと、それを実施するのが平成22年度実施していきたいというようなお話で理解をいたしましたけれど、そのことについてお知らせいただきたいと思えます。

○国保医療課長

厚生労働省の方が今まで応益割合に応じまして6割4割、それから7割5割2割の軽減を決めておたわけですが、平成22年4月1日付で改正を行うように予定をされております。

知立市におきましても、現状軽減は6割4割で行っているわけですが、このたかが取れることによって7割5割2割と軽減の方へ移行していきたいと思えます。これにつきましては、政令の方の改正があった時ということで御了承をお願いしたいと思います。

○高笠原委員

7割5割2割と、こういうふうにやっていくということですが、その中身わかりましたら聞かせていただきたいと思えます。軽減の中身。

○国保医療課長

先ほど政令といいましたけど、地方税法の改正でございます。申しわけありませんでした。

現状、先ほど言いましたように、6割軽減の方が今度は7割軽減、こちらの方は均等割が6割の場合は1万7,500円が7,000円、7割軽減になりますと1万7,500円が5,250円、これは今の方は医療分ですね。

それから、後期の方の支援分として、こちらも現状6割だと4,500円が1,800円、7割になりますと4,500円が1,350円。

介護分でございますが、現状6割軽減ですと、もとが3,500円が1,400円、7割軽減になりますと3,500円が1,050円、こういったように減ってきます。

それから、2割につきましては、今まで数値がないものですから、ちょっと試算をさせていただいているわけですけど、影響としまして、6割から7割になることによって828万9,000円ほど、それから4割から5割になることによって195万円ほど、2割軽減の分がふえることによって約637世帯というふうに想定しておりますが、877万3,000円、合計として約1,901万3,000円ほどを考えております。

以上でございます。

○高笠原委員

今度4月から7、5、2というこういうふうで実施をしていかれて、今御披瀝をいただいたわけですけども、それに伴うシステム改修、こういうものはどんなふうに行っていくか、もう既によろしいのでしょうか。

○国保医療課長

システム改修につきましては、平成22年当初予算におきまして、システム改修費として約500万円ほど計上をさせていただいております。

全体ではちょっと足りないということも考えられますので、とりあえずは被保険者の皆様方にお出しする納税通知書等、直接影響する方につきまして、このお金を使いまして改修の方を考えております。

それから、足りない分につきましては、補正を

お願いする場合がありますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○高笠原委員

今おおよそのことがわかってきたわけですけども、私は、今回の改正に対して国保運営協議会の中から被保険者代表の方が上げるのはどうかという意見があったということでしたので、もっといろんな意見が出たかなと、そういうふう期待您的にしました。

国保運営協議会12人の方で構成されていらっしゃると思いますよね。それでこういう大変な不況の中で上げていくというわけですから、私は、例えば委員の中から、もっともっと一般会計からの繰入金をふやしてほしいんだという、そういう意見も出てほしかったなというふうに思っておりますけれども、そういう意見は一つもなかったでしょうか、どうでしょうか。

○国保医療課長

今の一般会計からの繰入金をふやすようにというお話は、その会議の中ではございませんでした。

現状やっぱり今の不況下、税を納めることができな方も数多くおりますので、そちらの方の対策ももう少し考えてはどうかという御意見はありました。

以上です。

○高笠原委員

地方税法の改正ということですね、こういうふうやってきてるわけですけども、今のこの不況の中で税が上がっていくというのは、市民にとっては大変なことだと思いますので、今度まだ決まったわけではありませんけれども、後期高齢者医療のその廃止に伴うものも、また、65歳以上国保にというね、こんな話も出ているわけですから、もっともっと市が自治体が医療、こういうものに対して力を入れていただきたいなど、こんなふうにして質問を閉じます。

○中島委員

高笠原委員の質問で多くわかったわけなんですけども、その中で、介護納付金というものが9万

円から10万円最高限度が上がって、地方税法で去年上がって、それを知立市としても採用するんだと、こういうことでありますけれども、これは自由裁量と、今すぐ上げてあげなくてもいいよという自由裁量ということになっているわけでありまして、特別調整交付金、こういうものにこれは影響してくると、実質的なペナルティになるというような御発言がありました。平成22年度当初予算、これは当然介護納付金、この条例同時提案ではありますけれども、これは当初予算の中に介護納付金1万円増というものが組み込まれた形態になっているのかどうか、その点、確認させてください。

○永井委員長

しばらく休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

申しわけございませんでした。

入ってるということで予算の方を入れさせていただいております。

○中島委員

同時提案の中に入っているだろうと思うんですけども、平成22年度の予算の中で、特別調整交付金というのはゼロになっているんですね。先ほどの話と違うじゃないかと、こういうものが引き上げられれば特別調整交付金が影響するんだというって答弁がありましたけれども、値上げしたのに特別調整交付金がゼロになっているという収入が297ページに入っているのはなぜですか。ちょっと答弁と矛盾するんじゃないですか。

○保険健康部長

特別調整交付金ですが、先ほど申し上げましたように、ポイントをつけていきまして、その点数が何点かというのはちょっとわかりませんが、それで愛知県内ですべての市町村が交付されるというものではなくて、その点数の上位の20とか30

とかそういう保険者に対して配分されるように変わってきておりますので、現在のところ、この特別調整交付金がもらえるかどうかというその確証はありませんので、予算書では歳入がないというふうになっておりまして、これが平成22年度の国保の事業を実施していきまして、この限度額だけではなくて、あとの税の収納率ですとかもろもろの要素の加算になりますので、今のところ、どういうふうになるかというのはちょっと不透明な状況であります。

○中島委員

昨年の当初予算の比較しかしてないんですが、1,800万円調整交付金がついていたものが、今度はゼロになると、これが。納付金百五十数万円上げるということが調整交付金がもらえるだろうからということで、でも実際にはもらえていない。1,800万円もマイナスということになっていたら大変な矛盾なんですね。

これ今、ポイントがたくさんあって、そのうちのほんの一つが納付金なんだということですね。ポイントは収納率ということも言われましたし、一番大きいのは収納率なんですか。その辺ちょっと精査してね、納付金上げるのが、まるでこれもらうためみたいなふうなイメージになっては全く違うということですよ。ペナルティかといえば、それがちょっと関係があるかなぐらいのことという範囲ですね。ほとんどそれには関係ないということなんです。ペナルティなし、調整交付金もこれはほんのわずかと。だから上げなければ何かあるかという、全くないという考えていいぐらいの、全くといったら数%あるかもしれませんけどね。その見込みはないんですか、どうですか。

○保険健康部長

今回の限度額の一番の大きな理由は、本会議でも申し上げましたけれども、被保険者間の負担の公平性を確保するというのが一番の大きな理由です。

そこでも申し上げましたけれども、所得の低い世帯の方は御自身に課税される分そのまま、ペナルティはありません。ただ、調整交付金の加算の対象になるということだけでございます。

○中島委員

今、ペナルティがないということで公平性なんだと。たくさん所得もらってる人は、もっとたくさん出しなさいということで、先ほど所得966万9,000円の方、それが所得が750万円とカウントされて、その方が1万円上がるんだから大したことはない、ということですね。

そのあとの質問の中で、所得は何かといたら、扶養控除だとかいろんな控除は一切引かれないもともとの給与所得控除、そして基礎控除、この二つだけが控除された金額ということなので、実際に生活できるお金が一体幾らなのかというのと、この750万円の所得というのは相当の乖離があるというふうに思うんですが、その点どんなふうな御所見ですか。

○保険健康部長

国保の課税の基礎になる所得は、今言われましたように、所得金額から基礎控除相当額を引いたものに対して課税をするということですので、そこで実際の生活をされる場合の所得との比較というのにはちょっと承知はしておりませんが、国保の課税上の所得というのはそういうことになっておりますので、そこで判断をしておるということでございます。

○中島委員

全然答弁はないわけですが、先ほどの答弁になってないということ。要するに控除が全く引かれない所得なんだから、その乖離をどう思うかというふうに聞いたんですけどね、例としては、先ほど4人家族と言われました。御主人だけが介護納付金の対象者だという例だったかな。御主人と奥さん2人が介護納付金の40歳以上ですね、40歳から64歳までの間の方が介護納付金を納めるということですので、子供はまだ小さいと。小さいか高校生か39歳かわかりませんが、幅は相当あるわけですが、そういう家族でという想定なわけですし、ケースによっては違ってくるということなんです。

今回、介護納付金だけということですが、介護納付金の仕組みから介護納付金負担金が今回

のこれと、そして歳出の方でいうと、介護納付金分というのが今回の10万円にされようとしている部分、介護保険と一緒に徴収されます。そして、この歳出は介護納付金負担金という形で国の方の大きな組織の方に出されていくと。介護保険にいろいろ利用されるというこういう仕組みですね。

こういう仕組みについてあるわけなんですけれども、補正でも本予算でも介護納付金負担金、要するに出す方ですね。皆さんからもらって、このお金は負担金として出すわけなんですけれども、この出す方も相当減額になってますね、当初予算では。出す方も相当減ってるんですよ。取る方だけふやすけれども、出す方は減ってる、ここも非常にさっきの調整交付金の話じゃないですけども、矛盾していると。1万円余分を取るけども出す方は相当減額、これどういうことですか。

○国保医療課長

介護納付金の計算方法ということでございますけど、こちらは計算方法が一定の数式で決まっております。その方法としまして。

○保険健康部長

平成21年度の補正が減額があるわけですが、これは当初、介護納付金というのは3年に一度見直しされるものですから、その予算額を過大に見積もったということで、実際に支払い基金から通知があった額が、それよりも相当少なかった額ということでありますので、今回の平成21年度の補正と今回の限度額の見直しというのは、直接リンクしてないといえますか、平成21年度は減ったけども平成22年度で上がるから矛盾点があるということではありませぬので、平成21年度は当初の予算額の見積もりの方へ過大に見積もったということでございます。

○中島委員

つまり、介護支払い基金の方から請求額がきて、それに対して介護納付金負担金を出しますよね。3年間の一度の見直しがあってというお話がありましたけども、介護保険の関係ですかね、そういうものの中で見込みで予算をつくってきたので減額ときたと。補正も減額、そして平成22年度の減額

も5,741万3,000円の減額、こういうことになるわけですよ。

そうするとね、介護納付金の負担金じゃなくて、国保税の中に含まれているそれって一体どういう性格なんだということになりますよね。直接リンクしないんだと。介護納付金と負担分は入る方と出す方は直接リンクしないんだというのが今、答弁でしたよね。そうじゃないんですか。

そしたら、3年に一回というスパンで見たら、これは大体合致するというものになるということですか。リンクすると。

○保険健康部長

本来は介護納付金と介護の保険税の分、その分が支払い金に払う額を交付税の介護納付金として徴収させていただくというのがこれが本来の姿ですので、その額は同じであるべきなんですけど、ただ、支払基金からどういう額になるかというのが全然通知がないものですから、前の実績ですとかそういったのを見込んで、なおかつ、不足しないようにそれを予算化するものですから、そこら辺で税の介護納付金として徴収させていただく分と負担金との乖離が生じてくるということでございます。

○中島委員

タイムラグといいますかね、要するに40歳からの64歳までの方の介護保険料なんです、これはね。介護会計とのリンクは直接的にはないので、知立市の介護保険とは直接ないので、もっと大きな全国版の支払基金というところにお金をぼんと出してプールしておいてもらって、そして運営をしていくというね、介護保険の収入としてこれが入っていく。運営の一つの過程になっていくと、こういう性格のものなんですけれども、これが国のレベルと地方の一知立市ということのレベルとの大きさも違うし、会計の見通しも知立市独自ではもうわからないということで、いつも足りなかったりというよりも、これは前もあったんですけど、医療分が足りない分を介護納付金分でちょっと補ってるよというようなことを話も聞いたことがあるし、どんぶり勘定。つまり、どんぶり勘定

でやれると。請求されたお金に対しては払わなければならないけれども、余った分については国保会計のどんぶりとして使えるんだと、こういう運用だという認識で間違いはないですよ。

○保険健康部長

本来のその国保税の計算ですと、それぞれ医療分から支援金から介護納付金それぞれ課税総額を計算しまして、それに率を掛けて課税をするというのが本来ですけども、現状そういったことはやられておりませんので、ある意味でそういったお互いに融通し合って支出をしておるのが実態でございます。

○中島委員

融通し合っただけということで、余れば医療分にこれも使っていくというね、今回百五十数万円ですからどっさりというわけではございませんけれども、これはほんとに純粹の医療分の保険料、そして後期高齢支援分というのが75歳以上の皆さんの医療費をここでも負担するための支援分というのがありますね。

そして、この介護保険を支えるための介護納付金と、三つの収入でこの会計を一応任されていると。その中は、ある意味では、どんぶりやらざるを得ないと。それぞれ三つの種類のものを独立採算で運営するというふうにはなっていない。入ったらもう入ったということで運営をされる。医療の請求が多ければそちらにもいくし、介護の請求が大きければ医療分がそっちへいくしと、そういう仕組み的にはそういうものになっているということです。

1万円上がる。この際、国保税として徴収される全体の限度額がこれで幾らから幾らになるのか、一応言ってください。全部まとめて。

○国保医療課長

現状は、医療分が47万円、後期分12万円、介護分9万円合わせて68万円、これが医療分47万円、後期分12万円、介護分10万円分ということで69万円ということになります。

○中島委員

先ほど750万円、これ扶養控除等を全くしてい

ない金額の所得750万円の方が69万円の国保税を払うんだと、こういうことですよ。これはそれぞれの部署で限度額が違って、構成によって金額が違うということもありますからね、介護納付金だけが40歳未満の人はカウントされない、こういうことがありますので一律ではありませんけれども、おおよそ先ほどの750万円の方でいいますと、3人扶養控除としますと百十何万円ですよ、控除額が。普通の所得税払ったりするときの控除額。住民税だと1人違いますけど、33万円とか違いますけれども、所得税38万円、38万円掛ける3人分この所得の控除は引かない前の750万円ですから、引いてしまったら六百二、三十万円でしょう。そして六百二、三十万円の課税所得の方が69万円を払うと。1割を超える国民健康保険税になるということですよ。たかが1万円と言いますが、されど1万円でも、大変苦しいという中で、所得の実質、可処分所得でいくともっと低くなるんですよ。そこからまた住民税も引かれるわけだしということで考えますと、1割を相当超える国保税ということで、決して公平性だからだけでほんとにいいのかということも心寄せていかなければならない課題ではないかと、こんなふうに思うんですけど、国保会計全般の話に及ぶといけませんので、これ以上言いませんけど、結局滞納者が今どんどんふえているということもありますよね。そういったところで課税すれば取れるんだというのは取らぬたぬきの皮算用になりかねないんですよ。上げてたくさん取ろうと思うけれども、なかなかそうはいかないというのが現実じゃないですか。その点、御所見はいかがですか。

○国保医療課長

今このような時代であることで、所得の少ない方が多いというのは重々承知しております。

また、こういう時代であるときに、また税の方の納税もすぐに入るといことは現状ありません。徴収率としても下がっている状態であることは認識しておりますので、今言われたように、上げればお金が入るといことは毛頭考えておりません。

以上です。

○中島委員

滞納される方がふえておりますけども、うちは随分2008、2009の比較では相当滞納世帯数が減っておりますね、数字見ますとね。

しかし、これは昨年の6月現在ですけども、1,935世帯の方が払えないと滞納をしてみえるという数字があります。そして、これ随分減ったんだと。前年度は3,481世帯でしたからね、相当減ってはいるんですけども、いろいろ見ましたら、差し押さえというのは相当たくさんやったんですね。これは国保税だけじゃなく市民税とかまとめて滞納分については徴収に行くので、国保税だけの差し押さえというふうにはならないんですけども、滞納者の差し押さえ、これはどういふふうな実態をつかんでいらっしゃいますか。

○国保医療課長

ちょっと私も資料がなくて申しわけないですが、税務課の方の徴収係との話の中で、やはり差し押さえという分につきましては、その前に分納誓約だとかそういうこととお話をしています。それでもそういった約束が守られないということがありまして、差し押さえに至っているというふうでございます。

その中で、やはり低所得世帯の方については、そういうことはしてないという話も聞いております。

以上でございます。簡単で申しわけないですが。

○中島委員

低所得の方には実情を聞きまして、命にかかわるそういうことであってはいけないということで、預金だとか生命保険だとかを差し押さえると。知立市は、その二つをやっているんですけどね。年金が入ったなと思ったら、その日に取りに行ったら、全部差し押さえられちゃって、どうやって暮らそうというふうな相談もつい先日あったんですけども、差し押さえという形でやる。その人は年金だけだったので、何とか泣きついて半分だけお金を出してもらったけど、半分で2カ月間生活なんかとてもできないというふうにして、またさらに訴えを起こしておられましたけども、今言わ

れたように、基本的には低所得の方じゃなく、たくさんお金もらってるけども払わない人も差し押さえるんだということですよ。

その件数が、これは2008年度の実績ということですが、税務の方が答えたものだと思うんですが、429件、これは国保滞納者の差し押え数ということですが、429件もあるんですね。比較的、今言われたように、高額の人を差し押さえてると。払えるはずなのに払わないんだと、こういうことで押さえてるのが高額の人が多いと。今回高額の人がまた高くなっちゃうということで、そういう問題もあるんですね。

ですから差し押さえ、近隣と比べても相当の数で差し押さえられているな。岡崎市は112件ですよ。高浜は45件、岩倉が7件、安城市が188件というような中で、知立市が429件差し押さえをしているんですね。相当皆さん苦しい。

額面あるじゃないかというふうに言われるし、先ほどはサラリーマンということでやられましたけども、違ったあれで、お金が回ってるだけで自転車操業してる業者もたくさんね。融資を受けて、何とか操業して、毎月300万円銀行のお金返さなきゃいけないと。すごい大きいあれじゃないですよ。市内業者の方ですけども、毎月300万円返している。当然そういう方は最高額でしょう。額面上、多分所得がたくさんある。借りてはいろいろ仕事をしているんだけど、最高限度額はこれは厳しいと、こういうようなことも想定されるんですね。今、ものすごい業者が困っているという話もありますけども、国保の加入している多くは業者の方、そして高齢者の方、無職の方という方が入っているわけですから、国保の場合の高額所得というのは多分商売をやっている方が多いのかな。そうすると、先ほどのサラリーマン風の世帯は、これ関係ないわけですからね。実際には営業をやって大変動いてるお金は大きいけども、実際にはほんとに苦しいんだという人たちが大勢いるということであるならば、特別徴収金をもらえないかもしれない。滞納がまたふえちゃうかもしれないということであれば、ここを無理して何

日前に百五十何万円ですけども、上げなきゃいけないのと、もう少しじっくり7割、5割、2割の軽減措置も入れるための審議会をすぐに早々にやっていきたいと、こういうふうに答弁もしていらっしゃるわけですよ。だったら、もっと総トータルの国保会計のあり方についての議論と一緒にこれをやるべきじゃないかと。介護納付金だけをぼんと出して。かつてもこういうことがあった気がする。これだけをぼんと出すじゃなくて、国保全体、医療分、介護、後期高齢、そういうところでもいっぱい問題になるし、金が足りないとながってくるという話ですけども、国会でも国保税が高いという話は日本共産党、医者出身の小池晃さんががんがんやってますけども、やっぱり1割を超える負担はとてもしないということを言って、総理もそのとおりだと。何とか国の負担を少しでもふやせるように努力したいという国会答弁してるんですよ。ここのところ市からも声を上げてやってほしいなと思うんですね。国庫負担、どういう推移で下がったのか、繰上金は頑張ってるんですけども、7%ですよ、今回でも。新予算で7%。国庫負担は20%ちょっと、国庫支出金負担金という本予算になっているんですけど、ほんとにかつてはという話では、50%近い国庫負担があったと。それをどんどん切ってきたという経過がありますけど、この国庫負担の経緯と市の繰り入れの経緯、これの現状についてはどういう認識をお持ちですか。

それから市長ね、議員だったころに、あなたの最後の質問だったと思います。国保会計が大変と、国保税が高いと。一般会計の繰り入れをする気がもっとふやす気があるかと、あなたは市長に質問をした。で、本多市長が、努力したいというふうに答弁した、そういう場面があったわけですけども、そういうことも全部含めて国保会計のあり方をしっかりと審議する、そういう審議会、運営協議会やってもらわないと困るし、運営協議会にわずかな資料出すだけでは、とても審議ができないでしょう。歴史的な経過から、国の動きから全部のことを周知して審議するなんてことは、とても

できない。よほど提案が上手にされなければ誘導するだけです。皆さんの誘導のとおり審議は答えを出すということになってしまう。だから、そのところをほんとにどうするのかというね、国に対しては物を言う。民主党政権になって変わってくださいよと、少しは。市も厳しいけれども国保税どうするんだという問題はね、差し押さえばかりこんなにしていいのということにもなりますので、この辺の議論を深めない、ほんとの介護納付金1万円だけの話では困るんですね。その点はどういうふうに御所見でしょうか。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時09分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○林市長

国保の繰入金等会計の話であります。

中島委員おっしゃられましたように、私、議員時代に一般会計からの繰出金を増額等についてお考えはということで当時の市長にお聞きをさせていただきました。

当時の背景としましては、税収が今よりもかなりよかったのかなという背景が一つあったということは間違いのないことであります。

そうした中で、一つの提案として国保会計は厳しい状況だったわけでありまして、考えていただきたいという旨で申し上げました。

背景が今は、御案内のように一般会計、るる話があったように、昨年度より税収が10%落ちている。一昨年から昨年10%、そして1年度にかけて10%落ちてくるわけでありまして、一方で、国保会計というのは基本は御案内のように特別会計で運営されているわけでありまして、独立採算が基本で制度として成り立っているわけでありまして、そうした中で、今回1月21日に答申をいただきましたこの運営協議会の会長も運営協議会としても書いてありますように、国保事業の健全運営を図

るために妥当ということで答申をいただいたわけでありまして。

やはり被保険者の方には、当然ながら税収が上がっていくことになるわけでありまして、何とかしてくださいという思いはあろうかと思えますけれども、全体としては、国保会計の健全運営ということについて御理解をいただいたのかなという思いであります。

そして、今後であります、やはり国保会計は厳しい状況であるという認識を持っております。そうした中で、国に対して今、中島委員御指導いただきましたように、今後とも国保会計への財源を手厚くしていただく補助金もそうでありまして、調整交付金もそうでありまして。そうしたもろもろの国保財源を国からの財源を手厚くしていただけるように機会をとらえて言っていきたいということと、もう一つは、今回こうして介護納付金を上げさせていただくわけでありまして。いろんな機会を通じて、市民から問い合わせがあれば丁寧な御説明をさせていただきたいなど、そういう思いであります。

○保険健康部長

先ほど国の財源のことについてお尋ねでありましたので、お答えをいたします。

現在、国保会計の国と県の負担割合といいますのは、一応100分の50ということにはなっておるわけですが、その内訳を申しますと、療養給付費負担金として入る分が100分の34、100分の9は調整交付金として本則条は国は100分の43をみると。県が100分の7、この100分の7の内訳は、調整交付金も含めた100分の7でありますので、負担金の部分と調整交付金があるということですので、その調整交付金というのは、それぞれの保険者の事情によって配分をされるということでもありますので、すべてこれが配分をされるということではないということですので、現状、国が2分の1、100分の50、国・県合わせて100分の50が国・県から入ってくるということではありません。実際入ってきますのは、100分の34と100分の7、恐らく100分の40がぎりぎりの線ではないかなと

いうふうに理解しております。

それから、一般会計の繰り入れでございますけれども、これは平成20年度から一般会計をお願いをいたしまして、繰り入れをしていただきました。従来からももろもろの地方交付税措置されている分とかそういったものもありますので、その分は従前から一般会計からの繰り入れはあったわけですが、それ以外の純粋に市単独として一般会計から繰り入れをしていただきましたのが平成20年度からでございます。8,000万円ほど初年度は入れていただきましたけれども、その後は市の財政状況、あるいは国保の会計状況などによりまして一般からの繰入金というのが予算要求の中で決まってくるということになるわけですが、現実これも市の単独事業ということでございますので、この一般からの繰入金は、被用者保険の方が負担をされておられる税も入ってくるということになりますので、その辺を少し我々としても考慮に入れなきゃいかんというふうには思うわけですが、一般会計からの繰入金がありませんと、現実国保の運営というのは非常に厳しい状態でございますので、平成20年度から認めていただいております。

○中島委員

会計は毎年毎年繰り返されていくわけで、1回出ておしまいというふうになってしまうと、また次の年が苦しいわけですね。1回こっきりでいいのと。税収がたくさんあったときだからということで平成20年、今8,000万円というふうに言われましたけれども、そのあとはもうなくなってしまうと。次の会計はそれだけ穴があくということになっていくわけですよ。継続しているわけですから、その分苦しくなってしまうと。足りない分はまた保険税上げるかと、こういう独立採算の仕組みということのまた落とし穴にどぼんと入っていかざるを得なくなっちゃってね、大変苦しいわけですが、被用者負担、要するにサラリーマンの皆さんが出している税金も使って一般会計というのがあるんだから、それから国保だけに入れるのはどうかというような御意見であったわけ

すけれども、その点では、国保の世帯と人口の割合ですね、現状を一度現段階でどのぐらいなのかということをお示してください。

国保に入っていられる方がどのぐらいの割合でいるのか。

○国保医療課長

知立市の人口が今ちょっとお聞きしたところ、6万9,300ということだそうです。そのうちの国保の被保険者の方は1月現在で1万5,199円、率にして21.9%になろうかと思えます。

3月1日現在の知立市の世帯数として2万8,530世帯、それから、ちょっと国保の方の世帯については、申しわけありません。先ほどと同じで1月ということで8,776世帯、率にして30.7%になろうかと思えます。

以上です。

○中島委員

該当世帯数としては3割余ということで、人口は22%ですね、このぐらいの割合で国保に入っていられるということ。一般会計は全員の税金だからということで、だだくさには繰り入れるわけにはいかないというような話があったわけですが、全県からいっても大変知立市の一般会計繰入金は下から数えた方が早いというね、少ない状態だということをお勧めするならば、繰入金をだから入れるべきじゃないということは考えていられないと思うんですけどね。3割といたらいろんな施策をやってもね、この施策をやれば100%市民みんなの施策だというものなんかあれへんですよ。大きな公園をつくっても、その周辺の人が恩恵だわねとか、駅の高架事業、八橋の方では余り恩恵がないかなというふうにも思っても、どんどん税金がたぎ込まれるわけですよ。そういう地域的なアンバランスも市の施策の中にはいっぱいあるし、こういう国保みたいな普通の健保との関係でいうと3割の世帯ということではあっても、3割というのはそう少ない、そういう意味でいうとね、施策的にいったら、非常に特異な分野だけの人たちだけのものだというふうには思えないわけですが、そういった面で、繰

入金というものがだからだめというふうにはならないと思うんですね。その考え方はちょっと被用者保険もいるからという、保険者もいるからというだけの答弁では、今後どうなってしまうのということが見えてこないんですよ。これは税収との関係で必ず繰り入れは努力するというのでやっていっていただかないと、いつも同じ金額が入るかどうかはわからないにしても、そういった姿勢はきちっと確保していただきたいというふうに思うんです。

これね、今、3割と言いましたけど、今サラリーマンの方も、やがてみんなそこへ行くんですよ。だからみんなの問題、そこのところもあります。たった3割じゃないの。もうあと二、三年たったら国保だよという人いくらでもいる。かつて税金払ったのを国保にちょうだいよという思いだっただけで推察するとすればね、繰入金が決して偏ったものではないというふうに考えますが、その考え方もきちっと確立していけるかどうか、答弁願います。

○保険健康部長

現状、一般会計からの繰入金がないと国保の会計というのは非常に厳しいものがありますので、今後も一般会計からの繰入金を額はその時々の財政状況などによって増減はあるかもしれませんが、基本的な考え方としましては、一般からの繰入金を予算折衝の中で引き続いてお願いをしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

市長、いいですかね、その点。全体の調整はもちろんありますけども、そこにお金が入らなくて、全国版で言いますと、保険証が取り上げられてずっと我慢したら臓器がんであつて手おくれで亡くなってしまったと、こういう業者の方の声も国会で紹介されました。

そういうような命を預かるものが国保なんだということから言いますと、財政苦しいというだけで切り捨ててはならない、そういう問題が必ずある、こういうふうな立場、その辺はきちっと押さえていただくことができるかどうか、市長の答弁を求めます。

○林市長

国保というのは、私は、やはりこれは今、知立市国民健康保険であれば私が保険者になってるんですけども、本来であれば国が国の制度として同じような形でやられていくのが理想じゃないかな。そうした中で、今後とも国の方には先ほど申し上げましたが、安定財源を確保していただけるようお願いをしていくということ。

そして、もう一つ、私の考えであります、繰り返しになりますけれども、やはり本来であれば国でやること、そして常に福祉という視点ではこれもとらえることも時には必要なかなという思いはございます。そうした中で、この一般会計からの繰出金、今3億数千万円あるわけでありまして。独立採算とはいうものの、やはりこの福祉という視点も忘れることなく国保会計は考えていかなければいけないという思いは常に持っているわけでありまして。

○中島委員

国保運営協議会を4月以降早々に開くということですか。地方税法が確実に通ってからですよ、当然ね。いつも臨時会を行って、地方税法の影響に関する議案が出てまいりますけれども、そういったことでしょうか、今後の見通し。それだと時間がなさすぎるわけですよ。議論もちゃんと深めてもらうための時間は足りない。その辺はどういう見通しなのか。その際に、今の繰入金の問題も含め、全体をほんとうにしっかりと議論できるような提案をしてもらうことが必要だと思うんですけども、運営協議会の開き方について。

○保険健康部長

国保の運協は、今回開きまず運協は、地方税法の改正によりまして、従来は6割、4割の減額しかできなかったわけですけども、その縛りがなくなりまして、7、5、2の減額ができるようになったと。

それとあと、もう一つは、地方税法の改正による中身の議論に絞って、今回を今週の金曜日開催する予定でありますので、今、御質問者おっしゃいました国保の根本的なといいますかね、

基本的な財政といったものの考え方は年度をまたぎまして平成22年度になってから、毎年早ければ7月ごろにやっておりますので、その時分から平成23年度の国保財政のあり方、そういったものを御審議していただく中で、お話をさせていただきたいと思います。

でございますので、今回の運協というのは一点に絞った内容ということで御理解いただきたいと思えます。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号について、挙手により採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第11号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 知立市地域福祉センターの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

きょう資料を配っていただきまして、議案第14号が地域福祉センターの指定管理者を決めていく。そして、その次が15号がいきがいセンター、福祉の里の横に新しくできた、できたといいますか、6月にオープンするいきがいセンターですね、これの指定管理者ということで、それぞれ指定管理をするその相手として社会福祉協議会であったり、シルバー人材センターであったりという管理をお任せする団体、これについてはそうなのかなとい

うふうに思うわけですけども、予算書でもどういうふうに運営費が変わっていくのかなということかね、一本でぼんと出されている部分、福祉の里八ツ田施設管理委託料というこれまで入ってた。今回もそういう名前で膨らんでいるけど中身はということでこれが出てきたということですが、少しこのそれぞれ分けて委託料が行われるということで、ちょっと説明を一応してください。

○長寿介護課長

それでは、委員のお手元の方に資料の方を配らせていただいております。

これは①というところが平成21年度、今年度の福祉の里八ツ田の指定管理料であります。総額で2,581万3,000円であります。その中に一番上の人件費と書いてありますが、常駐する1名の方、経費までの方です。

それで2段目に書いてあります事業費といいますが、電気、水道、電話代等です。

3段目に書いてあります業務委託料といいますが、専門業者の方をお願いをするということで、夜間警備だとか、ごみ収集だとか、エレベーターの点検だとか、もろもろの専門業者をお願いをする分でございます。

4段目に書いてあります業務委託料、シルバーといいますが、時間外及び土曜日開館しますので、それをシルバーをお願いしている分と、直接社会福祉協議会の方をお願いをしている花づくり事業とか、講座事業につきましては自分とところでできませんので、シルバーの方に再委託というような形でお願いをしている分が4段目に書いてあります。

最後の5段目、その他ということが消耗品というのは枠がありまして、消耗品等というふうに書いてありますが、これは消耗品とか、契約を締結するときの収入印紙代金等が含まれております。

それで、平成22年度の②というところですが、地域福祉センター指定管理料につきましては、12カ月分が掲載されております。今回提案させていただきました議案第14号につきましては、平成22年6月1日から平成27年3月31日までの4年10カ

月ということですが、今の福祉の里の指定管理につきましては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までありますので、一度平成22年5月31日のときに指定管理を取り消しをさせていただいて、新たに6月1日から地域福祉センターを社会福祉協議会の方に、いきがいセンターをシルバー人材センターの方に指定管理者としてお願いをするものであります。

それにいきがいセンターの指定管理料といえますのは、10カ月分が掲載してあります。そうしますと12カ月と10カ月分を足したものが総トータルで今回当初予算に計上させていただきました3,461万7,000円です。

それで、委託契約のする場合につきましては、個々に積算した金額で結びますので、平成22年度の指定管理料につきましては、今お手元の方に配付をさせていただいた金額で契約を結ぶ予定であります。そうしますと、平成21年度と平成22年度の比較をさせていただきますと、総額では約880万円程度増額になるということになります。

○中島委員

ありがとうございました。

新しい施設ができて、880万3,246円運営費の委託料が増額する、一つ大きな施設ができるわけですからね、その辺がふえてくるというのは当然のことになるわけですね。これからもこういう形で毎年あの分がふえてくると。

それぞれの施設の人件費という点では、1人分ずつの人件費がここに挙がってるということですね、市の再任用の方。

○長寿介護課長

ここに書いてあります人件費といえますのは、再任用された方ではありません。会館の運営をするのに当たりまして、常駐される1名の方の人件費となります。

○中島委員

ここには再任用の人はいないということですね。市の方を退職されて、改めてここで採用されているという、再任用は市の職員という肩書がありますからね、それではないということでお二人の方

がみえると。この差額は12カ月分と10カ月分の差額ということで250万円余というのが人件費としては委託料の中に入っていると、こういうことです。

その他、シルバー人材センターの運営費補助金などは別にありますね。これは施設の管理だけ。社会福祉協議会の補助金というのをまた別にありますね。だから、事業そのものは別々に補助金が出て、これは建物の管理に関する費用だけということで3,461万円が建物の管理に必要なものということで出てくると、こういうことになります。水光熱費も建物が別々ですから、これもはっきりこうやって分かれてできるわけですね。専門業者、夜間、ごみ、エレベーターの管理等が今行われている専門業者があるということですが、こういう業者については、それぞれ今後入札をしていくんですか。どのように専門業者を選定していくんですか。

○長寿介護課長

これにつきましては、基本協定を結ばさせていただきますので、基本協定の中には、どこどこ業者というような名称は出てきません。指定管理者の方にこれだけの金額で施設管理をお願いしますということで市の方をお願いをさせていただきますので、指定管理者として受けた法人の方がそれぞれ安価な方法で契約を締結されると思います。随意契約になるのか、競争入札をされるのかは指定管理者側でないと私がちょっとお答えすることが難しいです。

○中島委員

時間外のところとか土曜日の管理、これは今もシルバーにやっていたいただいているわけですね。これも今回の地域福祉センターの指定管理の中に入っているんですが、これについてもどこに委託するかということはそれぞれの業者が決まると、こういう基本協定の中にもそれも入っていないと、こういうことですか。

○長寿介護課長

委託料という中で、専門業者以外につきましては、シルバーの方に行っていただくのがベストで

はないかと考えております。

○中島委員

それは協定の中に書いてあるということなんですか。

○長寿介護課長

基本協定を結ばさせていただいて年度協定を結ぶわけですが、基本協定の案の中にはシルバーの方をお願いしていく方針であります。間違いないです。

○中島委員

これについては書いてあると、基本協定の中にシルバーで夜間や土曜日の開館についての管理、そして花づくり等についてもいろいろということがありましたけども、地域福祉センターといきがいセンターではおのずと中身が違ってくるといふふうに思いますけど、そこは高齢者のいきがいセンター、今は高齢者の年金プラスアルファの仕事というふうに頑張っていられる方もいますけど、そういう生きがいの場所として、その部分はシルバーの方のしょうと。それがシルバーの関係で言いますと、平成21年度は798万円、約790万円の部分が1,080万円ということで約300万円ほど開館だとかの管理の委託料も相当ふえるわけですね。人数が相当違うからこういうことになるんですか。別々の建物だと、それぞれにきょうは日曜日こちらに1人いて、こちらにも1人いてというふうに別々になるということで、これが結構大きく膨らんだということですか。

○長寿介護課長

現在シルバーの方をお願いしておりますのは、地域福祉センターの分につきましては清掃管理もお願いしております。それと時間外の費用もあります。それが新しく建屋を今つくっておりますので、新しい建屋につきましても清掃業務はおのずと出てきますので、時間外にかかる費用と清掃管理にかかるお金そのものが加算されるということで御理解を願いたいと思います。

○中島委員

管理料そのものが一つでいいというわけではない。施設がふえますからね、2階建ての大きな施

設がふえますので、それにかかる費用も出てくると。これは内訳はこうということでもありますけれども、中で入札、随契それぞれ専門業者に関してはやるといようなこととなりますけれども、これはそのことによって経費が大きく変わった場合には契約料も変わるんですか。

○長寿介護課長

この指定管理料を予算に計上させていただくときには、従前どのようなことといたしますと、例えば、夜間警備につきましては、現施設につきましてもセコムの方をお願いしております。

それで、新しくつくる建屋につきましても、例えば、セコムでお願いするとどのぐらいかかるかということが、その業者の方から見積もりをいただいております。ですが、セコムありきということはありません。ほかにも警備会社がございますので、お願いするところが安価な方ですね。

差額につきましては、これはあくまで10カ月分を回してみた結果、不足分が出ましたら指定管理者の方にはお支払いしなければいけないのかなと思っております。要するに、過分ということですかね、余分にお支払いした場合については、清算を打って返していただくのが妥当ではないかなと私は思っておりますが、そうしますと、指定管理というものは、その建屋そのものを受けて行うわけですので、過分なものが出る可能性もあるかもしれませんが、初めて行う新しい建屋なものですから、一度それは精査をさせていただきます。要するに、過分が出た分については返していただく、不足分が出た分につきましては加算させていただくというふうに私自身としてはそうやって考えております。

○中島委員

課長が個人的に考えているとそういうことですが、管理料といっても難しい管理じゃなくて、多分いろんな施設、新しい、古いはありますけどね、施設そのものを管理していただくので、そう目新しいことをやっていただくものではないので、ある程度の試算はできるかなというふうに思って、予算はそういうものかなというふうに思っており

ます。

そういう考え方というのは、例えば、文化センター、ここ関係ないんですけども、委員会としては、文化センターで管理費の安くなった分は返してもらったり、足らなかつたら出したりと、そういうことができるんですか。やっていないですよ。副市長、おわかりですか。わからないね。ここの中にある管理者でいいですよ、コミュニティ。現在でもそうなんだけど、どうですか。

○長寿介護課長

現在、平成18年から指定管理者をお願いしております福祉の里八ツ田につきましては、指定管理料年額をお願いしまして、過分になっても返還はいただいております。

○中島委員

あなたのところにあるんですよ。ほかはあるかなと思ってちょっと考えてたんですけどね、過分になっても返してもらっていないと、今は。そうなんです。ちょっと補正、そういう意味の委託料というのはなかなか補正ないですもんね。過分で足らなくなっても出さないし、残っても返してもらわないということで現在はやっていると。足りないことがあったんですか、余ったことがあったんですか、両方。

○長寿介護課長

これが平成18年からすべて平成20年までは、平成21年はまだお金出てませんので、平成18年、平成19年、平成20年につきましては、社会福祉協議会の方に出向きまして、幾ら必要経費がかかっているか把握はしております。

会計上、社会福祉協議会の会計上、本館全部の経費を、社会福祉協議会の会計上では三角になっております。要するに不足しておるといような形になっておりますが、あそこの建屋全部につきましては、あそこも事業を行ってるんですよ。そうしますと市をお願いをしている分につきましては、私どもは85%と88%の経費率を掛けて算定をしておりますので、100%そのままの金額を経費として計上されてしまいますと、社会福祉協議会の会計上示されているとおりに不足分になります。

しかし、市の方としましては、12%とか15%はあなたのところが事業をやってる分がここの中に入っているんですよというように計算をしますと過分になっております。

○中島委員

事業の補助金が予算の中に出ているんだけど、2009年度は963万6,000円、社会福祉協議会の補助金、平成10年度は475万円、ちょっとこれはいきがいの方の事業にもかかわってくるということも含めて減ったのかよくわかりませんが、事業そのものについていうと、こうやって年度ごとに出してるんだけど、今言われた事業というのはこの中に事業に入るんですか。ちょっと理解できませんね。

事業は事業補助があつて、別に。これは管理委託だから開館利用だけのことについての委託料なので、事業にはこれは関係ないと思うんですけども。

○長寿介護課長

社会福祉協議会は介護保険の保険者としてあそこで事業を行っております。そうしますと、あそこで使われる水、電気、その分については開館運営の費用でありませんので、営業目的で使われる分ですから、その分につきましては12%を引くとか、15%を引かさせていただいて計算をしております。

○中島委員

ということは光熱水費、それからセコムとか全部も案分で、あそこで行っているデイサービス、包括支援センターもありますけども、そういった介護の事業の部分については案分でも出してもらってると、出してもらわなきゃいけないと、ここへ。事業者から出してもらうんですか、それは。事業者からその分出してもらったのなら、ここの中に歳入すれば福祉協議会の方は不足にならないんじゃないですか。どういう約束でやってるんですか、それは。デイサービスとは。

○長寿介護課長

例えば、個々に説明をさせていただきますが、夜間警備につきましては建屋の管理ですから

100%です。ごみの収集につきましても100%です。浄化槽の維持管理につきましても88%です。12%は向こうにもっていただきます。給水設備の保守点検につきましても100%です。定期清掃といたしますのは、これは専門業者に年4回行っていただきますので、この分につきましても88%が市の負担であります。消防設備点検につきましても100%です。防火対象物の保守点検につきましても88%です。自動扉の保守につきましても100%です。空調設備につきましても88%。熱電源保守につきましても88%。エレベーターの保守点検につきましても100%。浴場用の設備保守点検につきましても88%。あと清掃機器リースというダスキン使っておりますので、これは100%市の方が負担しておりますので、委託料としまして、必ずしもすべてが88%にはなり得ないものがありますので、そのような形で平成22年の当初予算は計上させていただきました。

○中島委員

今言われた12%がデイサービスの事業者もちだよというのが幾つかあったわけですね。水道料もそうだとということですね。

それで、その分は差し引いた金額がこの契約金額であると。そして、受けた指定管理者である福祉協議会は、そんなこととは思ってなかったんですか。それは十分承知していたと。過不足分があるというようなことは、この範囲でいうと現実にはない。12%分はデイサービスの業者からいただいでくださいと、こういうことですか。その辺がきちっとルール化されているかどうか、両方の団体にね。どうですか。

○長寿介護課長

指定管理料で受けている額、先方とは話はしてあります。ですが、先方の会計上は88%とか12%の振り分けがなくて一つの帳面勘定の中から全額を落としてしまいますので、社会福祉協議会の会計上からいけば、指定管理料の12%分の足りない部分が赤字にはなっております。

しかしながら、12%分は事業者が負担しなければいけないものですから、市の方からお願いして

いる指定管理料においては、過分が生じているのが現状であります。

○中島委員

だから、デイサービスの業者には12%を現実には支払っていただいているの、いないの。そのところはどうか。社会福祉協議会がデイサービスの業者に求めて、それをいただいているという関係にあるんですかということを知っている。

○長寿介護課長

そこは社会福祉協議会はそのもの事業所がやっておりますので、そこで収益が上がってきますので、その収益分をここの中に入れるわけですね。社会福祉協議会は介護保険の事業者ですよ。会計は別で、そこの中に収益分が入ってきますよ。収益として。介護報酬収益が入ってきますよ。事業者分の収益。だけど、その収益というのは、保険適用の収益分ですよ。だけど、かかる費用そのものといいますのは、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんが入浴をしていただきますよ。その分の中には水道料金がかかりますよ。そういう分につきましては、この88%、12%分が削除してあるということです。

○永井委員長

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時56分休憩

午後0時58分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

先ほどの契約委託料の関係で過不足があった場合の処置はどうするのかということがテーマでいろいろやりとりをしていたわけですが、そのいろいろありましたけど、総まとめということで対応について基本をお話ください。

○長寿介護課長

次年度に清算とさせていただきます。

○中島委員

総まとめが簡単すぎるものだから、がっくりしちゃうんだけど、これからの契約、これに関して

は、社会福祉法人相手、それで利益を目的としてはいけない団体、こういうことですから、過不足があった場合、不足した場合には水道料が足りないとかね、いろいろあるでしょう。そういう場合には出すということと、そういうものが不足している場合にはこちらがまた追加すると、余ったらもらおうと、こういう調整を原則としてこれからずっと毎年行くと、こういう結論でよろしいですか。

○長寿介護課長

そのとおりでございます。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について、挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 知立市地域福祉センターの指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 知立市いきがいセンターの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号について、挙手により採決します。

議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 知立市いきがいセンターの指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

51ページ、けやきの会補助金1,800万円の減額説明からお願いします。

○福祉課長

けやきの会の補助金でございますけど、これにつきましては、現在建設しておりますケアホームに、そして日中一時支援施設です。ケアホームにつきましては、国・県と助成金、自己資金といったような形でやっております。市の補助金としましては、日中一時支援施設ということで補助金を全額出しております。これは、いわゆる国・県の補助金がございます。ですから市が全額出しております。

建設しまして入札しまして、結果的に残が出てきたということで今回減額補正をさせていただきましたんですけど、まず、建設事業費が全部で9,993万3,000円、ケアホーム、日中一時両方ともです。これは当初予算でございます。日中につきましては5,814万2,000円、これが日中一時支援施設の建設費の予算でございます。結果的に日中一時につきましては、最終的に市の補助が6,500万円という結果になりました。入札等の差益も生じまして、こういった結果になりました。その減額補正を今回させていただきました。

○中島委員

最終的に6,500万円だったという、今、数字が当てはまらないのでちょっと戸惑っておりますが、日中一時の方だけが補助を行ってきたと。当初予

算は5,814万2,000円と。6,500万円だったというのは話がちょっと合わないなと思って、せっかく説明していただいたので、もう少し数字を正確なところを教えてください。

○福祉課長

詳細につきましては、まず市の補助金の中では建設費が5,814万2,000円の補助でございます。その中に、また別として市の補助がございまして、備品もみております。これが5,000万円。それから設計管理が185万8,000円、この三つの合計が市の補助というふうになります。

○中島委員

その合計が結果的に6,500万円ということですね。日中一時支援施設というものが間もなく、そしてケアホームも間もなく完成という、こういうことになっております。

この間、これはこういう施設ですけれども、小規模の施設ということで、なかなか火災の対策が十分じゃないということで、北海道のグループホームで火災が起きましたよね。275平方メートル以上は義務化がないと、スプリンクラーのというようなことで大惨事になってしまったわけですね。7人でしたかね、お亡くなりになった。職員が1人だけだったということの中で、なかなかそういう体制しかとれない裏話や、それからスプリンクラーの対応ということが法律的になってるんだというようなことがあって、もっとそれは何とかしなきゃならないということがしきりに今、言われているわけです。こういう福祉施設のそういった火災の予防、こういう点では、どのようになっているのか、その辺は今回はどうですかね。

○福祉課長

今のところ、そういった設備は設けておりません。

ただ、消防の方の届け出もしておりますし、そういった防火安全については何とかクリアしておるところです。

そういったものはつければ一番越したことございませんですけど、たしか300平方メートルという基準がまた変わってきておるような私もちょ

っと聞いておりますので、その辺もちょっと一回確認して、今後そういうものが必要であれば、また考えていかないかんと思います。とりあえずは一応届け出して許可を得ております。

○中島委員

この施設は、275平方メートルというふうテレビで報道していた数字なんですけど、以上が義務という、この施設についていうと、これは該当しませんか。

○永井委員長

しばらく休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時09分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

消防検査を受けるものということで、延べ面積が300平方メートル以上、これは受けなければならないということになって、スプリンクラー設置の基準が1,000平方メートル以上となっております。

消火器は当然150平方メートル以上ということですので、こういった基準の範疇でやっておりますので、特に問題ございませんですけど、ただ、平成21年4月1日から改正されたものですから、このスプリンクラーが275平方メートル以上ということになっております。ですから、今の施設でいきますと、全部で面積が223.8という数値になっておりますので、その以内ということでございますので、消防の届け出はしなければなりませんけれど、スプリンクラー設置については問題ないじゃないかなということでございます。

○中島委員

ぎりぎりのところだということですね。275以上ということだけれども、この施設は223.8ということですから、50平方メートルぐらい基準より小さいということでもあります。それでも今あのような大惨事ということになりまして、今、注目をされて、きょうの朝日新聞でもトップで、この間

題どうなんだということが載っております。施設が最近はいさい施設もいろいろできてきます。ヴィラトピアとかああいう大きい施設じゃなくて、今回できるのも緊急の会合施設ですか、29床、ああいう施設だとか、だんだん小規模で身近にあって使いやすいということが非常に今は求められているということもありまして、小さくなってる。そういうところで、小さいけれども集まっていっしやる方が障がい者で、十分な火災のための防火対策が自分自身ではできかねるというような方たちを、高齢者でもそうですし、認知症になったら火の始末がおかしくなるとかいう話がいっぱいありますけれども、そういう方たちの施設ということになると、この基準ぎりぎりですらセーフだというふうにみていいかどうかということが非常に問題になると思うんですね。

そういった点では、この施設も市がつくる施設ではあります。市が全部出してるんですね、これね。つくるとしたら早目に設置した方がいいし、その辺の検討どうでしょうかね。

それと今回、北海道の火災は、グループホームでした。完全に痴呆の方を預かっている施設でした。だから何か異変があっても、すぐに入っていっしやる方自身が通報するとかそういうことができないような環境にあったということも悲劇のもとだったんじゃないかと思う。また、職員1人しか配置できないという今の介護制度も大変だと思えます。だから、そういったものもあります。

ですから、市内でグループホーム、今は2カ所ですか、3カ所ですか、そういったところも一度こういう基準も含めて実態を調べ、支援が必要なら支援をして、命を守るためのそういった施策を講ずる必要があるんじゃないかと、こんなふうに考えているんですけども、実情などわかれば、そして検討をこれからやっていただけるのか伺います。

○福祉課長

当然ケアホームを日中一時の施設について、やはりそういった火災に対して安全、特に障がい者ですので、そういうお話もさせていただきました。

それなりに費用もかかるし、それとケアホーム、日中一時だけでもございません。ほかの施設もございませんものですから、そういった全体的なこと考えると、また莫大な費用もかかってきます。

ですから、ほんとに必要な性、またけやきの理解、考えがないとやれないことですので、そういったのも一回消防等も含めてお話し合いをしたいというふうに思っております。

○中島委員

特にそこで昼間よりも寝泊まりするという場合が見る方の手が少なくなるということも含めて、今回の北海道の火災というのはあったわけですね。だから寝泊まりする施設は特に注意しなければいけないということなんですよ。基準から外れていても寝泊まりする施設はどうなんだろうという、こういう視点もまずは優先的に進めていくべきじゃないかなと思うんですが、今あるグループホームの面積基準ですかそういうことでしょうか、わかりますか。

○福祉課長

ちょっとケアホームの方が面積がそんな大きな規模じゃございませんものから、日中の方が広いぐらいです。

確かにケアホームは寝泊まりします、当然ながら。日中一時支援も今後ショートステイという形に切りかえていくというのも、全面じゃございませんけれど、一部そういった面もございまして、そういう寝泊まりしていく施設について何かあるといけないということも十分私も思っておりますものから、十分対応せないかんということですから、一度けやきと相談をさせていただきます。

○中島委員

それとグループホームね、みんな民間ですので、すぐに資料はないわけですけど、こちらで教えてください。

○長寿介護課長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検のことを多分お尋ねだと思うんですけど、それは平成21年の4月施行の消防法の施行例により新たに義務づけられたのがスプリンクラ

一だとか、自動火災報知機設備及び消防機関への通報する火災警報設備等の消火設備の設置を平成24年の3月までに行いなさいよというような猶予期間がついておまして、現在知立市内にありますグループホームの状況ですが、なごみ、ながしの里、2カ所ございます。それになごみは、延べ床面積が446.60平方メートルのものですから、既にスプリンクラーは設置しております。

それで、ながしの里は以前から開所しておりますので、2棟ございまして、2階建ての方が延べ床面積が298.12平方メートル、平屋建ての方が288.30平方メートル、合わせて586.42平方メートルの建屋を所有してみえますが、スプリンクラーが未設置のため、平成23年度にスプリンクラーを設置する予定で現在進めておみえになります。それが現状であります。

○中島委員

ありがとうございます。

なごみの方は既にあるが、前からの分が法改正で義務化になったということで、一応平成23年、これは平成24年3月までというのが法律ということで設置をするということですね。これは大変お金がかかるという話がある。2棟別々につけなきゃいけないんですよね、ながしの場合は。大変お金がかかるという話なんですけど、こういったものに対する補助というものは全くないんでしょうか。

○長寿介護課長

福祉空間整備補助金というものがございまして、平成23年のときに私どもの方からお願いをしていきます。

○中島委員

補助金がつくと。大体どのぐらい費用がかかって、2分の1とかそういうこともわかりますか。補助の内容とか基準ですね。テレビでは大変高いと。だからなかなかね、これは義務なので絶対つけなければいけないんですが、先ほどのケアホームのように、基準では下回っているけども、ショートステイなどで寝泊まりもするということになるのでね、寝てる間に火災が起きてはいけないと

いうことでスプリンクラーはどうかという、こういうことなんですけど、何しろお金が高くて基準外のところはとても手が出ないよという話もあるわけですよ。基準以外だと補助金がないということですよ。一般的な補助の概念からいったらね、義務でないところには補助もつかないということだと補助金なしでケアホームの場合は、丸々自己負担になってしまうよという、こういうことにもなりかねないということで、設置を推進する方向でね、そのあたりをやはり話し合っていたらいいなと。

けやきにつけなさいといったって、今はという話になると思うんですよね。だから、市が援助するからつけなさいというような話もってなければいいわけなんですよ。法的な補助はということなのか、それに見合ったぐらいの割合で補助ができないのかというそんな議論ができればいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉課長

そういったようなことで何かが起こるといけないということで、そういう火災等で障がい者の方々、なかなか逃げおくれしてしまうと大変なことになりますので、十分その辺のことを頭に入れてお話しさせていただくということで進めていきたいと思っております。

費用については、どれぐらいかかるかというのは私もまだちょっとわかりませんものですが、ほんとに全部つけば莫大ですから、特に必要な寝泊まりするところを中心にしてお話しさせていただきたいというふうに。そのものを補助するかどうかは私はお答えできませんですけど、ただ、つけていく方向でお話しはさせていただくようにしていきたいと思っております。

○長寿介護課長

福祉空間整備費補助金につきましては、補助率についての資料手元に持っておりませんのでお答えすることはできませんので、休憩時間を挟んでお答えさせていただきます。

○中島委員

ぜひその辺を明らかにしながらね、設置する推

進するという話を話し合っていたきたいなというふうに思います。余り膨大だったら、ほんとにこの補助制度に見合うような割合で支援をするというね。あとは自分持ちも結構あるよということにもなるかもしれませんが、全体のあそこの施設そのものをいうと、ある意味莫大に市費でつくった施設ということになりますから、あとその辺頑張れないという話かなという気もするんですけども、いろいろな障害者自立支援法も今後大きく手直しがされるような方向もありますし、運営そのものもいろんな形でけやきも変わってくるということもあると思います。ですから、そういうものも含めて、けやきの体力でスプリンクラー設置がどこまでできるのか、援助がどこまでできるのかと、こういうテーマで一度話し合いのテーブルについていただきたいというふうにお願ひしておきます。補助金制度については、また教えてください。

それから、福祉課長に申し上げたい。生活保護の関係です。

大変人数がふえて世帯もふえて、2人新しい体制づくりでケースワーカーが配置される方向が確認をされております。今年度中という点でいうと、今回は補正予算では臨時職員が三角が36万4,000円と推進会議の審査手数料が5万8,000円、半額ほどになっているという、こういう補正が出ておりますが、今回のこの辺の補正について一応聞いておきます。

○福祉課長

シビアに見ましたところ、臨時職員の途中で切れます、6カ月雇用から、その間の2週間抜けますし、細かく調べました。そういったものやら年次休暇で有給取れる分はいいんですけど、それ以外で休まれたのを全部拾い上げて、最終的実績見込みを出しましたら、この不用額が出たということでございますので、特別何かが行ったというわけではございません。予算は年間フルに予算化してありますものですから、そういった不用額が生じたということでございます。

精神科は、生活保護の中に精神科に診ていただ

いている生活保護の方がございます。そういった方々について、もっと専門的に刈谷病院の平野院長先生に、どこの市もそうです。衣浦5市は皆さんやっております。そこで診ていただく費用が出るわけです、手数料として。これが一応件数が少なかったと。年間フルにあるじゃないかということでありましたですけど、数が少なかったということで大幅な減額が出たということでございます。

○中島委員

精神科医にこれは審査手数料ということですよ。医者にかかってらっしゃる方はみえるんですけども、精神科医はこれはどういった審査を行うんですか、この手数料というのは、病院へかかったときのお金ではないですもんね、これは。どういうふうに精神科医が生活保護の方とのかかわりで仕事をさせていただくのかということをもう少しお知らせください。

○福祉課長

まず、生活保護の方で精神科にかかっている方がございます。その中で、要否意見書というものがございます。いわゆるこの方の病名についていろいろ医者の意見書が出ておりますものですから、それに基づいた処遇等や何かを相談に、平野先生という方でございますけど、院長の、いろんな御指導を得ると。処遇方針、今後のどういったふうにして対応していったらいいとか、もっと入院した方がいいとか、いろんな御意見を聞いて対応していくということでこの先生に診ていただく。報酬じゃなくて、どこの市も手数料で出しておるんですけど、そういったような内容でございます。

年間1回診ていただくと。先生も忙しいものですから、どこの市も決まっておって、月に1回診ていただくことになってますけど、ただ、12回組んだところが、そういった対象者が余りなかったものですから、多いときはまた違ってきますけれども、年間4回しかございませんものですから、それで大幅な削減ということでございます。

あくまでもその先生に今後の治療方法やら処遇やらいろいろ聞きながら対応していくと、相談を

受けるということでございます。

○中島委員

医療機関にかかっているお医者さんでなくて、これは市が契約していらっしゃるお医者さんに相談をするということですね。

だから、病院にかかっている方、市外でかかっている方もいるんですけども、その方の場合でもこの先生に今後どうしようかという相談を諮るという、こういうことですかね。意味があるんですかね、それは。病院へ行って、専門家の病院でずっとかかってやってるんですけども、全然かかっていない病院の先生に、これからどうするというのを月に1回相談に行くんですか、本人が。

○福祉課長

本人が相談でなくて、ケースワーカーがそこへ刈谷病院へ行きまして相談をするということで、精神科に通ってる方は治療専念、治療を主にやっておりますので、あとのフォローがやはり必要ですので、例えば治療を受けていても、ある病院へ行きなさいという話も出てくるかも知れませんが、もっとこちらの方がわかるようにワーカーが出向いて行って先生にお聞きするという事になっております。

○中島委員

実態はわかりました。実績に応じてということで半分ぐらいになったけれども、ワーカーが多分あそこまで出向いて相談する時間がなかったねという気もします、私は。Aさんがこういうふうで病気でかかっているけども、今後どうやってやろうかなんてことを刈谷病院へ行ってワーカーが月に1回相談に行くという時間は多分ないと、今までの中ではね。家庭訪問だつてできないんだもんね、なかなかということになつたのかなということもちょっと想像はいたしますが、一応こういうことで実績的にはこうなつたと。

これは5人のケースワーカーになれば、もう少し細かくやれることになるかもしれませんね、この点もね。ほんとに病気の方は悩んでいらっしゃいますし、自立したいという思いがあつても、ほ

んとにできないという悩みの中で、大変ですね。はたで見ていてもね。だからケースワーカーもどう対応していいかということのをこれはしっかり相談するというこういう予算だということですね、これが生きるような体制でやっていただきたいというふうに思います。

それから、今の生活保護受給者がどつとふえていくというこの中では、やっぱり若くして仕事を失った人がどつとふえたということが最大の特徴だと、この間の生活保護の受給者がふえた中ではそれが最大の特徴であつて、就労相談員がみえます。若い人から就労していただけるような援助をするということで国の方の支援ですね、人件費もね。置いていただいて仕事をしていらっしゃるんですが、その事業実績が進んでるのかなと、大変かなと、そんな感じがするんですが、御披露ください。

○福祉課長

平成21年から就労支援相談員ということで配置させていただきました。

今現在2月終わりました、10カ月たちました。相談は非常にやはり多いです。計算しましたら163件相談がございました。これはやはり仕事がないということですね。

あと、訪問もやはり生活保護になってから訪問も行き、それは就労指導の中で相談の中で行ったりしております。これは8件です。

あと、企業の折衝もやっております。これもやっついていかないと受け入れがないと困りますから、ハローワークだけじゃなくて、ハローワークもデータを見ながら企業に折衝していくということもやっております。これが非常に多くて50件やっております。

それからあと、面接に行かれた方が、うち45件、165人の相談者の中から45人面接に行かれました。しかしながら、厳しいものですから、当然落ちてしまいます。何とか就職できた人が17名、この方は自立していくと思います。

ただ、すぐに生活保護は切れません。安定するまでは見ていかなければなりませんので、もちろ

ん収入があれば生活保護費は幾分薄くなるか、出さない場合が出てきます。収入があると出さないことになりますから。

あと、折衝ほかで職安、技術専門学校、これを入った方もございますけれど、そういった方の件数として折衝でございますけど、官公庁の、15件ということでございます。

昨年やりました企業を迎えて事業所と職業の説明会、面接説明会も行いました。これは中央公民館でやりました。

あと、緊急人材就職支援基金の創設のお知らせも流しております。これはAケースの対象者、これは就労が必要な方々に郵送で送らせていただいております。こういったことを就労支援相談員がやっております。

以上でございます。

○中島委員

ありがとうございます。

大変たくさんの努力をしていただいて、就職ができた方は17人であったと。1割いかないということですね。なかなか厳しいと。川柳でやってみました。にぎわいをハローワークがひとり占めと。一番今にぎわってるところがハローワークだと。だけでも仕事はもらえない。もう50歳を超えた人は行ったら、もう窓口でだめだよ。50歳超えたらもうだめ。まだ元気な若い男性が、50歳超えてるからといってだめだめといって印かんだけもらって帰ってくると。その方、生活保護を間もなく受けなきゃいけないかもしれないと。もう雇用保険が今月で切れちゃうということなんですよ。ほんとに仕事がない。どうやって探したらいいのかということとはまたなかなかわからないということで、この就労相談員の方、これまでの経験を生かして企業とのつながり、顔も多少は効くということで相談に乗ってもらってるという話も聞きましたけれども、ほんとに力入れていけないと、もう400人近く生活保護の方たちがいるわけですけども、自立するのには道のりが遠いと。したくてもできないということです。

Aケースという今言われ方をしました。まだ働

けるけれども仕事がなく生活保護になってるというAケース。Aケースだけだと何件というふうになってますか。高齢者の方は担当窓口もほとんどあきらめムード。障がい者、病気、これも完全あきらめムード。Aケースの人がたった17人しか仕事が見つからないという状況の中で、ほんとに苦労している。どうですか。

○福祉課長

Aケースにつきましては、2月も出ておりますけど、1月末現在でおきますと、その他の中で167ございます。これは全部じゃございませんけれど、母子は18歳までが母子家庭世帯ですけど、それを子供が超えてしまうとその他に入っちゃいますからこれは全部じゃございませんけど、100以上は必ずAケースの方々が。小まめに数えてはおりませんものですから申しわけございませんけど、以前、平成21年の1月ですとAケースは18名です。ぐっとふえております。なかなか大変な業務でございます。

以上でございます。

○中島委員

国のこれは大きな失策だというふうに思います。景気対策を抜本的にやらなければ、知立市がどんなにあがいても167人もAケースがいる中の17人が就労できるようなバランスですよ。ほんとにそういうことですから、Aケースはほとんど就業的には声をかけ、相談をやってるということですね。相談員がちょっと来てくださいと。連絡いただいて来てもらってやってるんですよ、本人もすぐ飛んで来るんですよ。何かあるかなということで、ほんとにこれは積極的にやっていただきたいなど。この就労指導員、相談員をふやせば仕事がふえるというものでもないかなという気もするけど、その辺は大丈夫ですか。就労相談員が1人でやってるという点では大丈夫かということです。2人になったらもっと見つかるということの保障があるかどうかわかりませんが、その辺はどんなあんばいですか。

○福祉課長

今のところ、確かにやり方次第でございますけ

ど、全部を順序立てて、特に年齢が若い方を絞り込んだしておりますので、すべてをやるということは50代の方もございますので、その方はハローワーク行っても就労活動したという証明もらってもこれは就職はなかなかできないことはわかっておりますので、努力をしていただいているというところで私の方はとどめております。

ですから、相談員としては若い30代、40代、20代、そういった方を中心に絞ってやっておりますので、多ければそれは委員の言うとおりに越したことはないですけど、今のところは相談員もそんなに大変だということは聞いておりませんので、もう一人おれば越したことはないという今の気持ちでございますので、何とかこれで頑張っていきたいというふうに思っております。

○中島委員

相談人の方も毎日出勤じゃございませんので、ですから、穴があいたところをもう一人こういう人がいてもいいじゃないかなという私は考えております。

国の方は1人しかだめなんですかね、これは。人件費は出てるんですよね。それはプラスしてもらえないんですか。毎日みえるという、こういうふうな形にできないかということです。

○福祉課長

国の方は人数は関係なしに、セーフティネットで補助金10分の10いただけますので、これはすごくいい制度でございますので、例えばフルに今、曜日が出て来られるのが火曜日と木曜日と金曜日でございますので、あと月曜日と水曜日が来ていただければ毎日いるという体制ができるわけでございますけれど、今1人だけですと毎日は無理でございますので、増員かけて補助金がもらえないことはございませんので、できればそういうふうになったらいいじゃないかなとは思っています。

○中島委員

ぜひね、お留守になる曜日をもう一人来ていただける。週2日ですけどもね、雇用がちょっと広がるじゃないですか。100%人件費は出してもら

えるわけだから、市が負担しなくてもいいわけですよ。こういう生活保護の方を一刻も早く自立させようというもとのである施策ですから、知立市のようにどっとふえて、県下で率が2番目に高くなってしまったというこういうところですから、相談員がもっと配置されてもいいんじゃないかなと思うんですよね。これは今からじゃもう来年度プラスするのは手を挙げて間にも合わないんですか。いつからだったら間に合うのか、その辺せつかくですから活用しましょうよ。

○福祉課長

当初予算にはそのような対応はできませんし、今の体制ですと経常経費で載せていただきましたですけど、あと、国の方の協議でございますけど、今後協議が行われると思います。知立市としては、こういうふうに配置していくという協議さえすれば、国の方は助成ができるじゃないかなというふうには思っております。

○中島委員

遠慮しないでこの部分は保護世帯が多いんだから、たくさん配置してもらおうような手だてを積極的に取りましょうよ。しっかり配置のことを責任持ってやってくださいよ。ぜひ積極的に。いいですか、これは、ふやす方向で。

今のままでいいわとっておらんで、やりましょうということを私は提案してるんですよ。そうじゃないと、いつまでも仕事がない人が、少しでもふやしたいもんね。どうですか。

○福祉課長

ワーカーとも一回相談しまして、私はいいことだと思います。それも国から大切な補助金をいただけるという、こういった事業をやはり活用していくということは一番いいと思います。

しかしながら、私もこれで3月で終わりますので、次の方に十分申し添えて退職させていただきます。よろしく申し上げます。

○中島委員

力のある方がいなくなっちゃうと、ほんとに寂しいなという感じがしますけども、置き土産でしっかりとその辺を配置できるように順序立ててや

っていただきたいということをお願いをしておきます。

35ページの歳入ですけども、古紙類売却代というのが62%も減額になっているんですね。493万円の減額。この減額理由はどんなものでしょう。当初は790万円の見込みが490万円になってると、減額がね。

○環境課長

平成20年度と平成21年度の古紙類の売却単価の差益があります。平成20年度ですと段ボールですと約10円から7円、新聞ですと12円から9円の間でキログラム当たり売れておりました。それが平成21年度は段ボールですと3.5円から3.7円、新聞ですと5円から4円50銭、この差額が非常に大きいものですから、量が大きく変わったというわけではなくて、売った単価の差で大きな減額になっております。

○中島委員

収集の量としてはほとんど変わらないと。減らなかったですか。単価だけが減ったと、こういう説明ですね。収集は減らないということですね。

古紙の回収そのものについてずっと議論がありますけれども、午前中に古紙を回収していただければ資源回収場所で回収できるけども夜じゃだめだねという話で、そこで地域の月2回収がストップしちゃってるということですよ。無理やりにやりたくないという町内もあるのかもしれないし、いろんな町内によって古紙の回収の仕方が違うということも少し環境課でも聞きました。子供会やPTAが広くやっているところは、それで全部出せば不便はないとかいうところもあるし、町内によってすごく違うというようなこともだんだんわかってきたわけですけども、一斉に市が古紙回収をやっているこの方法について、そういう中で、どのように今後研究を進めるのかというその方向性、今検討の内容について、一番フレッシュなところをお知らせください。

○環境課長

今お話のありました古紙類の収集の拡充の関係ですけども、平成22年度見直しを実施します一般

廃棄物処理基本計画の中で、さらなるリサイクル率の向上を図る必要があります。そのためには権利者が実施しています、うちの方も今集めてますけど、雑紙の分別収集の徹底を図る必要があると思っております。ですから、古紙と言いますと、新聞、雑誌、段ボール、それから雑紙、うちのごみのカレンダーにもある中に雑紙というのがあります。その雑紙の収集の徹底を図らないと、可燃物に入っています紙類の減少にはつながっていかないというふうに理解しておりますので、どうしても回収回数が増が必要だというふうに考えております。

現在実施している子供会や保育園関係、小・中学校関係の古紙回収との調整がどうしても必要になるということも事実です。それから、新聞屋が集めている新聞等の回収もあります。平成22年度に関しましては、個別に区長に1人ずつ当たりまして協議していきます。平成20年度実績で言いますと、子供会関係では16団体で年57回、保育園関係では8団体で年63回、小・中学校関係では8団体で年39回の古紙回収を実施しております。ですから、この辺との日程調整も絡んできます。ですけども基本的にうちの方の考えている考え方というのは、個々の区長に当たっていきますけども、リサイクルしていく関係をやってきたいということで、平日の私の方が朝にこだわって、どうしても朝、朝と言いましたのものですから、なかなか難しい話になっておりますけども、プラごみにしても夜集めておるわけですので、朝にこだわる必要がどんだけあるかというのもあるんですけども、紙ごみですので、紙ですので雨自体は実際ぬれてもどうせ溶かして使うわけですので、リサイクルのときに、問題はないはずなんですけども、やっぱり火の問題とその辺は少しありますので、できれば朝がいいというのはこちらの方も思っております。ですけども、朝回収でなければいけないというこだわりも全部ずっと続けていくのもどうかなども今思っておりますので、一度区長とそれぞれ協議して回収の仕方を平日の今のプラごみ等の回収、不燃等の回収のときに一緒にできるかどうか

か検討していきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

ちょっと進みそうな感じもニュアンスとしてあるんだけど、夜というのをそんなにこだわらなくてもいいじゃないかと、夜でもいいじゃないかという意見も出てる。安全対策どうするかというこのことかなと思います。現状は、フェンスがあってね、プラスチックごみなんかは、中にある。古紙は中に入るかといったら入らんかな、入るかもしれない。それは量によってわかりません。

それは確かにね。その点で工夫が要るのかもしれませんがね、朝に絶対やらなきゃいけないということでないという発想転換をね、そうやって意見が出たという話ですが、そういえばそのとおりですよ。考えてみたらそのとおり。それも危険だとなればプラスチックの方が燃え始めたらもっと激しく有害物質で燃えちゃうわけだから、悪意をもってやろうとしたらどんなものでもそうなるという点では、その辺の仕切り直しをすれば皆さんが賛成してくれるんじゃないかというふうに私も思いますよね。そういう方向で、こちらが言った場合に、区長がそんな怖いことは嫌だと。うちは朝やりたいと。今もやってるんだからと、こうなった場合に、朝と晩と回収業者が別々に収集することはできないんですか。どっちみち全部一遍には回収できないんですよ、量が多いから。何回も出動するんですよ。だから、朝収集の地区、夜収集の地区と、こういうふうにあっても業者は対応してくれるんじゃないかと。そのことも業者との相談でいかがですか。

○環境課長

今現在、知立市が集めていただいているのはニチモウ商事という安城の会社を集めていただいております。その会社と話し合った中では、今2カ月に一回土曜日の朝の収集はいいですけども、回数がふえた場合には難しいですよという話を少し聞いております。ですから、ほかの業者に当たればやっていただける業者があるかどうかというのも検討していきたいと今、思っております。

以上です。

○中島委員

私も業者に一回電話したんですね。全市的なことじゃなくて、例えば町内でグループでこういうふうにやるといった場合に、町内に収集に来てくれますかといったら、行きますよというふうに言ってくれました。そのかわり、買い取りじゃなく、それは無料で収集するのみということで、その場合は市が1キロ5円という団体収集の報償金を出しておりますけども、それは市から町内会がいただけるんだけれども、古紙を売るというこのところ、今先ほど出てきましたね。減っちゃったという売却代ですね、この部分は町内に入るわけではありませんし、町内がやれば市に入るわけでもないんですけど、有償で収集することはいたしませんと。段ボールでも、雑誌でも、新聞紙でも、アルミ缶でも、ぼろ布でも何でも町内でまとめてくださるならば全部持って行きますよと、こういうお話が聞けたんですね、業者の方に聞いてみたら。

だから、町内で、うちこういうふうにやりたいわというものがあれば、そういうことも一つは議論だし、幾つかの提案しちゃうとくちやくちやになっちゃうかもわかりませんが、そういう方法も可能だという。そしたらぼろ布は今なかなか回収は地元ではやっておりません。山屋敷へ持って行かないとぼろ布は取ってもらえないということがあるので、私なんかは可燃ごみの中に古い洋服は詰めるしかない。リサイクルに耐えられるかなと考えると、ごみだなと思っちゃうんですけど、業者の方でいろんな使い道があるよと言われればそれに出したいなと思います。そういうぼろ布もやっていただけると。

○環境課長

当然、資源ごみの回収を充実していく中で、古紙類の収集をふやしていけば、それに合わせて古布ですね、それも同じように回収していきたいと考えております。

ですから今、不燃物処理上の方でしか古布は扱っておりませんが、古布に合わせて古紙も集

積場の方で集められる方向で検討していきたいと考えております。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

スプリンクラーの整備事業ですが、ながしの里の場合は、平米当たり9,000円でございます。

交付基準単価が平米当たり9,000円なものですから、先ほどの施設は527万円程度であります。

○中島委員

基準単価が527万円ですというお返事。補助は2分の1ですか。補助の制度を聞いているんですよ。

○長寿介護課長

大変失礼しました。

平米当たり9,000円分の補助が出るという解釈でよろしいです。

○中島委員

9,000円の補助が出るから527万円の補助が出るということをおっしゃってるの。本体つくるのに幾らかかるんですか。それが何分の1の補助になるんですかということをはっきりさせてもらいたいんですよ。

○長寿介護課長

概算ですけど約3分の1になると思います。

○中島委員

ながしのが2階建てのと平屋のと2件ありますけれども、これを両方網羅してそれぞれつけて約1,500万円ぐらいかかって3分の1の500万円が補助されるだろうという1,000万円を施設負担、補助が5,000万円ぐらいと、大きくいうと、細かくいうと補助は平米当たり9,000円と、こういうことですね。1,500万円ぐらいかかるというのは、それは実価格でそうなるということですかね。よく基準単価と実際かかるお金とは全然違ってという話がありますが、大体そのぐらいでつくれると

いう、これは2件ありますから、2カ所スプリンクラーをつけるということですか。

○長寿介護課長

火災の場合に消火できる範囲にスプリンクラーを設置しますので、スプリンクラー一つでどれだけの容量のものを補てんできるか、私ちょっと把握しておりませんが、算定基準につきましては、施設の275平方メートルから1,000平方メートルまでが基礎単価が9,000円ということです。

○中島委員

ちょっと幾ら費用がかかるかはわかりませんが、テレビ等の話で恐縮ですが、1,000万円近くかかっちゃうんだと、1基で。2基で1,500万円とおっしゃったのかちょっとわからないんですけど、275平方メートルで一つつけるよと。2階建てになってるところと平屋になってるところがあるので、三つつけるとか、二つつけるかわかりませんが、これはながしの方と話したりして、このぐらいかかるというふうに聞いている値段ですか、1,500万円ぐらいというのは。

○長寿介護課長

これは概算額で3分の1程度ではなかろうかということです。

ですから、施設側としましては、平成23年度に行いますので、今は施設側と話をさせていただいてます。

○中島委員

どっちにしても今の話だけでも1,000万円はスプリンクラーでながしのの里が今お金を出さないと設置できないわけですね。少なくとも。多分もっとふえる。

だから、介護報酬少ないとか大変な中で、1,000万円がこれはもう義務だからぼんと出すということをせざるを得ない。どんなに借金してでも義務ですからやらなきゃいけないというね、こういうことになるわけですね。義務でないところは、なおさらのことどうしようかなという話になっちゃと思うんですよ。十分この辺は命を預かるという施設になるので、市が支援必要ならば、もう少し目を開かなきゃいけないかなという感じ

がいたします。

これは十分話し合いに相談に乗ってあげるといふこと、その姿勢、そのことはケアホームについてもグループホームについても、いずれもやっていただきたいなど。実情をよくつかんで、補助金が3分の1というけれども、実質的にいったら、これが5分の1ぐらいかもしれないし、もっとかかる6分の1かもしれないし、そこまでいかないと思いますが、その辺実情をちゃんとつかんだ上で、それをつけてくださいね、応援しますよというこのスタンスが大事です。そういう姿勢でいいかどうかですね。民間だから民間がやればよいということにはなかなかいかないですよ。倒産しちゃいますよ、下手したら、このことで事業者がということで、介護保険のいろんな全体の問題を抱えた中での一つだと思いますから、十分にその辺がうまくいくように相談に乗ってあげてほしいと、こういうことでよろしいですか。

○長寿介護課長

おっしゃられることは十分わかりますが、あくまでこれは補助基準の中でしか行うことができませんので、それに上乗せをするということは非常に難しいのかなと思います。

ですから、相談には十分乗らせていただきますが、金品についてどのような対応をとるかということが非常に難しいのかなと思います。

○中島委員

けやきの方のケアホームも全額市の方がやりましょうと。けやきそのものは厚生施設でもないし、でも必要な施設として日中一時支援の施設をつくったわけですが、こちらは何の支援もしないよということではいけないかなというふうに思います。そういった全体のバランスで取り組んでほしいと。

市長、そうじゃないですか。どこかの団体にはすごい一生懸命応援してあげるけど、こっこの施設は全然やってあげないということはまずいなというふうに思うんですね。火災が起きて命という問題になっちゃいけないので、介護報酬が少ない中で、ながしのの里でもほんとに余剰金がもうか

ってるという施設では絶対ないんですよ。だから相談に乗ってあげてくださいと。命が奪われてからじゃ遅いですよというふうに言いたい。市長、いかがですか。

○林市長

介護の大事な施設だという思いは中島委員と同じであります。全体の今こうした状況であります。約束は今課長申し上げましたように、補助基準の中で、やはり動くというのが基本かなという思いはあります。どういうふうな形で応援ができるかというのは、やはり一緒になって考えていくという姿勢は忘れないようにいきたいなと思っております。

○中島委員

グループホームを待ってる人たちも痴呆になってね、うちも入りたいけども今あいてないかなというふうな人たちもみえます。事業者がお金がないために撤退しちゃったら大変です。かつて一つ撤退しましたね、違う理由ではあったんですけど、国道1号線、知立神社の北にできましたけど撤退しちゃったんですよ。中で過ごしていた方たちは、みんなよそへ行かざるを得ない。民間というのは大変になったら撤退します。どうしようもないですから。だから、そういうことにならないような、そういう確保という点では民間だからじゃなくみてあげていただきたいというふうに今は申し上げておきます。

古紙の関係では、雑紙について何とかもう少し可燃ごみの袋に入らないように、そして、団体回収がお金にならないからなかなか積極的にやってもらえないという雑紙、本、雑誌、これをもっと分別にしてもらえるような体制をとろうかなと、こんな話があったわけですが、古紙回収の一つの突破口で、何らかの新しい回収のシステムを構築してもらいたいなと思いますけども、その方向性についてお聞かせをいただきたいと思います。

○環境課長

まず一点、先ほど間違った回答をしましたので、訂正をさせていただきます。

まず、ことしの古紙類につきましては、少しや

っぱり減っております、収集量が。なぜかという
と、新聞屋が集める量があります。それから団体
でも回収するのではなくて家の前に出して集める
収集をやっているところがありますので、その分
がうちの方でいいますと、再生資源回収奨励金が出
てない資源ごみの回収をやられているところが
ありますので、その分が報償金の方でも減額させ
ていただいておりますし、少し量は減ってること
事態は事実ですので、決算が出てませんので今か
らまだ数字が確定するわけじゃないですけども、
少し出ております。

今言われました、うちの方の考え方は、先ほど
言われましたように、古紙類の中でも雑紙を減ら
すことが一番の今の可燃ごみの中に入ってる紙類
の減少するにはリサイクル率の向上を図る上で
は重要なことだと思っております。

新聞等に関しては、正直言いまして、今例えば
新聞屋がどれだけ集めておるかとかそういう数字
つかんでおりませんので、うちのリサイクル率の
計算の中に入れておりません。ですから、リサイ
クル率が最近14点台でずっと推移しちゃっている
少し減少していくような方向で動いてますけども、
そういう数字をつかんでないこともありまして、
リサイクル率が全く14%のところまで停滞している
という状況です。その中で、リサイクル率を向上
するためにガラス類だとか陶器類の分別を今、不
燃物処理場で初めておりますけども、それに関し
ても普及していきたいと思っておりますリサイクル率の向上
を図って今度の計画、今年度本来見直ししなけれ
ばいけない計画を平成22年度に作成しまし
て、平成28年度の新しいリサイクル率の目標を設
定しまして、古紙回収もあわせ検討しているいろ
やってきたいと思っておりますので、よろしくお
願います。

○中島委員

大きなリサイクル率の向上を目指した計画を平
成22年度につくると、こういうことで、まずは雑
誌等を分別をするということを考えている。もの
すごい具体的にそれは雑誌類を不燃物処理場で週
2回収集する仲間に入れていく方向で考えている

と、こういうことでいいんですか。いつからやる
のかということも含めて、まずやるリサイクル率
拡大のもう少し具体的に明確にしてください。

○環境課長

平成22年度のごみカレンダーが3月16日号の広
報と一緒にさせていただきます。平成22
年度は現状のままで今のところはやっていく方向
なんですけども、平成23年度に向けて各区長とま
た話を全部しなければいけないものですから交互
にやっていかんないかんと思いますけれども、雑
紙に関しては集め方をどうするかということとは
もかくとして、月2回の収集をやっていきたく
い。その中で、新聞雑誌、要は古紙類の中にもいろ
ろ書類がありますけども、その対応も一緒に考え
ていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

○高笠原委員

少しお聞きしたいと思います、雑入のところ
で35ページに路上放棄者処理協力金というのがあ
りまして、予算が当初20万円、今回皆減になっ
ていると思うんですが、私の解釈では路上放棄者
を処理したときに車の組合でしたか、そういうと
ころから出資金が出ているところで何かやっ
ただけというふうに理解していたものですから、
この点はどうなんでしょうか。

○環境課長

路上放棄者処理協力金に関しましては、環境課
の方で扱っておりませんので、多分土木課だと思
うんですけども。

○清水副市長

さきの建設水道委員会の方で質疑がございま
して、これは中身はちょっと記憶で申しわけあり
ません。車の廃棄をしますと、今、手数料が出
ますですね。その手数料が既に新車の場合です
と購入時にかかってますし、車検時にそれぞれ支
払いを済ませておられる車ですと、そういうもの
の費用がかからないとか、そういうものが返っ
てこないというんですか、そういう部分のお金
だというふうに聞いてますので、今回処理した部
分は、既に処理代1万5,000円ぐらいですかね、
処理済

みの車のために協力金が入ってこないというんだというふうに説明をしておりました。中途半端な説明で申しわけありません。

○高笠原委員

大変失礼いたしました。ありがとうございました。

それで、先ほど古紙のお話が出ましたけれども、今度反対に、アルミ缶等売却代金ということで、今回は量がふえたのか、また、この売却の値段が上がったのか、そこをところを少しお聞かせください。

○環境課長

アルミ缶に関しましては、平成21年度は35円から70円でキログラム当たり売っております。昨年度、平成20年度が145円から25円まで差があるんですけども、初めのアルミに関しては145円という高い金額だったんですけども、3月の段階では25円まで落ちてきとったわけです。それがことしまたちょっと値を取り戻しまして、35円から70円上がっていく方向で推移しております。ですから、その関係で少しずつ差額が出まして、今回補正がこれだけできたという形になっております。

○高笠原委員

古紙とまた反対でね、こちらの方は変動は激しいわけですけども値上がりしてきたということですね。ありがとうございます。

それで、ごみのことについて続いてお聞かせいただきたいと思いますが、59ページにごみ処理事業費というものがあります。そこところに消耗品費があります。それで、当初と今回の三角ね、減額でいくと3分の1ぐらいの減額ということになりますけど、この消耗品費というのはどういうものに使われたんでしょうかね。

○環境課長

消耗品の減で説明させていただきます。

この消耗品は、ごみ袋の作成の代金です。平成20年度と平成21年度と比較しまして、可燃ごみの大は3万枚つくっておるんですけども、平成20年度が1枚当たりの単価が7円77銭、平成21年度が5円10銭、それだけの差が出ます。

それから、可燃のごみの小の方が50万枚、平成20年度は、1枚当たりの単価が5円88銭、平成21年度が3円95銭、プラの大ですけども、平成20年度40万枚つくってますけども、プラの大が平成20年度が1枚当たりで7円51銭、平成21年度が5円30銭、それからプラの小が平成21年度は作成しておりません。平成20年度の在庫20万枚の中で、5円25銭でつくっておりますけども、プラの小は平成21年度はつくらなかったということもありまして、この単価差が非常にあります関係で約1,000万円の減という形になっております。

○高笠原委員

そのほかに例えばごみのカレンダー、こういうものはどこのところに入るんでしょうかね。

○環境課長

ごみカレンダーは、印刷製本費で作成しております。今回の補正には出てきておりません。

○高笠原委員

また当初のところで少し聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、一つお聞きしたいのは、55ページになるとありますが、認可外保育施設入所補助金、これが三角で254万5,000円と、こういうふうにあります。認可外保育施設の入所の補助金ということで、これは待機児児童のことなんですか。

○子ども課長

委員がおっしゃるとおり、待機児のためということでやっておる補助金です。

○高笠原委員

保育園に入園したいと、こういうことでいろいろと前年度、いわゆる前の年度から申し込みをするわけですけど、例えば途中で入所したいとかそういうようないろんなことも出てくると思うんです。

それで、いろんな園があるわけですけど、そこに申し込みをしたくて申込用紙を園に出しますけれども、そのときには何園ぐらいが書けるのでしょうか。

○子ども課長

申し込みは何園書くかということでございます

か。申込用紙には3園、第3希望まで書いていただくという形をお願いしております。

○高笠原委員

それで、第3希望まで書く。皆さんが調整をしていただいて、園に入るわけですが、そこで調整のつかない人というのはありますでしょうか。

○子ども課長

ございます。そういう方は認可外の方に入っていただくということもっております。

○高笠原委員

そうすると、申し込んだところに入れない人、そういう状態の人を待機児と、こういうふうに言うわけですね。

○子ども課長

待機児という考え方なんですけども、国の示す待機児でいきますと、その方が必ずしも待機児かということになりますとちょっと違うのかなという部分があるんですけども、ただ、一般論からいきますと、やはり自分の行きたいところが3園希望で書いたにもかかわらず入れないということであれば待機児と判断してもいいのかなという分はあります。

以上です。

○高笠原委員

例えばお勤めしているところに通うに当たっては、ここの園しか私は希望できないと、ほかはちょっと無理だと、そういうことで第1希望も第2希望も第3希望も例えばAという保育園に希望して、それでそこがあいてなくて入れなかった場合、これはどうですか。

○子ども課長

第1希望から第3希望まで多分同じ園というような考え方。要は、その園でなければまずいということだとは思うんですね。今、委員の質問はそういうことだと思うんですが、基本的に皆さん、子ども課の方の対応としては、各園書いていただくような形を三つ書いていただくような形で対応しておりますので、その辺のことを御理解いただきたいというようなことになるかと思えます。

○高笠原委員

第1希望がA、第2希望、第3希望も書いても調整がつかなかった場合に担当の方でいろいろとやっていただいても調整がつかなくて、そのときだけが待機児なんですか。それとも第1希望でAというところを書いて、もうそこしかだめだ。私はそこしか希望しないという人は待機児にはならないと、そういうことでしょうか。

○子ども課長

先ほども言いましたように、第3希望まで書いていただいた後ということですので、第1希望だけで、あと記入がない場合は、やはり先ほど言いました一般論でいう待機という考え方でなく、希望で入らないところで別の園に行ったということであれば、その補助というのは対象外になるかというふうに思っています。

○高笠原委員

今、少子化とこういうことで待機児をなくしよう、こういうふうになっている中で、やっぱりお勤めとの関係で、一番の第1希望のところと全然違うところをそう書くには大変ということも出てくると思うんですね。そのときに、第1希望しか書けない人は待機児としてみなさない、ということになってくると、この認可外保育施設の補助金がこれがあっても、これは使えないんですか。

○子ども課長

おっしゃるとおりでございます。

○高笠原委員

そうしますと、第1希望、第2希望、第3希望別々のところを書いて市が調整をしていただいたけれども、入れなかった人しか待機児として認めないと、こういうことなんですか。

○子ども課長

結果そのとおりでございます。

○高笠原委員

働くお母さん、お母さんだけじゃなくてお父さんもありますけれども、希望したところに入れなくて、それで勤務が北と南、希望したところが北だけれども南を紹介されて、もうとてもだめだか

ら第1希望のままですときていて、そういう人を待機児とみなさないと。この補助金があっても使えないんだということであれば、その方は普通どうするんです。保育をやっていただかないと日常の勤務ができないと、こういうことですが、そうすると、この認可外保育は使用できるんですか。もし使用できたとしたら保育料というのはどういうふうになるんですか。

○子ども課長

認可外保育園への入園は本人の意思であれば可能だと思います。

ただ、補助については対象外ということになるかと思います。

○高笠原委員

それで私は、この認可外保育というものがなかったら、こういう難しいお勤めやなんかをやられる方は、とてもこの認可外保育所がなかったら保育をやっていただけない、こういうふうに思うんですね。とても大切な役割をこの認可外保育園が行っていると、こういうふうに思います。

それで、この補助金については、どういうふうな分配ですか。いわゆる親御さんにこれが行くのか、施設の方はどうか、そこのところを少しお聞かせいただきたいと思います。

○子ども課長

補助対象者は、この事業ですが、3歳未満の児童であって、知立市の認可外保育施設運営委託要綱の第2条の規定する施設に入所する保護者ということになってますので、保護者の方にということで思っております。補助金の額についてもその要綱の方にうたってあるんですけども、その額です、最大4万5,000円までが補助ということになっております。

○高笠原委員

4万5,000円は別として、これは親の方に4万5,000円がいくんですか。認可外保育園に払う保育料が4万5,000円なんですか。

○子ども課長

親御さんの方に補助という形で出させていただきます。

○高笠原委員

すべて親御さんということですね。

それで、認可外保育園はこうやって子供を見るけれども、園の方は補助はないんですか。そこるところを聞かせてください。

○子ども課長

園の方へ委託料という形でお金が出ております。それから、そのほかに細かいところでございますが、園の方に対しては安全性対策事業補助金というような形で健康診断とかそういったような形の補助も出ております。

以上です。

○高笠原委員

希望する園に入れないというそういうお子さん、それから途中で入園したくても希望するところに入らなかったりした場合にこういうものが使われるんだと思うんですけど、今回のこの補正を見ますと、当初が440万円ですから、使われたお金といつか185万5,000円と、こういうふうになるかなと思うんです。そうすると、使われたといいますが、利用者がいたと、こういうことになりまして、これは何人で月数にも1人1人違うと思いますが、何か月分の利用者があったんですか。

○子ども課長

平成21年度の実績ですが、全部で追加の方も含めて52人の利用がありました。延べ数です。

○高笠原委員

今、知立市に認可外保育園というのは幾つありますか。

○子ども課長

3園でございます。

○高笠原委員

3園の認可外保育園がこの52名の人を平成21年度については扱っていただいたと、面倒見ていただいたと。それから知立市の保育行政の足らざることをこの認可外保育園が受けて保育をしてあげたと、こういうことでよろしいですね。

そうしますと、この間、待機児ゼロという発言でありました。それで、先ほども言いましたように、認可外保育園が受け皿としてこうやってやっ

ていただいて、現在は待機児ゼロかもしれないけれど、実際には待機児がいたと、こういうことになるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうですか。

○子ども課長

繰り返して申しわけございません。先ほども申し上げましたように、国の考え方の待機児という考え方からすれば待機児はゼロということになるかもしれないですけども、ほんとに繰り返して申しわけございませんが、一般論からいって、希望するところへ入れない方、これが待機児かどうかという面でいけば、一般論からすれば待機児と判断することも可能かなというふうに考えております。

○高笠原委員

私は、これは待機児だと思いますよ。親御さんの働き方、母子家庭、父子家庭いろいろありますけれども、そういった人たちが第1希望に入りたいわけだけど、第2、第3、それも調整していただいても入れないというお仕事の関係ではいろんな状況の人が出てくるわけです。そういう人たちを救ってあげなきゃいけないわけなのに、知立市が第2、第3希望も調整をして、それもだめならば初めて待機児児童としかみなさないというそのところの矛盾はやっぱり変えていかなければいけないと思うんですよね。国がそういうふうかもしれないですけども、子育て環境日本一というそこを目指していらっしゃるわけですから、私は、もうぜひこれは第1希望しか希望できないというそういう人も待機児として見ていくという、こういうふうにしていかなければいけないと思うんですが、第2、第3希望がなくて、第1希望だけでもうほかはだめだよと、私の勤務の都合上では譲歩できないと、こういう人については待機児と見ないわけですが、そうすると、この人たちの保育料、これは幾ら納めるんですか。

○子ども課長

今の御質問は、希望するのに入れなくて認可外に入った場合ということでしょうか。認可外の保育料に準じた保育料を支払っていただくというこ

とになると思います。

○高笠原委員

もう一つお聞きしますが、例えば、どこかに移転される方があって、保育園の方で空きがでたらどうぞということもあり得ると思うんですが、例えば途中ですと、これはどういうふうになるんですか。親御さんの方、園の方はどういう対応をされるんですか。

○子ども課長

親御さんの方については、園を転園されるということで、これは転園されたらその園の保育料でということになるかと思えます。

園の方に対する対応ですけども、以前は結果的に認可外に入っていたから途中で空になって自分の希望するところに入った場合に、その時点で補助が切れておったわけですけども、改めまして3月いっぱいまで、その年度の分まで補助をするというんですか、見るという形でかえさせていただいております。

○高笠原委員

以前は月の途中で園児が認可園の方に入ったときには認可外保育園の方にはお世話になってたそちらの方には補助がなかったと。それを改正していただいたと。今後もずっと続くわけですね、やっていただけということですよ。

それで私は、市が指定した園でなければ待機児として認めないというそのところを変えてもらわなければだめだと思うんですよね。待機児ゼロだ、ゼロだといっている、やはりちゃんと予算を使っているということは、これは待機児がいるというこういうふうになると思うんですが、平成22年度の予算でも同じ金額が組まれているわけです。だから、同じようなことをまた想定をされて同じ予算を組んでいるということですので、これは待機児ゼロを目指すのであれば、それから現在のところ待機児はありませんよといって言われる以上は、やはりこの市が指定した園でなければ待機児としてみなさないという、このことを変えていただかなければずっとこれから続くことだと思うんですが、その点はどうですか。

○子ども課長

まず、親御さんの方に3園希望を書いていただきます。その3園がどうしてもだめであればということで今の話になるかと思うんですけども、3園については、皆さん書いていただいている中で、私の方の考え方としては、希望する園でなければどうしてもだめだということではなく、その3園希望していただいた園であいてるところがあれば、そちらの方へ入っていただくというような御協力もいただきたいというふうには思います。

どうしても3園希望した中ですべてだめだということであれば、これはこれで今あるように、補助をしていかなければいけないかなど。明らかに先ほど一般論という話をしちゃったんですけど、待機児の扱いで認可外保育園に入っていただくということで補助をしていかなければいけないかなというふうには思っています。

○高笠原委員

ということは、3園を調整してもだめの人は認可外でこの対象にはなるけど、勤務などの都合で第1希望以外はだめだという人は、先ほども言われたように認めないということでしたよね、待機児ではないと。だから、この入所補助金、これが使えないということですよ。ここのところを改めてもらえないかと。の方向性はあるかもしれませんが、知立市としては認めていただけないかということなんですけど、それはだめなんですか。

○子ども課長

知立市内に私立含めて14園ありますので、例えば少しばかり早く起きていただいて、全くすべて徒歩であればまた考える必要もあるかもしれないですけども、基本的に皆さん今、自転車、車等を使われて送迎をしてみえますので、何とかその辺は3園まずは考えていただいて、その上でということをお願いしたいと思っています。

以上です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第18号について、挙手により採決します。議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後2時57分休憩

午後3時07分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第19号について、挙手により採決します。議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

議案第22号 平成21年度知立市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について、挙手により採決します。

議案第22号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 平成21年度知立市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について、挙手により採決します。

議案第23号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第23号 平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

議案第24号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

後期高齢者医療制度ですが、廃止ということの政権の基本的な方針というものは明らかにされております。それが4年間政権をとってるかどうかわかりませんが、4年間の間に見直そうかというような表明があって、つい最近では65歳からひとまとめの国保のような形にしようとか、いろいろ論じられておりますけれども、なかなか明確になっておらんですが、その辺は担当として一生懸命情報を集めたりいろいろしていらっしゃると思うんですけども、今の動きについての御説明やら見解やら伺いたいと思います。

○国保医療課長

後期高齢者医療につきましては、中島委員の言うとおり、一部報道で65歳以上でしたか、健康保険にというそういう報道もされております。

しかし、まだ具体的にいつからやるか、それから費用負担はどうするか、そういうことはこちらの方にも情報は来ておりません。後期高齢者医療については、平成25年でしたか、それまでに解散ということで決まっております。そういった私どもも情報収集には常にやっておりますが、現状の判断としては、今、中島委員が言われるとおりの情報までしかありません。そのことについて知立市の国保の方の立場として考えますと、事務量とか費用面のこと、そういうことがどういうふうになるかということはまだ見通しは立っていない状態でございます。今後、十分注意して考えていく次第でございます。

以上です。

○中島委員

事務量がどうなるかわからんという話も出ましたけど、後期高齢制度に移行するときの事務量が全部地方負担でやらされてね、今度のときには国でもってもらうようにきちっと、変えてもらうのは私たちは賛成なんですよ。だけど、そこまで含

めて地方にあれもこれも迷惑かけるような形での制度変更というんじゃないなくて、やってもらおうように今から声を上げていかなきゃいけないんじゃないかなという、そんなことを思っております。

基本的には65歳からうば捨て山に行ってくれというのかというまた意見も批判も出ております。そういう形が出てくると、またまたいろんな議論になりますし、ただ、今のあり方についてもほんとに後期高齢ということについての余り長生きするなというようなレッテルを張られたような、そんな制度になっておりますから改善が必要だということでもありますので、これに対しては、ほんとに改善されることを望むわけですけどね、今の時点で例えば障がい者どうするというような話も後期高齢制度ができたときにあったんですが、65歳を超えた障がい者は選択制だよというような形もありましたけども、ペナルティ的なものもあってはというような話で、障がい者医療のことですが、知立市の場合は、現況としては高齢者で障がい者の方、今加入状況はどのようになっているのかわかりますでしょうか。65歳から74歳までの障がい者、これは任意となっているということですよ。わかりますか。これも大きな矛盾点の一つだったんですね。

○国保医療課長

12月末現在で、中島委員が言われます障がいを持った方の後期高齢の加入人数でございますが、12月末現在で299名というふうになってます。

○中島委員

加入しないで独自に今までどおり国保で74歳までいくと選択された方の数字もわかりますか。

○国保医療課長

こちらの方の資料、申しわけありません。前回のキャラバンのときにちょっと出た数字でございますが、たしか1人か2人というふうに話を聞いております。

以上でございます。

○中島委員

全体の流れの中で、そちらにずっといかれて、私はまだ後期高齢じゃないと言われて頑張ってる

人も1人、2人いると、こういうことですよ。こういう問題もその中の心の傷というのものもあるだろうというふうに思いますけども、現在その意味でいうと、知立市の場合は外れた方の障がい者医療費無料制度、これは高齢者等しく障がい者受けているということではないですか。

○国保医療課長

後期高齢者医療の該当になる方でありながら後期高齢者に入らない方、先ほども1名か2名というふうにお話された方につきましては、従前その対象前まえでは福祉医療制度がございまして、自己負担分は公費負担、10割が面倒見ていただいたわけですが、この後期高齢者に入れる年になって、そちらの方に入らないことを選択した方につきましては自己負担分が出ることとなります。

以上です。

○中島委員

そうなんです。障がい者持っててこちらを拒否した場合には障がい者の無料制度を受けられないというまになって、そういうことがあるので皆さん洪々でも後期高齢の方に移っていくというような関係もあるわけなんですけれども、そういう問題を今もはらんでいるわけで、一刻も早く制度改正を求めたいというふうに、こういう課題を引きずってるわけですからね、この制度はね。ですから、これは一刻も早く改正をしてもらいたい。

市からは先ほどありましたような事務のこれから起こってくるだろうという問題も含めてね、自治体に対する大きな負担をかけないような形でやるべきだということは声を大にして今から言ってもらわないとだめだと思いますよ。そういうような話し合いをする場ってあるんですか。関係者の後期高齢の方については、私ども直接じゃないものですからね、議会がないものですからね、私たちが今は高浜でしたかね、議員が。いつもめぐってくる率は5年に一回とかいう形で、なかなか遠い組織になっちゃってるので、後期高齢のそういったところ声が届かないわけですが、この問題を廃止してほしいと。早く新しく矛盾のないような

制度にしてもらいたいと、こういうことでありますので、国保の関係の集まりでも市長会でもいいですけれども、そういう声をしっかりと国民の余論は廃止ということに選挙の中でもなったわけですから、傷の少ない改正の仕方ということを早くやってもらうようにばんばん声を上げていってもらいたいというふうに思いますが、その意見表明をお願いします。

○保険健康部長

今回また制度改正があるわけですが、国保は国保の集まりがあります。それから後期高齢は後期高齢の県レベルの課長会議なりがあります。そういった機会、またほかの近隣の会議等々そういった機会を利用いたしまして、今回の制度改正について、とりわけ国保の負担が少なくなるようなそういったお願いをしていながら後期高齢に移行するというその事務に対しましても市町村の負担が少なくなるような、なるべくそういったことをお願いしていきたいというふうに思っております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決します。

議案第24号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第24号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成22年度知立市一般会計予算の

件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、若干質問させていただきます。

商工費のことで一つだけ質問させていただきますが、185ページの空き店舗事業の予算で、空き店舗活用事業借上料97万8,000円、これについて内容をお聞きます。お願いします。

○経済課長

借上料でございます。ちりふ家ということで商店街、空き店舗の方で利用しておるものでございます。

まず、空き店舗の借り上げということで7万3,500円の12カ月分、88万2,000円、それから比較的近くではございますが、駐車場を1カ所1台分借り上げております。その分が8,000円の12カ月分9万6,000円、合計97万8,000円でございます。

○川合委員

ありがとうございます。

このちりふ家1カ所で空き店舗対策ここ数年やってきているわけですが、実績とか運営状態について詳細をお聞きしたいと思います、お答えいただけますでしょうか。

○経済課長

先ほど申し上げましたように、駅の中央通りで1カ所行っております。平成20年度から初めております。最初、数6店舗ほどございまして、交代と申しますか、共同で使っていた時期もございましたけど、やはり長続きしないというような部分もございまして、平成21年度、今年度に入りましたは1店舗起業を予定している方でございますが、3カ月ということで契約をしております、現在もその方が利用しておる状況でございます。

一応3カ月ということで契約をしておりますが、後に新たに希望されるという方がみえれば対応できるような体制はとっておりますが、なかなかちょっと手挙げをして始めるということがなく現在に至っておる状況でございます。

○川合委員

3カ月たって、もしなかった場合ってどうなり

ますかね。手を挙げた方がもしいなかった場合に。

○経済課長

今現在の方は引き続きやる意向ではございますが、ないという場合は商工会、あるいは商店街団体を通じて公募なり何らかの方法はとらなくてはいけないという気持ちでおります。

○川合委員

はい、わかりました。

毎回毎回この店舗のことばかり聞いて、しつこいなと思われるかもしれませんが、ここの1点に絞ってずっとやってみえて、それはそれである程度実績はあるというか、最初6店舗あったのが1店舗になっちゃって、それも先細り傾向があると。これどうしようもないですよ。こうなっちゃうんですね。普通、空き店舗を見つけて、ここで商売やるのにちょうどいいわと思えばね、それは家主の方とやられる方がそこ使って商売やるのはそれはそれでいいんでしょうけど、こういう行政が腰を上げて対策をやると思うと、やはりそういう商売絡みでももちろんないわけですし、ある程度市民活動とか公共性のあるものにももちろんシフトする必要があるわけで、そうすると、毎回言っちゃって、ほんとにくどい話なんですけど、1カ所の絞ることも一つの方法かもしれないですが、もっと利用範囲を広めて、使われる方の利便性とか、ここやりやすいとか、この方が自分たちが活動しやすいとかいろんな条件があるわけなものですから、同じ予算をつけるのであれば、やはりその辺を広げないといかんと思います。そうしないとこれで数年やってみえましたが、これで空き店舗対策かといえ、なかなかその全市的な対策にほど遠い感じもするわけですが、今現在のどのぐらいの空き店舗の状況かわかってみえればお聞きしたいんですが。

というのは、ここのところ商工会の方も毎月の自治会で脱会者、脱会の理由は任意なんていうのは少ないですよ。ほとんど廃業ですわ。廃業イコールシャッター下ろしちやったりやめっちゃったりして閉まっちゃうわけですよ。ですから、ここ数年で当時30店ぐらいだと思んですが、また

ふえちやったりしてると思うんですけど、全体の把握というのはしてみえるでしょうか。

○経済課長

特に最近の空き店舗の状況というのは、申しわけございません。把握をしておりません。

○川合委員

なかなか全体的な把握は難しいことだと思いますけど、現実問題として1軒閉まり、2軒閉まりとすると、その実際元気でやってるところまでも連鎖的な状況が起きてきてね、1軒や2軒で済まなくなっちゃって、疲弊するのは加速度的になってしまうわけです。

ですから、一般の市民団体なりいろんな活動されている方が使うのがほんとは一番いいんですよ。前も言いましたけどね。そういうふうにぜひしていただきたい。だから予算的には九十数万円のことではありますけど、ぜひ1カ所に絞らずに全市的にこういうところを使ってこういうことをやりたい、子育てだとか老人の憩の家だとかね、今までとちょっと違った発想になってきますけど、そういうことでこういった事業をぜひ展開していただきたいと思いますけど、部長、ちょっとお考えをお知らせください。

○市民部長

空き店舗につきましては、今現在中央通り、私が見る限り中心市街地でいいなと思っております。そのほか1カ所じゃなくて違うところもというような御意見でございます。一度商工会とも相談しながら、あそこがいいのか、ほかのところがいいのか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○川合委員

何度も言ってますので、これ以上申しませんが、ぜひ間口広げて、そういった活動が全市的に広がって、ビジネスだけじゃなくて市民活動の一環、もしくは子育てやいろんなフィールドでこういったものが活用できればと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○池田委員

二つほど質問したいと思います。

まず、173ページの中に資源ごみ分別地区報償金と再生資源回収奨励報償金、これ町内に分配されておると思いますが、全町内平均でこれは配分されてるのかどうかを教えてください。

○環境課長

まず、資源ごみの分別地区報償金です。これに関しましては、均等割が1町24万円、町内会ごとです、区ごと。それから人口割が1人30円、世帯割が1世帯300円ということで均等割で744万円、人口割で7万人として計算しておりますけども210万円、世帯割で2万9,000世帯で計算して870万円という形で当初予算で1,824万円の計上をさせていただきます。ですから、31町内会すべてに配付しております。

それから、再生資源回収奨励報償金の方ですけども、これに関しましては、町内会の中で31区ありますけども、山屋敷のみはやっておりませんので、町内会としては30団体に配付しております。

それからあと、PTA、子供会、先ほど言いましたそういう団体に関して出しております。

ですから、町内会と言われましたので、資源ごみ等の分別地区報償金に関しましては31町内会、それから再生資源回収奨励報償金に関しましては30区ということに支払っております。

以上です。

○池田委員

この2項目について、先ほど中島委員がごみの件で議論されておりましたけども、回収そのものにはダブるということはないんですかね。すべて分別と回収は別々の日にちと時間でやってみえるのかどうか教えてください。

○環境課長

先ほど言われました再生資源の回収に関しまして、PTA等、例えば地区の2カ月に一度の土曜日の回収が重なったというようなことがあります、市の方に苦情等もあります。ですけど、市の方は先にカレンダーの方でやる日を決めて、ことしでも3月16日号の中で配付しておりますので、PTAや子供会の方がそれを避けて収集していた

だけの方がうちはありがたいと思っております。

以上です。

○池田委員

その話し合いというか、指導とかというのは各町内で区長を通じてお話しされておりますかね。

○環境課長

資源ごみの回収ということで、古紙の回収の関係がありまして、今までPTAや子供会と話し合いをしたことが市の方はありません。ですから、今回、今年度一度、古紙の回収の拡充の関係もありますので、子供会やPTA等とも話し合いの場を設けていきたいと、ことしは思っております。

以上です。

○池田委員

さきの話にもありましたように、雑紙も集めたいという分別してこれからは進めていきたいという話もありますので、幅も広がりますし、監視体制も大変になるんじゃないかなと思います。

というのは、古紙はいろいろな団体で集めておるものですから、それぞれの団体をお願いすればいいと思いますが、ごみと併用してやるということになると町内の負担が結構かかるような形もありますので、そこら辺できちっと日程的にも人員的にも区長と話をしないとなかなかうまくいかないんじゃないかなと思います。

というのは、私どもでもやっていますが、2カ月に一回古紙回収を町内は担当させていただいてます。ですが、これすべて監視は町内の役員がやっていますので、そういう形をとられたときには、やはり負担が大分かかってきますので、前に議論あったように、同時にできれば人員はその分だけからなくなりますので、そういう面で私が町内ともう少し話し合った方がいいんじゃないのかなというふうに提案するんですが、どうでしょうか。

○環境課長

土曜日の回収を2カ月に一度やっているのを、うちの方はなくしていきたい。平日の夜に何とか集める方向にもっていききたいというのが基本的な趣旨であります。

ですけども、区長ごとに意見全く違いますので、

今その2カ月に一度の土曜日の収集をやる方がいいという区長もいらっしゃいます。ですから、各町内ごとに当たっていかないと、このことは古紙の収集に関しましては、正直いいまして、平成16年度にも一度区長会の方には諮っておるんですけども、そのときにぼつをくらっております。ことし平成21年度、私の方は2度目の今度は提案をさせていただいたんですけども、なかなか町内会とPTAと子供会とかそういうところとの連携、それからあと、新聞屋が集めておる関係もありまして、この古紙の量が出る出ないという話もあります。その辺のことも全部絡めまして、先ほど言いました雑紙の回収も含めて、古布の回収も含めて、すべて含めて1人1人の町内会、区長と話をしたいかないと、この中身はなかなか詰まらないということがよくわかりましたので、ことし真剣に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○池田委員

もっと早目に早急にやるべきではないかなと私は思いますが、とりあえず区長とお話して、また進めていただきたいというふうに思います。

というのは、各町内事情あると思いますが、私どもの町内でもそれぞれの監視はボランティアでやっておりますので、その人たちもお願いして頭下げて立ってもらっておるものですから、そういう面では、少しでも負担を軽くしてもらえればありがたいなという発想のもとでやっていただきたいなと思うんですが、今後そういうことを含めて検討していただきたいと思います。

そこでお伺いしますが、私、9月の委員会でお話をさせてもらったごみ集積所の件についてお伺いしたいんですが、そのときの課長の方から、ごみ集積所は今後フェンスで囲んで防犯上の対策をしていきたいというふうに回答されておりましたけども、その件については何か進歩があったのか、それとも全くそのままになっておるのか、私、その状況が全然つかめないんですが、お答えいただけますか。

○環境課長

今、市内55カ所のごみ集積所があります。谷田地区に関しましては、今は道路で集めております。今までもたびたび集積所の候補地が挙がったそうですけども、去年の9月議会から今までの間に新しい集積所の場所を見つけるということは全くできておりません。

ただ、谷田地区に関しては、何らかの形で集積所をつくっていかなければならないということは重々わかっております。今、道路で集めているという状況はわかっておりますので、防犯上も関係もあります。それから今後の収集のことをやっていく中で、谷田に関しましては集積所がない状況ですので、話は進んでおりませんが、検討していかないかということとはよくわかっております。

以上です。

○池田委員

私の言いたいのは、確かに谷田はああいう状況ですが、全市を含めて、たしか課長はかぎのかかるようにしていきたいという方向で回答はされたと思います。それをお聞きしたいんですね。確かにフェンスで囲って集積所を設けてる場所と、それから屋根のあるところもありますし、かぎのしっかりかけれるところもあります。ですが、全市の集積所はそうはなっていないはずですけども、課長の方からは自分の見たところだけは、かぎがかかっておるといって回答がされておりましたから、それはおかしいじゃないですかという話の中で、フェンスもきちっとしていきたいということですから、谷田だけじゃなくて全市でどういうふうになつとるかをお答えいただきたいと思います。

○環境課長

集積所すべてがフェンスとかぎがかかるという状況じゃないということは私もよくわかりました。そういう方向に向かって進めていきたいというのが本心でございます。

今年度に関しましては、正直いいまして、集積所の整備が宝町の移設の予算しか載っておりません。このフェンスやって、ほんとにいい集積所という形にもっていくような予算はつけておりませ

るので、言葉とちょっと裏腹になってしまいますけども、集積所はしっかりしたものをつくってきたいというのは私自身は思っております。

以上です。

○池田委員

その計画については、どのぐらいの期間を見込んでおりますか。全くこれからですか。

○環境課長

集積所の整備に関しましては、今年度計画する計画の中でも考えていかなければいけないかなどは思っていましたけども、今現在、正直いって、その計画自体はつくっておりませんので、申しわけありませんけども、今からということになります。

○池田委員

ぜひ前向きに、言った言葉のとおりやっていたきたいと思います。

というのは、確かに谷田は赤道になってますので、通学路にもなってます。集積の場所、時間考えても学校の生徒が朝と晩、必ずあそこを通ります。余りよくないとは思いますが、場所が広いので確かにあそこは利用価値は高いと思います。ですが、今後の対策としては、やはりフェンスができるような形でどこか考えていく方向でないと、ちょっといかんじゃないかなどとは私は考えますので、そっちの方向でぜひやっていただきたいと思います。

また、はっきり期間的な計画ができましたら、また報告をお願いしたいと思います。

あと、もう一つ質問させてください。

概要の中の50ページで7款の商工費で、かきつばた園の件で一つだけお伺いしたいと思います。

実は、かきつばた園の整備の中で、平成21年度茶室が完成したと思います。あの茶室の状況を報告をお願いしたいと思います。

○経済課長

茶室ということで今年度の予算の方で建設をしてまいっております。先週ですが、おおむね99%完成をして、私どもも見てまいりまして、これから県のまちづくり交付事業という中で検査がございまして、4月からのかきつばた祭りが始まるわ

けでございますが、そういった中での利用が始まってまいります。

○池田委員

実際に使われるのは、いつから使えるんですか。

○経済課長

検査終了後直ちに使えるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、観光施設の茶室ということでございます。始まりとしては4月のかきつばた祭りから使いたい旨で考えております。

○池田委員

これっていうのは一般的に開放して使えるようにはなるんですよね。

○経済課長

現にございます知立市観光施設条例の中で、燕子庵という形で定義づけがしてございます。そういった中での利用になりますので、こちらで一つの条文を読みますと、利用の許可ということで利用する場合は市長の許可を受けなければならないという旨でございますので、利用の申し出をしていただく中で利用ができるというふうでございます。観光施設の茶室という中でございます。

○池田委員

申し込めば使えるということですが、これの使用に対しての規則あるいは使用料とかというのはあるんですか。

○経済課長

ただいま申し上げました観光施設条例の中の観光施設利用許可申請書というのをお出しいただく中で、観光施設利用許可書、そういった形で使用の許可をしてまいる格好になります。

使用料はこの条例の中には幾らという部分はないので、無料でございます。

○池田委員

ありがとうございます。

そこで一つ、この関係するお茶をやってる方から提案がありましてというか、苦情をいただきました。

その中の話で、確かに立派なものをつくっていただいたので非常にありがたいということですが、あそこトイレがないという話がありまして、それ

ってというのは今後の課題として、トイレというのは考えられないものですかということをお願いしたんですが、どうですか。

○経済課長

確かに、この茶室の建物の中にはございません。従来の今までにありました燕子庵の中にもございませんでした。観光施設という中で、新庭園の中にもございます。また、無量寿寺の横のお庫裏の横と申しますか、そちらの方にもございますので、そういった中でのご利用をお願いしたわけでございます。

○池田委員

今年度また交付金でバリアフリーの整備計画が出ております。その中にできたら折り込んでそういう計画を立てていただけないですかという話はいただきましたんですが、そういう方向では考えることできませんでしょうか。

○経済課長

現段階の中では、園路整備という中で計画はしておりません。実際、今年度の中で多目的トイレ、それと昨年度の予算の中で新庭園の中での多目的トイレを建設しておりますので、そういった中でのご利用を願いたいと思っております。

○風間委員

まず、183ページの商工振興費なんですけど、一般質問でも申し上げましたとおり、大変財政厳しい中で、商工振興事業全般、市がその事務として承っておられる事務を例年どおり死守していただいたことに対しては、改めて重ねて評価申し上げる次第です。

そして、その上で、このプレミアム付き商品券事業も昨年に引き続いての導入ということで、大変感謝をしているわけです。

このプレミアム付き商品券補助事業も昨年以上の実績や効果を上げるような形で今、企画中です。商工会の方ですね。

それで、前は50%近くが地域商店街でその消費のデータが出たという形で非常に地域の商店街も大健闘だったのではないのかと。大型店に負けないぐらい今回もいろいろな施策、事業を講じて、

せつかく600万円公費で補助体制を敷いてくれたわけですから、それに合う効果、そして市民の人が、またさらにやっていただきたいという声が高まるようなそういう事業内容に向けて今、企画段階でございますので、またひとつ協力しながらその動向を見守っていただければと、また、協力もしていただければというふうに思っております。

それで、残念なのは、本会議でも申し上げましたように、もう一步踏み込んでいただければ大変ありがたかったということで、その要望もしております。利子補給の補助制度、ここがもう一步なんですよね。決断していただけると万全ではなかったか。とりあえず市がやれるその範疇での商工振興策の充実という観点からは万全ではなかったのかという思いがしてならないんですね。

それで、そんなに予算も大してかからないと思いますし、それで本会議終了後、部長の答弁では、早急に検討していくという方向性なんですけど、担当課長の方から、この利子補給制度に関しては前回の導入実績もありますし、その辺も踏まえて、今後どのような形で検討されていくのか、一度見解をお聞かせください。

○経済課長

大変利子補給ということで、私も利子補給ということで一般質問の中でございまして、以前にあったということでございます。調べさせていただきました。以前は利子補給ということで、マル経の利子補給ということで実施をしていた経緯は確認はしております。その後、企業家への補助という形に変更になって、企業家の実績がなく、やまってしまったというようなことで、調べた内容ではそんな結果、経緯がございました。

この利子補給の復活というようなことでございます。どれぐらいあって、どのような金利部分ですね、そういったものを調べた中で、調査をしていった中で考えていきたいというふうには私としては思います。

○風間委員

いろいろ一般質問等々で紹介させていただきましたので、重複は避けますが、いろいろなやり方

はありますね。

ただ、前回結果としては導入してるという形なんですけど、制度を若干変えてですね。そのころは景気がぎりぎりよかったという中で、そこから廃止になってから極端に悪い方向になってるという状況ですから、そういう背景も十分に考慮をいただいて、それで紹介させてもらった、みよし、岩倉、岡崎、半田などの先進事例に十分検討を重ねていただいて、それで早急に導入に向けて検討していただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○経済課長

一般質問の中で、みよし、今言われた岡崎ということで例がございまして、ちょっとまだ期間もあれですが、状況等を把握しておりませんが、調査をいたした中で、今言ったように考えていきなというふうには思います。

○風間委員

期待しておりますので、ひとつこれはよろしくをお願いします。

次に、ここの若干率直にお聞きしたいのは、185ページの県産業立地推進協議会負担金が3万円あがってるんですけど、これはどのようなものなのでしょうかね。

○経済課長

産業立地推進協会負担金3万円ということでございます。これは当地域の産業立地のPR、あるいは用地のあっせん、立地の相談、立地情報の提供に関する協議会への負担金でございます。

○風間委員

これは県にあるんですか。それで、その加盟団体はどういう形になってますかね。

○経済課長

これ、県にございまして、ちょっとどこまでというのはあれですけど、各市町の参加の負担金でございます。

○風間委員

参加の負担金はいいんですけど、どういう参加して位置づけ、意義があるのかね、そこが知りたいんですよ。

というのは、うちも平成19年でしたか、マスタープランの改正によって西町の本田地区と上重原恩田地区ですね、産業立地促進地区という新たな用途区域外ですが精神的な部分の位置づけをしているわけですね。そういうものも含めて、そういうものがあるような市町、今は全市町が対象というようなことをおっしゃられておりますが、そういうのとの関連で、どのような協議会で、ここを定期的にどのような形で協議してね、どのような効果で、なぜこんな3万円の負担があるのかということを開きたいんですね。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後3時58分休憩

午後4時08分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

大変失礼いたしました。

負担金でございますが、先ほど申し上げましたように、全市町村で分担金でございます。内訳申し上げますと、中核市までが年額6万円、市におきましては3万円、町におきましては2万円、村におきましては1万円ということでございます。

あとそれと、県下22の商工会議所ですね、これが2万円の負担ということで協議会が成り立っております。

題のごとく、工業立地関係のことでございまして、まずは調査、立地に関する広報活動、それとあと、立地施設の説明会、セミナー等の開催でございます。

○風間委員

やってる内容はいまいちよくわからないんですよ。知立市にとりまして、どういうメリットがあるのかと、この協議会に入ってね。うちのようにはマスタープランに明快に産業立地促進地区という位置づけをしてる自治体、それからまた、今は残念ながら休止になりましたが、上重原恩田地区、こういう状況がある自治体にはどのような

メリットがあるのかということを知りたいんですね。

○経済課長

いわゆる広報活動を通じての情報提供の受けの部分、それとあと、先ほど立地説明会、これは現状における各市町、あるいは工業用地の提供等の説明会、セミナーでの情報を得ると申しますかね、そういった部分への受けの形になろうかと思いません。

○風間委員

全市町村と商工会議所、商工会は入ってないんですね。それも確認させてください。それで市町村が入ってるということで、これはいわば強制力があると。1市だけ抜けちゃうとやらしいと、こういうことですね。

○経済課長

今おっしゃいましたように、町村まで名簿で見えておりますが、豊根村まで加入をしておりますので、全市町村ということの義務づけ的なものと思います。

会員ということで商工会議所という位置づけでございますので、商工会は未加入のものと思われ

○風間委員

私はね、この予算の負担金を見て、例えば知立市のように上重原町恩田地区のように、いざという工業化、開発が進むという流れの中で、こういう協議会に入っておくといういろいろな形のメリットが支援策があるのかなということですね、この予算の内容を若干お聞かせいただいたんですけど、そういうこととは違うということですね、これは。

○経済課長

全く違うと申すと違うのかもしれませんが、今、知立市でやろうとしている部分のここに乗っかるというものとは若干離れてるものなのかなとは思いません。

○風間委員

こういうものは当市としましても産業立地というのは今後そういう促進地域という位置づけもありますからね、そういう部分から、いかに負担金

を出すならばこういう組織でメリットがあるような対応といいますかね、取り組み、そういうものができるような形でないと、何でこんなものを出すんだというような声が上がっちゃうと思うんですね。

だから、それはしっかりと、ただ単に強制、半強制というようなことならば、しっかりとその辺は十分に活用できるようなそういう対応を、例えば、だれがここ協議会開催されていくんですか、担当の課長ですか、これは。

○経済課長

とりあえず予算づけにおきましては、私どもの方でしております。今回、区画整理の方の部分もございますので、その辺のところは状況、内容に応じての部分で判断したいと思います。

○風間委員

これは協議会というならば、年に何遍ぐらい協議をもつんですか。

○経済課長

昨年平成20年度の総会の部分でございます。事業報告ということで6月と7月に幹事会総会、それから7月に施策説明会、11月に立地セミナーということで、延べで申しますと4回ほどの開催でございます。

○風間委員

いまいちここに加盟して当市が企業立地を推進する部分の見地から見る意義というのは、どうもいまいちわからないんですが、県の方の新年度予算に企業誘致推進事業費というのがあるんですね。産業立地の基本方針に基づいて企業立地の推進を図るため、市町村や関係団体と連携を図りながら効果的な誘致活動を行うと、これ438万5,000円あるんですね。これは今言われた企業誘致トップセミナーの開催とか、立地サポートステーションの情報発信とか企業立地促進法を初めとする関係法令の審査等こういう予算計上があるんですが、こういうものに関連した負担金ということでよろしいですか、これは。全く別ものなのですか、この件。

○経済課長

今言われた部分でのこの協議会がそうなのかというの、ちょっと私の方では把握はできません。

○風間委員

要は、県の事業でも同じような項目をあげてやってるわけなんです。なおかつ、その推進協議会というのがあるわけですね、その辺の整合性というのは一体どうなってるのかなというのはいまいよくわからないんですが、全般的に見ましても、こういう負担金とか協賛金とかいろいろありますけど、毎年同じ形で綿々と予算執行されているわけですね。

それで、当市は大変財政事情が厳しいと、これは市長いつもいろいろな団体総会のあいさつで言われてね、その厳しい中で厳しい予算繰りをしていっていると、これはだれも共有する部分ですが、そういうことであるならば、こういうおつき合い関係程度の負担金とか協賛金とかそういうたぐいのものは一遍ざっと洗い出して見直していくことも必要じゃないのかというふうに思うんですね。

これ全般論として、副市長、どう思いますか、これ。一つの例でちょっと気になった部分で開陳させてもらったんですが、いまいよくわかりません。3万円、たかが3万円なんですけど、こういうのを積み増ししていけば相当な軽減につながるのではないのかと。そういうのは行革でもやられているわけでしょう。最近ちょっと行革の大綱を見てないでいかんですけど、いかがですかね。

○清水副市長

この辺の議論は、昨日の企画文教委員会でもございました。やはりいろんな各種の協議会というのは県下いろんな組み合わせの中でありまして、そういったものに知立市もどんな福祉の関係も含めて建設というものに参画をさせていただいておりますということでございます。

そういうことでございますけども、この中で、やはりその中身、目的、そういったものを十分精査して、今後知立市が継続的に参加していく必要があるのかどうかというところは一度検証する必要があるだろうというふうには思っております。昨日もそういった議論でございました。

今回のこの県の産業立地推進協議会負担金でございますけども、これにつきましては、私も今の議論を聞く中で、経験で申し上げますと、この協議会は先ほどの愛知県、名古屋市を初めとする商工会議所が参画をして、各市町がいろんな工場団地を増設したり、いろんな企業立地のハード面の整備をする中で、愛知県と各市町が協働して県外等々への産業立地のセミナーを開催したりとかそういうようなことで、愛知県への工業誘致を県下全体で進めている協議会だというふうには理解しております。

その中で、小牧市の成功例とかいろんなそういう事例がそういった場でも紹介をされたり、今後の愛知県の考え方ですね、工業誘致、産業立地に関するそういった基本計画などの説明等々もたしかあったような気がいたします。そういったことで、そういう協議会でございます。

知立市としての今後どうだということも先ほどお話がございましたけども、御質問者がおっしゃいましたように、知立市といたしましても、まだ今、事業が動いてないというところで、大変残念なことでございますけども、今後、上重原の北部地区とかいろんなものを視野に入れば、当然そういうものが成就する中では知立市が独自にそういう立地活動をするということではなくて、愛知県あるいは県下のそういう商工会議所等々と連携する中で進めていくということは将来は必要になってくるだろうというふうに思いますし、いろんな産業立地の事例などもそういったところで研さんする中で、来年度、平成22年度から庁内内部でも今後の上重原北部まだまだ動いてはないわけですけども、そういったことを視野に入れながら、どういった制度を市として考えながら産業立地を積極的に進められるのかというふうなところも少し内部検討をしていきたいというふうには思っておりますので、そういった部分での参考にもしていきたいというふうに考えております。

○風間委員

私も産業立地は積極的に進めただけであればというふうには思っておるんですが、何もこれが全然

効果を発揮しないならばね、これは全く意味がないんですけど、そんなものを予算に計上されるわけがないわけですから、当然それなりの意味合いがあるということですよ。

ただ、ただ単に毎年負担金を払ってね、綿々とそれが余り当市にとって活用性のないものではないけませんから、こういう協議会を通じて十分情報収集をして、そして企業立地に少なからずともメリットがあるようなそういう有意義な活用方法にシフトがえしていただければありがたいなというふうに思うんですよ。ただ単に入ってお金を出しておるだけじゃなくてね。今までこれ、そういう見地で見ましたか。それだけちょっと聞かせてください。

○経済課長

この企業立地という関係の部分でございます。私どもも別の分を農振農用地の部分でかわっても上重原北部の部分がありましたので、そういったことから申し上げても重要なこととは認識はしております。こういった部分で、先ほどあった実際の例、そういった等を参考にすることで、十分活用はしていくべきものだと思います。

○風間委員

今後、産業振興の見地と担当部署は違うわけですが、それを区画整理という形になるのかどうなのか、新たな体制でいくのかわかりませんが、今中断中ということですから、よく連携してこういう部分は、その時代背景も十分に加味してね、それでこういう部分はこういうところから情報提供をして、当市にとってどういう方向性があるのかというのを十分に検証をしながら前進していただければというふうに思います。

それで、皆さんが大変財政厳しい折という中で、法人市民税、個人市民税もね、特に法人の落ち込みが40%近くにもなって、企業はいかに疲弊しておるかということですよ。これは個人市民税でも8億円近く落ち込んでいます。これは当然所得がカットされて、所得割が減収しているという中で、ますますそれが来年、再来年と先行き不透明な時代を迎えているという中で、まずは企業の元気にな

ってもらってね、こういう部分を少なからずとももとに戻すようなそういう体制が必要だということは私、一般質問でも言っているんですね。

それで入札の地域企業育成、市内企業育成をして、地域企業は元気になって法人市民税が結果的に納めるような元気になる政策とかね、そういう入札制度という大原則はあるにしても、その辺の緩和策ですね、そういう部分ができ得る範囲での緩和策というのを求めたわけなんですけど、担当部局は経済課、そういう経済振興の部分からね、私が総務担当部局に言ったああいう趣旨の内容の部分に対するの見解はどう思われるかね。おらが関係のない部署の話だということ、お任せかということじゃなくて、やはり最大限でき得るそういう部分は担当部署の経済振興、産業振興の部分からもひとつお口添えしていただくというのが筋じゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですかね。

○経済課長

一昨年10月からの経済の不況と申しますか、そういった中で、最近になって私、この業務の中で特に思うんですけど、プレミアム商品券を初めとする内需の拡大から地域の活性化、それが全体の活性化につながっていくべきものなのだなというふうには実感をしているところです。

ですから、当市において何ができるかという部分も確かにございますが、少なくとも内需からの総体的な発展へとつながっていくことを特に期待したいわけでございます。

○風間委員

私は、ぎりぎりの線でああいう要綱との提案をしておったんですがね、それはある意味、共有できる部分もあると。特に小額緊急工事の市内企業育成の地域条件をつけるなんていうのは、私は絶対必要だと。あの中でも一番それが必要な部分だと、今の時期限定してもいいですから、そう思うんですが、いかがですかね。

○経済課長

地域を限定したという部分でございますが、知立市として、市としてできることの対応という

ふうには考えております。

○風間委員

経済振興の方からね、ひとつそういう状況、状況で振興の方からの立場で応援のエールを送っていただければというふうに思ってます。

今後ともひとつ商工振興に対しては、よろしくお願いを申し上げます。

次に、161ページの農業関係で、まず、平成22年3月末で食育基本計画が完成するという説明会での報告もありました。また、食育推進会議委員報酬が6万8,000円と載っていますが、いつ冊子が我々の手元に届いて、食育報償金ですか、この6万8,000円、この辺の内容等々も若干お知らせいただけますか。

○健康増進課長

やっと食育推進計画書がまとまりまして、3月31日までにはその冊子が納品できるということになりますので、議員の皆様方には4月中にはお配りできるかなというふうに思っております。

また、食育推進会議6万8,000円のこの予算につきましては、毎年1回推進状況と翌年度どういうふう to 実施していくかというところを年1回2月ごろがよろしいかなというふうに考えております。

以上です。

○風間委員

わかりました。年に一回推進会議をやるということで、来年の2月にやるということですね。せっかくなつくついたらですね、その辺のできればえも含めて、早急にやるんじゃないですか、普通は。どうですかね。

○健康増進課長

完成までは3回ほど、今年度食育推進会議を開きまして、その中身については十分検討していただいて完成に至っておるわけなものですから、別段完成したものについて早期から集まっていたら、その完成の計画書を見ていただくというのはどうかなというふうに思うんですけども。

○風間委員

要は、プランはでき上がってね、一番重要なこ

とは、そのプランをどう具体化していくかということですよ。その中で、このパブリックの事前の冊子もいただけてますが、多岐にわたっておるんですね。今年度どういふ部分から食育というのは、今、国・県あげて非常に重要視されておるわけですね、どういふ部分から具体的にこの部分を重点的に取り組もうとかそういうことが必要じゃないですかということをおし上げておるんですね。中身の検証はいいですよ、それは皆さんがつくって、ある程度それで極力十分に反映されたと思ってますよ。いい計画ができておると思います。あとは具体化に対して、どの部分からどういふ部分を重点的にやっていくかと、ここが重要じゃないですかということですよ。

○健康増進課長

確かに計画書だけをつくればいいという話ではなくて、その後のどういふふう to 計画書にあります目標数値に向かっ to 実行していくかというところにあるかというふう to 思います。

各課それぞれそれに向ける to 推進行動計画をつくりまして、それに基づいて毎年どのような事業を行っていくかというところを今まで計画書をつくるに当たっ to の検討部会をそれを変えまして、推進部会というふう to 名称を変えた中で、部内で2回ほどまずとりあえず5月に部会を第1回目を開きまして、今年度は何を行っていくかというところを全体で認識し、それに向けて進めていきたいというふう to 思います。それで、また2回目を進捗状況を毎年確認しながら、翌年度に向けてまた何をやっていくかというところを検討していきたいというふう to 思っております。

○風間委員

わかりました。

それで、私が一番この中で注目してるのが地産地消の部分ですね。地場産の農産物をいかに市内に取り入れていくかということですね。これは当然、学校給食もしかり、保育園もしかり、そしてまた、そういう事業所にも理解をいただいて、そちらの方に極力地場産の農産物、顔の見える安全な農産物の提供、利用促進、こういうものを進め

ていく必要があるだろうと。これはもう明確に重点的取り組みの案の中に書いてありますよね。そういう部分は、どういう今認識と方向性をもたれておるのかということをお教えください。

○健康増進課長

地場産業、地産地消については、何かと知立市におきましては、農業が衰退傾向にあるという状況にあるものですから、この食育推進計画を契機に地産地消を推進する中で、何とか農業の活発化、活性化を図っていければというふうに私自身は考えております。

あわせて、その給食等の地産地消の割合を地場産業に基づく地元で取れる農作物の利用度をさらに高めていければというふうに思っております。

○風間委員

その方向で努力していただければというふうに思います。

特に顔の見える農法というのは、安全な食提供と。今、食の安全性が非常に問われておりますよね、産地偽装とか毒入りぎょうぎ事件、あるいは遺伝子組みかえ等々、憂慮すべき状況が続いてきてるわけなんですけど、そういう部分では、この人はこういう農産物をつくって、農薬も軽減した非常に安心な食材ですよと、そういうことが今、消費者の方もそういうものの方にシフトが移っていると。先般もマスコミで報道されておりましたが、プライベートブランドという産地がわからなくて安いものよりも、若干高値なんですけど産地がわかってね、そういう食材の方が飛ぶように売れるというデータもあるわけですから、そういう形で安全な一番食育基本計画の重点ポイントの中にある一つでありますからね、地産地消、安全な顔が見える農業の推進、こういう部分は積極的にやっていただきたいというふうに思うんですが、具体的に保育園の方ですね、これはどういう方向性で今後この食育計画に沿って充実していこうとされているのか、その辺の方向性だけ聞かせてください。

○子ども課長

今の地産地消の関係ですが、御存じのとおり、

今、保育園の方では南保育園の方で地元のお百姓さんがつくられた野菜等を利用して給食を利用しています。

子ども課としては、この間も野菜を入れていただく地元の方とお話させていただいて、できれば他の保育園にも何とか広げたいという話もさせていただいたんですけども、今、現時点では皆さんなかなか野菜をつくる量が少ないということで、難しいという話をされてたんですが、子ども課としても食育の推進という意味で地産地消という方でできるだけ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○風間委員

あわせて、事業者への利用促進、ここも明確に明記されているんですが、その辺はどのように喚起をされていくのか。

○経済課長

食育基本計画の中で、事業所への地元産の消費のPRという部分で私どもの方で思っております。事業所への商工会等を通じた中での事業所へ、例えば給食であったり自前での食を提供しているところへのPR、あるいは情報ですね、そういったものをお伝えしていければと思っております。

○風間委員

そういう方向で努力していただければというふうに思います。

それで今、子ども課長の方からも言われましたように、南保育園は無農薬野菜の地元の農業団体の方たちの安全でおいしいミネラルたっぷりの野菜を納入しているということですが、計画にも無農薬野菜栽培への取り組みの強化も明記されているわけなんですよ。だから、そういう環境をどんどんつくっていく必要があると思うんですね。国の方では2006年に有機農業推進法、こういうものが全会一致で国会で可決成立して、それが施行中であります。

それで、国・県でもそういう方向が制度として進んでいる中で、その辺の状況というのはね、確かに今、減農から無農薬まで進んできたんですけど

ど、国・県の方からそういう指導とか農業生産に関する市に対するそういうものは別段ないわけですかね、ありますかね。そういう状況がわかりましたら一遍解説いただければ。

○経済課長

今の質問、有機栽培あるいは無農薬の部分で県からのということですが、特に私の方が把握している中では、当然無農薬の部分というのが言葉にもあるように、無農薬とはいきませんけど、低農薬という言葉は私どもの方の西三河の中でそういった協議会もつくっておりますので、当然なことなのかと思っておりますが、有機栽培部分については、特にございません。

○風間委員

確かにまだまだこの有機栽培とか無農薬はね、従来型農法ですね、やはり農薬を利用すると手間もかからないし、生育も早いと。人体には影響があるからね、そういう無農薬とか農薬を極力減らしましょうという県の10年ぐらい前からですかね、それが取りざたされたのは。しかし、なかなか遅々として進まないというデータも載っているわけでして、そういう中で、こういう有機農業推進法が成立したということは大変歓迎だと思うんです。歓迎だと思うんですが、やはり従来型農法からいえば、まだまだそうはおっしゃるけど、それは夢物語みたいで手間もかかるし大変なんだわという声も聞いて、生産者、JA、農協の方でもまだまだその辺はきっちりとした市民権を得てないというのが実情かと思うんです。

しかし、先ほど言ったように、消費者がどんどんそういうものを好んで、若干高値でもそういうものを選択していくというような今、流れじゃないですかね。そして安全でおいしいもの、体にいいもの、こういうものを選択して行くという流れであるならば、そういう法律制度も少なからず何も今のところ指導はないにしても、2006年では推進法もできたと、そういう流れの中では、どんどんそういう方向に行くというのは間違いないことでしょうし、また、行政がそういう方向にリードしていくということも必要だと思うんですがね、

そういう部分では課長、どう感じますか。

○経済課長

まさに委員おっしゃるとおりだと私も個人的には思います。

今言った無農薬、有機栽培と申しますと、やはり大量につくるということはどうしてもできないものになるのかなという思いはあります。ですから、今現在、JAの産直部会というところでもかなりの方が活動してみえます。そういった方においては、ほとんどの方が有機栽培とは申しませんが、低農薬、無農薬でつくったものを出荷、出品されているものと思いますので、個人あるいは自分のところでつくって少しぐらいはそういった部分に出せるという方は、かなり意識もあろうと思いますし、進んでいくものではないのかなというふうには思います。

○風間委員

例えば、私が行政的にもこういう部分にタッチできるというのはね、当然生産者団体、農協とかの十分な話し合い、今の時代背景はこうなってますよと、極力そういう方にシフトをしていただくように常に協議を重ねることが一点ですね。

それに対して、今度どういう方向性で取り組んでいただけたらとかというのと、それから今度、猿渡小学校の西側で市民農園が開催されますよね。それで、そういうミニ農園ですか、家庭菜園、こういうものが今、非常に流行になっておりますが、そういう部分に、もうじき抽せんもあるようですが、そういう部分に、もうじき抽せんもあるようですが、市の方がやはり極力、有機栽培、無農薬、こういうものを取り入れた栽培方法、こういうものを紹介していくというのが今の時代背景、法律の流れ、そういう部分からしても必要なことではないだろうかというふうに思うんですが、その辺に関してはいかががでしょうかね。

○経済課長

今おっしゃるように、市民農園、上重原の部分で4月から使えるわけですが。そういった中でも、十分そういったところはPRもしてまいりますし、JAの指導部分で委託するところもございますので、そういったところは十分PR広げ

ていきたいと思っております。

○風間委員

J Aで今主体的に、特にJ A愛知中央やってるのは農薬を減らすというところでしょう。減農なんですよ。無農薬とか有機、そこまではやってる人もおると思うんですが、全体的にはまだ先進J Aというのはたくさんありますよ、そういうことをやってるのはね。そういう時代、ニーズに合わせてね。ここはまだそこまで至ってないという僕はそういう認識なんです、それはいかがですかね。

○経済課長

先ほど申し上げたように、無農薬となるとなかなか難しい部分は確かにあると思います。低農薬がどこまで低農薬ということなのかというところもあります、J Aも農薬の部分も販売のところがございますので、無農薬というところの余りないのかなと思います。今言った低農薬、ほんとの少ない中での農薬の使用ということだと思っております。

○風間委員

その辺は今後大きな生産団体との話し合いで、極力そういう消費者のニーズに合うようなそういうものの生産に向けた真摯な取り組み、話し合いとしていっていただければというふうに思うんです。

それで、有機栽培とか無農薬とか一概にいいまでも、これ土づくりから初めて非常に難しい手間ひまかかる栽培方法なんです。

それで、御案内のとおり、先ほど子ども課長言われたように、南保育園に入れとるその地区の農業団体の方々は無農薬を実践してもう10年になるんです。非常にそれでその野菜はミネラルたっぷりでおいしくて、ほぼ農薬も使ってない。それで安全で喜ばれているという実績でもう2年ですか、2年半ですか、きてるわけですね。これは本多市長がちょうど退任前の年度に導入された英断をされた体制なんですけど、それでそういう環境を広げるというのも一つ重要なことでありましょうし、また、ちょうど設立して10年になるその農業団体ですけれど、今のニーズに合った環境を

拡大していくには、そういう団体を育成していくということが行政の一つの重要な部分かと思うんですが、そういう方向性に対してはどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

○経済課長

ただいま御案内がありました八ツ田のグループと申しますか、その団体は承知はしております。

そういった中で、今現在有機栽培のほとんどそうなんです、農村改善アドバイザーのグループ、大豆の会でしたかね、それと生活改善グループということで実際活動しておりますので、そういった部分でのPR広げていくということは今後大いに必要なことだとは感じております。

○風間委員

そういう団体を支援していくということが安全な環境提供の門戸が広がるというふうに思うんですよ。当然ですよ、それはね。

だから、J A愛知中央がそういう方向で完全に市民権を得ていただければね、なかなか難しいと思うんですよ。内情を私も聞くところによると。しかし、それはもう大変ありがたい話になっていくということですよ。

それで今、知立市農業振興対策事業費補助金交付要綱というのがありますね。これは知立市の農業の振興を図るため予算の範囲内において農業で実践して努力されている団体に指導しという形で補助をしていくという要綱ですよ。

ここで、るる農業振興指導事業とか改善事業とかいろんな形で7項目ありましてね、補助事業者も決定して補助金は、るる明記されているんですが、こういうものの対象団体という形でね、若干の指導に対するそういうものを、徹々たるものかもしれないませんが、支援をしていくというね。そして法的に団体の活動を認めていくということが今後の方向性としては、今の国・県の流れ、体制、制度の確立の流れからして必要なことじゃないのかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうかね。

○経済課長

ただいま言われたように、農業振興対策事業補

助金ということで実際にJ A愛知中央を中心とした団体等に補助をしております。今までの話した経緯の中でも十分今後もこういった団体あるいは組織への補助というのは必要と考えております。

○風間委員

実績もありますからね、保育園の納入してるといふね。だから、そういう部分を加味して、もっとこれが生産者が拡大すれば2園、3園、4園と。今、保育園格差があるんですよ。何でうちに入れてくれんのかなという声もあるんですよ。あそこは大変おいしいのを入れておるんですってねというね、1園だけいい環境にあるわけですよ、食材とかね。だから、そういうのは是正の意味でも早急にこういう部分は団体を育成していただきながら、相当高齢化のようで大変だと、やりくりもね。しかし、そういうのをして年に三遍ぐらい勉強会やって、一般の方あるいは家庭菜園の方も入れて、毎回100人以上規模で盛況なうちに勉強会もやられていると。それは課長この前も来られてわかっておられると思いますので、そういう部分を真摯に受けとめていただいて、今後そういう支援、大した補助金も出ないと思いますが、しかし、それも公的な位置づけになりますから、心強い限りですよ。またやりましょうかという気概も生まれると思いますので、そして、それによってこういう団体とか安全な食環境の状況が広がるとなればね、我々市民にとっても大変ありがたい。食はほんとに重要な部分ですからね、こういう食育計画の基本に照らしても十分な支援をしてないというふうに思いますが、支援していく必要があるということですから、もう一步踏み込んでどういう形で今後検討していかれるのかだけお聞かせください。

○経済課長

先ほども申し上げましたように、現在も有機栽培グループということで農村生活アドバイザー、生活改善グループに現在先ほどの要綱の中で補助をしております。

今、グループ申し上げましたが、このグループ間でも互いにグループ間を超えた事業、超えたと

いふか交わった事業を行っているというふうで聞いております。

そういった中で、事業内容を検討する中で、適切なこの要綱の中に当てはまるということであれば十分進めていくべきだとは思っております。

○風間委員

それじゃあ、ぜひとも今後の課題ということで導入する方向で、支援する方向で検討していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○高笠原委員

二、三お聞きしたいと思います。

概要の38ページにあります地域福祉計画策定委託事業、これについて少しお聞きしたいと思います。

これは2年かけて計画を策定するというものがありますが、計画期間は何年でしょうか。

○福祉課長

平成22年、平成23年と計画を策定します。そして、計画年は平成24年4月1日から平成29年3月31日、5年間です。

○高笠原委員

中間か何かで見直したいものはありませんか。

○福祉課長

計画は長期ということでございますので、中間も考えていきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

5年計画ですからね、途中で大体5年ぐらいの長いものだと中間で見直しや何かがあると思いますが、今回のこの計画に当たって、策定委員というものをつくっていかねばいけないということで、47万円ですか、報償金が出ておりますが、これは何名の方であり、そしてまた、何回会議をやっていく中身でしょうか。

○福祉課長

委員の人数は全部で29名でございます。その中で、報償費の対象者が23名ということです。民生委員そして各団体の代表者、福祉いろいろございますけれど、学識経験者、市の職員と。市の職員以外は報償費の対象でございます。回数としまし

ては、年3回開催させていただきます。

○高笠原委員

多岐にわたっての計画内容ですので、広い範囲で行われると、こういうふうに思います。

それで、民生・児童委員や何かもかかわっていくということですし、庁内でのプロジェクトチームというか、こういうようなものがつくられていくわけですね。それで、民生・児童委員は地域にもいるでしょうけど、忙しい忙しいという声はよくお聞きするわけですが、またこの策定にもかかわっていただき、なおこの策定ができたあともかかわっていかねばならないのではないかなと、こういうふうに思いますが、その点はどうか。

○福祉課長

先ほど年3回ということでございます。委員につきましては、多忙の中でお願いせなければいけません。これは地域性ございますから、こういった作成には、当然、地域の民生委員が入っていただくということになっておりますので、何とか参加していただき、策定委員会以外に意見交換もちょっと考えておりますので、そういったところの場所も参加していただくと。これ、意見交換は何回もございません。1回かあるいは2回ぐらいというふうで考えております。

いずれにしても、委員には何とか忙しい中を御参加いただきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

事業の内容といたしますか、それからいくと、要援護者の人たちが安心して地域で生活できるようにということで民生委員がここにかかわってくるわけですが、要援護者ということになりますと、プライバシーの問題や何かも出てくるわけですが、そういう点については、どういう配慮がされて、そして、なお正確に援護者リストというか、そういうものが組まれていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉課長

要援護者の関係でございますけれども、いずれにしても手挙げ方式、どういう方式にしる、その支

援を求める援護者については、同意を得てプライバシー保護のためにこういった関係者について公表していかどうかを同意を得ていくという方法でやらせていただくようにしていきたいと思っております。

○高笠原委員

そうしますと、防災のところでもそうですけれども、要援護者のリストをつくるだけでも、やはり大変な面も出てくるわけですが、現在、要援護者かなと思われるような人たちのどのぐらいがここの中でリストにというか、把握できるようになってくるというふうで考えられておりますか。

○福祉課長

今年度おそがけでございますけれども、近いうちに打合せ会を開きます。これは何かというと、どういう方式でやっていったらいいとか、今後どういうふうで計画を立てていくのか、そういった他市の状況も含めて防災担当局といろいろヒアリングをしていきたいと。

どれぐらいいるかというのは、その手挙げ方式だとまた違ってきますし、また、こちらの方でどういう方式も長寿介護課の関係、そしてまた、これはひとり暮らしですね、障がい者の身障知的、3障がいがございますけれども、どの程度の方をリストアップしていくかというのがこれから課題になりますけれども、このあります地域福祉計画も位置づけされてきますので、そこの中に含めて計画書に具体的な内容も含めてやっていきたいというふうに思っております。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時00分休憩

午後5時09分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高笠原委員

たくさんの課がかかわってくると思うんですね。障がい者関係から高齢者から子供関係から多くの課がかかわってくると、こういうふうに思います

が、これをまとめられる総元締めというか、そういうところは福祉課長のところでやられると、こういうことでしょうか。

○福祉課長

福祉課が中心になって、やはり障がい者あるいは母子、老人ひとり暮らし、また、民生委員の関係もございますので、福祉課が中心になってやっていく方向で今から進めていきます。

○高笠原委員

3月いっぱい去られる福祉課長に何か重い荷物を残してというね、とても心残りでいらっしゃるかもしれませんが、いろんな課でこれはやっていかなきゃいけない問題だとは思いますが、基礎調査をやってアンケートも取って、啓発用のパンフレットを作成するというのですが、おおよそのスケジュールがわかれば教えていただきたいと思います。

○福祉課長

計画としましては、まず、平成22年度では市民の意識調査、これ一般の市民から、また、学生を抽出しまして調査をしていただく。これはコンサルに委託して作成をしていただくというふうになっております。

それから、調査票の集計をして、これ男女別や年齢、階層別、職業別、地域別などをやります。

それから、調査結果の図で示したりなんかしてわかりやすく分析をしたものをつくるということになっております。

これは主な計画でございますけど、それに業務をするには大変な業務があります。送付したり、データ入力したり、ヒアリングをまとめたりいろいろそういったようなこともございます。これをコンサルにやっていただきます。

それから、平成23年度の計画としましては、学区ごとの地域住民の会議を行うということを実施します。

それとあとは、委員会に諮って、ホームページに載せたり、それから計画の作成に取りかかるといふ素案をつくってしまうということでございます。これの中にも障がい者も入っておりますから、

人にやさしいまちづくりの推進協議会にも諮っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高笠原委員

平成22年度に先ほど言われた市民の意識調査からいろいろやっていくことになってコンサルに委託すると。その委託料が350万7,000円と、こういうことですね。平成23年度もやはりまだ策定の期間でありますので、これもやはり今年度と同じぐらいの経費が見込まれるんでしょうか。

○福祉課長

少し額がふえます。ということは、冊子をつくれますので、そういった印刷製本費等も含まれますものですから、実施計画の段階では、これの100万円多いぐらいですね、そういったような感じで100万円弱上乗せされるということになります。

○高笠原委員

来年は約100万円ほどの上乗せになると言われておりますが、この策定するに当たって、国の指針といいますか、そういうものに従ってやっていかれるとは思いますが、知立市独自のものというものはこの中で考えられていらっしゃるんでしょうか。

○福祉課長

これは既に社会福祉法というものがございまして法の107条、これに基づいてこういった計画を基本的につくっていかないといけないというふうを示されております。

この法の改正された年月日が平成15年4月1日ということでございます。知立市としては、この近隣の市、豊田を除きますけれども、衣浦東部では知立がつくってないという状況であります。早急に平成22年度から出発するということをお願いしたいと思います。

○高笠原委員

今、福祉課長が答えていただきましたのであれですが、法がつくられたのは平成12年、それで平成15年でまた改正をされておりますね。私、一般質問のときに読書の推進計画もずっとおくれてき

ていて、この西三河近辺の中でも知立市が今の地域福祉計画もそうですが、おくられていると。どうしてこういうものが、すべて早くつくらなきゃいけないということではないとは思いますが、ずっとおくられてきているというこのところはどうかということがあったんだろうというふうにひとつ疑問がわいてくるんですが、そのこのところはどうか。

○福祉課長

私の方も、この法を改正されたあと、すぐではないですけど、少しあとに実施計画にあげていきました。

ただ、この実施計画をあげても、やはりそういった携わるスタッフ、市の職員というものがまだ確立してない、充実してなかったということがございまして、福祉課としては見送ったことが一度あります。

そしてまた、計画を立てていく中に、実施計画にあげていく中に、採択がなかったという経過もございまして。やめたということも原因があったかもわかりませんが、そういうふうでずっとございまして、やっとなんとか来年度あげていただいたということでもあります。経過としては、担当としてはあげております。このことは御理解いただきたいと思っております。

○高笠原委員

福祉、人間が生きていく上で大変大切なところをずっとおざなりになってきたと。担当は一生懸命忙しい中にも計画をあげてきたけれど、却下されてきたというね、こういうことがあります。先ほどもちょっと言いましたけれども、この計画をつくるに当たって、知立市としては、一番最後になってつくるわけですので、他市にないものをここには力を入れていきたいと。他市のものをみんな見てるわけですからね、そういうところがあったら聞かせていただきたいと思っております。

○福祉課長

他市、隣接の刈谷、安城もございまして。それを参考にしながら、知立のほんとに地域に合った計画をつくっていききたいというふうには思っております。

ます。

これは、やはり各課のいろんな意見やら関係各団体、民生委員も初め、皆さんの御意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

それと、既につくってある市は第2次をつくっております。これはなぜかという、今先ほど委員がおっしゃられました要援護者が入ってなかったということで、早速2次計画の中に取り込んで見直しをしているということでございまして、私の方は、これはちゃんと入れ込んで、いいものをつくってきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

近辺では一番最後ですので、ちょうど他市が第2次の計画を立てる中で、知立市は最初に今度つくっていくわけですので、いいものをぜひつくっていただきたいと。そのためには、いろんな方の関係団体など努力、協力をしていただいて、いいものをつくっていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、同じく概要の、これはちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますが、44ページの寝たきり高齢者等介護手当支給事業というところで、③のところでは要介護4と要介護5の認定を受ける人を手当の対象にしておりますが、まくら言葉がここについておりますが、それは省いていただくということでよろしいでしょうか、確認をさせていただきます。

○長寿介護課長

本会議のときに、うちの部長がお約束をさせていただきますとおりに、常時からあつてまでは削除させていただきます。

○高笠原委員

そうすると、できた書類にはここが載らないと、こういうふうで解釈させていただいてよろしいですね。

4と5の人はこういう人だから、わざわざ言うことはないと思っておりますので、よろしくお願ひをしておきます。

それから、もう一つお聞きしたいのは、48ページの女性特有のがん検診推進事業であります。

平成21年度は国が補助がありましたのでよかったわけですが、今度は半分地方がもたないといけないわけですね。それで533万6,000円、こういうふうであります。

私、一般質問でもこの検診事業は大切な検診事業であるけれども、改めてワクチンを同時進行でやっていくべきだと。そうすれば予防効果がすごくあると。それで私、このことについて一般質問では通告がしてあるわけですから検討していただいた子宮頸がんのワクチン、このものについては検討していただいたのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○健康増進課長

女性特有のがんの子宮頸がんにつきましては、検診事業は平成22年度も行っていくわけですが、新たにそれにあわせて子宮頸がんワクチンの実施をどうかという点につきましては、検討はさせていただきます。名古屋の県下では、まだ名古屋が1市、平成22年度いつごろになるかちょっとわからんですけれども、実施という状況の中で、名古屋はどのように実施していくのか等調査をし、知立市においてはどのぐらい費用がかかるのかというところも検討させていただきました。

ただ、全体的な財政の中でありますので、これがすぐできるかどうかについては財政との関係になるということでもあります。

以上です。

○高笠原委員

検討したけれども実施をしないと、こういうことですね。私は、実施をするというそういう可能性を含めて検討していただきたいと、こういうふうに思うわけです。

それで、検診は20歳からと、すごく年齢も下がってきております。特にこのワクチンは中学生ぐらいの子供が一番いいわけですし、この間も質問の中でお答えをいただいたのが試算をしていたと。その試算内容はおっしゃられたわけですが、私は、対象年齢の人を全員でなくて1割ずつでもやっていけば、毎年毎年それが積み重なっていくわけだから、そうやってこういうがんを撲滅

をしていって命を守るというか、少子化対策に貢献してほしいと。それでこの子宮頸がんというがんになる年齢というのが出産の年齢、いわゆる20代、30代の人の死亡の確率がすごく高いと、こういうふうに言われているわけですから、赤ちゃんを産む年齢の人たちをなくしてしまったのでは、これは少子化対策にはなっていないわけですから、中学生ぐらいの年齢の人たちに一番いいワクチンをぜひ実施していただきたいと思うんですね。

この間のときに、12歳から13歳でしたかね、約1割の人を対象にすると109万5,000円の試算をしていただきました。それで、これが10倍もかかるならともかく、109万5,000円で少子化対策に貢献ができていって、これからの日本を背負っていた人々を育てていけるという、こういうことであるならば、私は、ぜひこれを実行すべきだと、こういうふうに思います。

それで、財政が厳しいということは、どんなときでも言われておりますけれども、命を守るということは、このことによってできるわけですから、ぜひ実施をしていただきたいと思うんですが、新年度予算にはこれは出さなかったんでしょうか、出してだめだったんでしょうか、そここのところをお聞かせください。

○健康増進課長

うちとしましては、新年度予算にはあげておりませんでした。申しわけありません。

○高笠原委員

新年度予算に乗らなかったから検討の対象にはならなかったとかかもしれないけれども、これは国もあげてこのがん検診、特に子宮頸がん、乳がん検診にも平成21年度は全額、平成22年度は国の方は半分地方でもちなさいよということではありますけれども、ぜひこれをやって死亡者をなくしてほしいと、こういうふうに思います。

それで、新年度予算には乗せなかったけれど、109万円で1割の人が救えるということでもあります。市長、これは何ともならないんでしょうか。私は、その点、市長にぜひお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○林市長

高笠原委員のおっしゃることもわかっておりまして、非常にこのことをやりたいという思いも高笠原委員と一緒にのかなという思いはあるんですけど、やはり全体の中で、今回は財政をやりくりさせていただいております。その辺のことも御理解をいただきたいなということが本音であるわけでありまして、よろしく願いいたします。

○高笠原委員

財政のやりくりが大変だからと言われました。だけど、人の命という点で、鳩山首相も命を守ると、こういうふうに言うておられましたし、市長も子育て環境日本一と、こういうふうにおっしゃってみえます。私の財布では109万円は大変ですけども、知立市の中で、いくら大変だといっても100万円のお金、何とかして私は子供を助けていただきたいし、また、子育て、出産時期に当たるお母さんの命も助けていただきたいと、こういうふう思うわけですが、再度お願いをしたいと思えます。検診は検診でやっていかなければならないと思えますが、有効なワクチンをぜひやっていただきたいと、こういうふう思いますので、再度市長、よろしく願います。

○林市長

やりたい思いは非常にあります。109万円というお金なんですけれども、例えば今回、細かい話して恐縮なんですけれども、在宅寝たきりの手当初めてつけさせていただきました。これ、5,000円だったんですけれども、3,000円ということで2,000円を調整させていただきました。このお金でも出てきたのが、御案内のように100万円とか200万円というお金です。そうしたことでやりくりをさせていただいているにもかかわらず、今予算が御案内のように財政調整基金が15億円だけ落とすとして臨財債が8億5,000万円という非常に厳しい状況ということを知っていただきたいと思えます。

そうした中でも、やはりやりたい思いは高笠原委員と全く同じでありまして、これもヒブワクチンもそうであります。また、前々回この子育て医

療の忘れられた中島委員の話もそうであります。すべて私の頭の中で渦巻いているわけでありまして、そうした中で、全体財政の中で判断をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高笠原委員

寝たきりの人への手当5,000円はどうかと、こういう話もあったぐらいですからね、それが3,000円に削られて実現したんだからいいじゃないかと、そういうことでも理解してほしいと、そういうふうにおっしゃられたかなと、こんなふうに思えます。

先ほども市長が言われたように、ヒブワクチン、一般質問の中でも私はこれは議会で採択されたものなんだと、そういうものをしっかりと受けとめてほしいと、そういうふうに申し上げておきました。

課長どうでしょう。6月の補正、ぜひ乗せてください。そしてそこで却下されるか、また検討されると思うんですが、そこでまた却下されるかどうかは別として、実現できるまで補正予算乗せてください。よろしく願います。その努力はどうでしょうか。

○健康増進課長

私自身も非常に子宮頸がんワクチンにつきましては、7割以上の効果があるという話を認識しておりますし、ぜひともやっていきたい旨はありますので、今後とも検討していきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

ぜひよろしく願います。

それで、この子宮頸がん乳がん、ここにも書いてありますけど、40歳の年齢がダブるということで、前のときにお聞きして549人ぐらいいらっやっや、電話作戦の結果はどうでしたか。この間のときは1月31日現在の受診率をお聞きいたしましたけれども、電話作戦で受診率を上げていくというふうにおっしゃられていましたけれども、いかがでしょうか。

○健康増進課長

一定度の効果があったかなというふうに思います。700人以上の方にお電話をさせていただきました。当初40歳だけを考えてましたけども、それでもなかなか募集をかけても応募者がなくて、その後、41歳、42歳というふうに広めて電話をかけさせていただきました。乳がんについては、これは普通の女性特有の年齢の対象外の人も入っちゃうわけですけども、昨年が681人でしたけども、2月末現在で1,365人というふうになりました、700人近くふえた点、子宮がんにつきましては、昨年が702人でしたけども、1,112人というふうにかなり伸びてきたというふうに思っております。ぜひとも平成22年度も多くの方が受けていただくように周知徹底していきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

電話作戦が功をなしたというね、こういうことかなというふうで理解をいたします。ぜひ検診を受けて、早いうちに治せるものは治していくと。それが大切だと思うんですけど、ワクチンは自由診療ですからお金がかかります。がん治療は、がんになってしまった場合は保険が使える。お金も要るわけですけども、これはぜひ早期発見、早期治療、そのことがまず大切だと思いますし、ワクチンの有効性も考えて、ぜひ頑張っていたきたいと、こういうふうに思います。

それから、衛生費の清掃費の方に入りますが、173ページの方になるかと思いますが、実は、知立団地のことなんですけど、ごみステーションがありまして、そこにごみカレンダーを拡大したような看板がステーションに取りつけられております。日本語版がありまして、その隣に外国版があります。

それで、外国の人が約6割近くいらっしゃるという、こういう知立団地でして、とても外国版が有効といいますか、よく皆さんに利用されると、こういうことなんですけど、その外国版の看板が薄くなりまして見えなくなっているという、こういう状況にあります。ぜひそれをつくっていただきたいと、こういうふうなお願いなんですけど、これはいかがでしょうか。

○環境課長

外国版の看板をちょっと確認が取れてないんですけども、知立市が設置したのか団地の自治会が設置したのかが私ちょっと把握してないものですから、一度確認しまして、知立市が設置したものであれば新たに作り直すという形をとらせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○高笠原委員

中身をいいますと、これは住民が公団からつけてもらったものです。

私の言いたいのは、ごみ行政は知立市がやることですので、日本語版は知立市がつけました。外国版だけ当時の事情がありますけれども、外国の人がふえ始めてきたという事情もあって、市の方をお願いしたけれども、急遽はやってもらなくて公団の方をお願いをしてつくってもらったという、こういう経緯はあります。

しかし、知立団地にその6割からの外国の方が住んでらっしゃるわけですし、ごみの事業、このことは行政がやるべきだというふうには私は考えるものですから、前の経緯は公団がつくったかもしれませんが、市でつくっていただきたいと、こういうふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○環境課長

ごみのカレンダーにつきましても、外国版、市でつくっております。集積所の看板に関しましても一度検討させていただきたいと思っております。

○高笠原委員

ぜひ知立市としての外国版を設置していただきますようお願いいたしますので、考えていただきまして実現に移していただくのはどのぐらいになるのでしょうか、時期的に。

○環境課長

一度物を見させていただいて、どういうものなのか確認しまして、どのぐらいの費用がかかるものなのか一度すべて確認しましてそれからということになりますので、ここですぐ返答ということはやちょっと控えさせていただきます。

○高笠原委員

ぜひすぐに見て検討していただきたいと思います。市長、お金がかかるかもしれませんが、これはぜひ実現していただきたいと思いますので、よろしいですね。よろしく願います。

それで、ごみカレンダーが3月16日の広報で挟まれて折り込まれて配達をされましたけれど、昨年に続いて外国版が遅いようなのですが、どうして2年続けてこんなに遅くなるのでしょうか、その点、お聞かせください。

○環境課長

3月16日号で日本語版に関しましては、広報と一緒に送らせていただきました。外国版に関しましては、どうしても字句の間違い等がありまして、今校正をしている段階です。2年間4月1日以降になりまして、ほんとに御迷惑はかけておるんですけども、少しでも早くということで、早くから発注はしとるんですけども、どうしても校正の段階で字句の訂正が出てきまして、おくれるという傾向がどうしても、何とかことしに関しては、もう4月1日の前には必ず配れるように対応していきたいと思いますので、その辺、御理解のほどよろしく願いたいと思います。

○高笠原委員

そうすると、年度いっぱいにはできると、こういうことでしょうかね。日本の人は、比較的あれですが、外国の人は転出転入が多くて、やはり徹底していただきたいと、こういうふうに思うわけで、ほんとに早くほしいわけです、日本語版よりも団地の中につきましては。それで今月いっぱいにはできるということですが、一日でも早くということにはならないのでしょうか。

○環境課長

今、最終段階の校正やっております。今年度中には必ず配付できるようにしたいと思っております。申しわけありませんけれども、よろしく願います。

○中島委員

平成22年度の予算ということで幾つかの柱で伺いたいなど。子育て支援の問題や環境対策の問題

やということで、また景気対策の問題でと、それぞれの部での今回の力を入れてそれぞれやるんだという点について、私は伺っておきたいなというふうに思います。

いろいろ概要も出ておりますので、具体的にまずは聞いていきますけれども、最初は国の方が子ども手当というものの支給を決めまして、1万3,000円ということで、具体的な手はずはいろいろと説明をいただいているんですけども、これがもし来年に2万6,000円、こういうことになれば、これはちょっと難しそうな雲行きでもありませんけれども、市長もおっしゃっていたフランスね、少子化対策一生懸命やっていると。フランスやドイツのそういったところでの手当を超える日本の手当になると、こういうことがある意味の評価。財源問題はともかくとするならば評価と、こういう大きな目玉になっております。

しかし、子育てをしていく上での保育環境とか働く環境とかさまざまな逆に現物給付的な環境の方がそういった国々と比べると最低と。お金だけどんと出すけども、政策は最低と、こういうことも言われておりまして、これは車の両輪のごとく充実をさせていかなければ意味がないと、こういうふうに考えているわけなんですけれども、まずその子育ての支援という点での子ども手当をめぐる問題での基本的な市の受けとめ方、進め方、手当支給するだけじゃなくてね、そういった現物給付も含めて子供を育てるといこういった意味での大きな受けとめ方、その辺についての基本姿勢をまず伺いたいと思います。

○子ども課長

基本姿勢ということでありまして、基本姿勢になるかどうかというのはちょっとあれなんですけれども、今、中島委員が言われるとおりの、子ども手当ということで現金がそれぞれの子供のいる御家庭に行き渡るわけなんですけれども、それはそれとして、それなりに子育て支援には十分なり得ると思うんです。

確かに今言われるように、フランスの手当以上のものが予算で組まれているわけですので、それ

はそれで間違いないと思うんですが、ただ、あくまでも個人的にですが、よく言われるんですが、そのかわりというわけではないですけども、例えば保育園の整備だとかいろんなもの、あるいは私立の保育園の補助だとかそういったものについて、それが逆に削減されるというようなことがどうもあるというようなこと、それから、この間の本会議で議員の方からも出てたんですけども、そういったことにするのならば、給食費だとか保育料も同じなんですけども、何とかするというような方法もないのかというようなことも出ておりましたが、私も個人的にはそういった意見に同調するなという部分はあります。

以上です。

○中島委員

市長、いかがですか。これは大きな問題ですので伺います。

○林市長

まず、子ども手当の件であります。本会議で申し上げましたように、この手当だけでなく、やはり環境整備というのをともにやっていかないと少子化には歯どめがかからない。これはドイツの例でもそうであったということを聞いております。

どういうふうな形で子育て支援を考えているかということですが、やはりこれも何度も申し上げてるんですけども、子育て支援というのは子供を育てる側への支援とあわせてと申しますか、以上に子供への直接支援、例えばこれまでは手当、医療という子供を育てる側に直接、今回の子ども手当もそうでありますけれども、それも大事であるんですけども、例えば今回の少人数学級は比較的と申しますか、子供に直接いく。あとエアコン設置、小さい話とよく言われるんですけども、あれもまさしく私、11園現場歩きまして、皆さん望まれているのがまずはエアコン。子供たちは汗をかいているわけでありまして、あれも子供を育てる方よりも、やはり子供の視点にまず立ち返ったところであります。

また、子ども条例もそうであります。子ども条

例も柱となるのは、例えば児童虐待への事前防止、また、子ども議会の定例化とかそういったことも含めるんですけども、子供を育てる方々への支援も大事でありますけれども、子供に目を向けた支援、こういったことも同時に進めていくということがこれから必要じゃないかなというふうに思っております。

○中島委員

現金の手当、今回は1万3,000円ですから、これはまだドイツを超える水準ではありません。2万6,000円になったらということです。これはちょっと届きそうもないというような雲行きも感じております。実際にそうはいつでもということですからね、もしいつたらそういうことなんだということですね。

やはり今、子育てをする環境というような形で言われまして、それもそうですし、また、医療とか保育園も環境ということで、医療は手当とは全く違う。これは現物給付で学校を充実すると同じように、医療をこれは支えるわけですから、お金を渡して、あなた好きな病院行きなさいということじゃないので手当とは違う。医療も環境の仲間。こういう医療だとか、教育環境だとか、保育園の関係だとかね、そういうようなものをしっかり整備していくということも両輪のごとく進められなければだめというのは、これは一致できる場所ではないかなというふうに思います。

あとは2万6,000円上げたら自助努力だよというね、こういうことではお金も生きないし、だめと、これは基本的に一致できる立場だなというふうに思います。

この今回の手当についても、いろんなことが言われております。すべての子供にどのように支給されるのかということも問題になっております。里親の問題、児童福祉施設の子供、外国の話も出ておりました。こういった意味では、すべての子供に支給される。どこまでがいいか悪いかという話もいっぱい出ておりますけども、法律的には一応すべての子供にと、こういうふうに言われておりますけれども、この点ではどのように知立市と

しては取り組みがされるのか。

○子ども課長

支給の方法等なのですが、まだ最終的に法がしっかり通っていないものですから、今の段階では何とも申し上げにくい部分があるんですけども、広報に4月入りしましたら早々載せさせていただきまして、手続の方法を皆さんに周知して、当然今まで児童手当をもらっていた方は手続必要ない部分がありますので、手続の必要か方、必要のない方いろいろありますので、その辺がわかるように周知させていただいて届けを出していただいて、それに基づいて私どもが手当を支給するという形で考えておりますけども、今の段階では、大変申しわけございません。詳しく最終的にこうだというのがきてませんので、そういった形で考えておりますけども、一応4月に入ってから広報ということで皆さんに周知するように努力するというところで考えております。

○中島委員

児童福祉施設に入っている子供とか里親に育てられている子供とか、そういった子供たちについては把握をしているんですか。

○子ども課長

住基の方で拾い出しをしたりして、それから今まで子ども手当、児童手当、それから、もう一つ特別手当の方が出ますので、そういった経験を生かして拾い出しもしていきたいと考えておりますけど。

○中島委員

だから、つかんでるということですか。

○子ども課長

今の段階では把握しているというのは児童手当がはっきりしてしますのでそれのみで、大変申しわけございません。ほかはまだ把握しておりません。

○中島委員

中学生などはないわけですから、児童手当がね。ですから、そういった部分はないよと。ただ所得制限でもらえてない児童福祉施設の子は多分ないと思うんですけどね、そういう児童手当の対

象年齢の子供については全部把握してるだろうと、こういうことですね。

そういうふうな流れでいくと、中学生についても必ずつかむことができると、こういう認識でいいですか。

○子ども課長

中学生も場合によっては学校も協力をお願いして、とにかくPR、周知を図っていくのが大事と考えておりますけども、同じように把握はできるというふうに解釈しておりますけども。

○中島委員

こういった子供については、安心子ども基金ですか、そういう方から支給しようかなというようなことが検討されたのはまだ確定じゃない。ちょっとわからないところがあるんですけども、はっきり子供の居場所もわかり、そういう場合にはこれは親のところにほかの子供と同じように子ども手当として支給されるという、これが基本となっているということですか。

○子ども課長

部類上では子供を扶養していて監護しているというお父さん、お母さんに対してということになります。監護者ということになりますので、そういった方にはすべて給付するというような形で考えておりますけど。

○中島委員

まだ詳細がはっきり決まっていないんですが、そんなやりとりも国会の方の質疑の中では行われていたわけなんですけども、例えば親が子供を逆に見はなしてしまつてね、親がわからないと、施設に入ってるという子供も、知立市には施設がありませんからあれですけど、そういった子供。親にあげることもできない、そういう場合は施設の方でそれを安心子ども基金のようなこういう手当を違ったやり方で考えるということも言われているわけなんです。親がはっきりしないと、これは差し上げることができないでしょう。親の多分口座に振り込まれる。児童手当と同じだとするならば、親の口座に振り込まれるので、親がはっきりいって子供から離れちゃつて施設にいるとい

う場合にはあれですけども、そういった場合は知立市の在住でなければ直接はかかわりはないという、こういうことですか。知立にもとはいたんだけども、施設に入ってるという場合は、これは知立市の責任の範囲から手が離れるということではないですか。

○福祉子ども部長

先ほどお話ししてるんですが、子ども手当は児童手当と同様、保護者がその子供を監護というのが大前提でございますので、そういう児童養護施設に入ってる子供については、今時点では手当が支給できない。

ただ、今国会の中でもそういったことの問題点の修正案の中にその文言が平成23年度に向けて見直しというんですか、それが修正案で出てましたので、今の時点では知立に住民票がなく、それから、そういう養護施設に入ってる子供に対しては支給は今の知る限りでは支給できないという現状です。

以上です。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時59分休憩

午後6時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

すべての子供という点でどうかということを確認をさせていただいていたわけなんですけども、施設に入ったりしている方の場合、児童手当は今はどうしているのかと。児童手当と基本的には一緒というこういうことでいくという話ですので、児童手当はどうかと。そういった意味では、外国の児童手当は今どうかと。何かあれば教えてください。

○福祉子ども部長

児童手当の現状ですが、先ほど言いました施設に入ってる子供につきましては、その監護している保護者からの申し立てと、それを確認するとい

うことで児童相談所に市の方から確認をとって、それで確認がとれた、要はお母さんらに保護者がその施設に時々面会に行って子供の様子を見るなりといったような行動をとってるという実態を児童相談所に確認をとって支給しております。

それから、外国の子供につきましては、本会議でも答弁させていただきましたが、現状としては、日本にいる子供についてはいいわけですが、母国に子供をおいてこちらにみえてるその子供についてもいろいろ報道でも議論されていますが、その外国の子供についても子ども手当は同様に支給もされます。現在児童手当についても支給もたしか少ない人数でしたけども、一応支給しております。その数についても母国でも発行される官公省から発行される住所要件、生年月日等、日本からの送金証明等をつけて児童手当も給付してますし、子ども手当もその手続のようにやっていくということでございます。

○中島委員

今、十何人は知立の子で、外国でも送金されているというお話ですか。13人、14人、はっきりしますか。外国に今、児童手当を払っている人数です、確認をお願いします。

○福祉子ども部長

現在ですと児童手当で申しますと、外国人の子供が565人、日本在住が520人、海外別居ということで45人という児童手当の支給状況です。これは2月10日現在です。

以上です。

○中島委員

外国人の全体で565人、そして、そのうち知立かもしくは日本にいる子が520人、その差である45人ですか、これが海外に住む子供に児童手当として支払っている人数と、そういうことが今、確認をされました。そういうところでいろいろ昨今言われている問題というのは、もう既にこういう児童手当ということで、ある意味では経験済みだということなんですね。今すごい問題になってますけど。これは問題じゃないじゃないかと、こういう感じですか。今すごいテレビでもや

ってますし、この間の話もありましたね、本会議でも。児童手当もう既にやってますよと。この点はどういうふうにお感じになってますか。

○子ども課長

外国の子供に子ども手当を出すという件ですけども、確かに児童手当で出しておりました。

どう思うかと言われる件なんですけども、金額が非常に子ども手当に比べて大きくなるものですから、ひょっとすると、たまたま金額の大きくなるということを含めて、今まで水面下で行われていたというか、ずっと事務処理されていたものが表面化されたのかなというふうに思っております。

確かに平等という部分で考えるならば、それは一つの方法かなと思うんですけども、たしか先ほども例として中島委員からフランスの話、ドイツの話が出たんですけども、フランスは海外の子についてはEU、ヨーロッパ圏の子供だけは対象にするけれども、それ以外のところはそこまではというようなことで、やめるということになってると思います。

私個人的な意見で申しわけございませんが、あくまでも細かいこと決まってないもので個人的な意見になってしまうんですけども、一定の節度のあるものでやるべきかなというふうには思います。

以上です。

○中島委員

節度というものを要るかなということは思いますが、いろんな手続をきちんと踏んで、先ほどの施設にいる子についても親が定期的に子供の顔を見に行き、親としての最低の責任を果たしているという子供に対して児童相談所の相談員から話を確認をして児童手当を今も支払っていると、こういうことですね。海外だとどうやってそういうことを親がどういうふうに関心を持って子供を育てているのかという確認はとりにくいということはあると思いますよ、確かにね。

ただ、所得税などは、さっきちょっと雑談でお話しましたが、仕送りをしているという銀行の明細、子供に仕送りをしているという明細があると所得税の申告の中で扶養控除がこれは発生す

るんですね。何もないと扶養控除に認められないと、向こうに何人子供がいても、5人いる人知ってるんですけど、こちらからも多額のお金を送ってるんですね。ブラジルですから、今余り貨幣価値が変わらないので、相当のお金を送ってる。その方は全然知らなくて、所得税たくさん請求がくるという関係の中で、どうなんだろうと調べたら、銀行で支払い明細をきちっと出してもらって、それを添付して税務署に申告するという関係がはっきりすれば、親の責任を果たしているという関係がはっきりすれば、それは税控除が対象になると。それと同じような感じだなというふうには思ってるんですけども、こちらで税金を納めてるというそういうことで、そこところは切れない部分という、切ってしまうということにはできない。これはやっぱり世論的にも慎重にという話があるものから、これはまだ細部が決まなくて国会の方で調整してる最中、またその調整が明確になるのが少し時期もずれるかもしれないというようなことも含めて、ああやってちょっと泥なわ的に民主政権もマニフェストの実行に急いでやってるなという、そういう感じがね、方向としてはいいんだけど、ちょっと泥なわ的にやってるということがみられるので、国民からはそういう意味では批判。もらえる人はうれしいと、こういう二つの面があって、共産党も国会の方では賛成しましたけれど、慎重にやってもらいたいという思いだけは私も持っているわけです。

それから、保育料なんかの滞納、これを手当で差し押さえじゃないですけどもやっちゃどうだというそういう話も飛び出ると、これは国会でだれかやれといったわけじゃないんだけどね、そういう世論もあって問題になってると。これは国としては差し押さえるにはやらないという構図を言ってるんですよ。その辺、確認をください。

○子ども課長

私ども子ども課としては、今、委員の言われるように、それをもってして保育料に充てるとかといったことは考えておりません。

○中島委員

そのように、ただ、これがもともと矛盾があつてね、子供のために使うのかということが非常に話題になって、みんな心配してるわけで、だから必ず子供のために使ってください、保育料を出してくださいというね、これはやっていかないとだめなケースもあるかもしれないと、そういうことにならないように、それはそれできちっと指導をして滞納については事情を調べるなり、本人の意見を聞くなり細かく対応をしていただきたいと。差し押さえじゃないよということだけは明確に取扱い上、間違いのないように。まだ決定ということじゃないですけど、ここは今、議論して変えようという対象にはなっていないところ。外国の子どうするかとは違う問題で、基本的には差し押さえじゃないということですので、その辺については明確にしておいていただきたいというふうに思います。

子ども手当の財源という点で扶養控除、年少扶養控除、配偶者控除、青年扶養控除と、3段階でどうするかというふうな議論が準備をされているということで、これもまた問題になるというふうに思うんですが、年少扶養控除は平成11年から個人所得税で廃止する方向と、住民税はその次の年に廃止される方向と順番ですね。保育料は今回これがもし行われたら、先ほど国保税は関係ありませんというふうになりました。保育料はこれが関係しますか。

○子ども課長

保育料は所得税に応じて決めてますので、当然下がれば下がる、上がれば上がるというような形になるかと思います。そこで引張られるということはありますけども、そういう状態です。

所得税で変わりますので、所得の増減で保育料が変わってくるということはあるかなと思います。

○福祉子ども部長

市民税の額と所得税の額で保育料は算定しておりますので、当然ながら控除が無くなれば、その分、結果的には保育料が上がると。その分は子ども手当でいただいているという考え方にはなる。

結論としましては、保育料は上がります。今の予定でいきますと。

○中島委員

上がった分手当してくださいと、それではちょっとまずい。差し押さえと似たようなことになっちゃうのでね、結局これで保育料を取るということで差し押さえと同じだよ。過去の分じゃなくて現年分を手当で取っていったらという、これは間違いなく所得税と住民税ということで計算しますよね。ですから、必ずこれは今の保育料の徴収システムだと上がるということなんですよね。

それで、手当でやってもいいと思ってるんですか。手当で保育料が上がっても、これで我慢してくださいと、こういうふうに考えるんですか。

○福祉子ども部長

余分なことを言いましたけども、結論としては引き上がることは間違いなく上がります。今の制度でいきますとね。

ただ、そうだからといって保育料をどうするかというのは、今の時点では私としては、その額にもよりますが、今後試算もしていかないけないと思いますけども、その今の時点でどうするかということは結論としては決めてはおりません。

○中島委員

平成11年、平成12年とそういった年少扶養控除があつて、その次は配偶者控除、奥さんの分来るわけだ、今度ね。奥さんがばんばん働いていけば、もともと違う扶養控除なんてないかもわからないけど、配偶者控除。パートで働いている人は配偶者控除も受けているという関係になると、子供2人と奥さんというふうになるとダブルパンチですよ。100万円を超える控除がなくなっちゃうというようなことで、これは相当金額も上がってきちゃうということも心配されます。

今では上がるということしか言えないということですけども、これも外国人の子供をどうするか、施設の子供をどうするかということと同じように検討課題なんです、大きな。それで払ってくれればいいじゃんというそうやって言っちゃいけないですよ。一応国会の答弁があるんですよ。

そういったシステムを上がらないように再構築していきたいと、そういう指導をしていきたい。保育料がぼんと上がらないように調整していくんだと、そうしてくださいということを国は答弁しております、地方に対しては。この際もらっちゃおうということじゃなくて、そういうことも一応国会の質疑の中では出ておまして、それはちゃんと是正するような体制を調整していくんだと基本姿勢は示されておりますので、そういうことですよ、国の今の意向はね。それをちょっと簡単に、もらいましょうということじゃいけませんので、基本的にそうじゃなきゃ意味がないでしょう。子ども手当を出そうという意味がないじゃないですか。これで取っちゃおうというんだったら最初から学費は無料、保育料は無料というふうにやるぐらいのことをやっと思ってもらった方がね、高校授業料無料なんだから、その方がよほど手間もかからないし、よかったわけですけども、だからといって、これ上げるから取っちゃおうということはだめですよ、いいですか。精神が違う。部長。

○福祉子ども部長

まだ方針もどういうふうにするかということも決定もしておりませんので、そういう答弁させていただきます。

○中島委員

負担増とならないよう適切な措置を講ずるよう伝えていくと、地方に。そしてまた、プロジェクトチームでも検討していくというような保育料、国保税、連動負担増の懸念に対してこういう答弁をしてるんです。これをもって何かを上げてしまうということはね、扶養控除が取られちゃうので税金は高くなることは間違いないんですよ。それにまたさらに連動して、あれもこれも高くなっちゃうということは考えてませんよということを答弁されていますので、その点は認識としてちゃんと持っと思ってくださいね。ぼろって変なことを言わないように。必要なニュースソースをしっかりとらえてやっていただきたいというふうに思います。これは税制全般ということを検討するというを何度も繰り返して答弁してますね。

だから、それは税制、消費税に見直しとか、また、社会保障制度の抜本的な改革の中で検討するとかいろいろと言っているわけですし、税制の面では高額所得者層よりももう少し重い税負担も講ずる方向だと、こういうことも言って、累進課税がこの間ずっと壊れてきたようなところがありますけども、高額所得どの辺が高額所得かわかりませんが、そういうような要するに財源がまだはつきりしない中でスタートしたものですから、こういったことも答弁の中で見え隠れしているというのが現状だということで、1万3,000円で始まって、いろいろ出てきた問題に対しては即刻国にも届けながら、地方でこんな問題が起きたんだよとかいろいろんな問題があれば即刻伝えて、いいものにしてくための地方からの発信、こういうものも姿勢として必要だろうというふうに思っております。そういうふうな取り組む姿勢でぶつかってもらいたいということですが、基本的な姿勢ですが、よろしいでしょうか。

○子ども課長

今回の子ども手当を実施するに当たっても、いろいろな会議等で質疑等も設ける機会等もいろいろありますので、そういったときに知立も同じなんですけども、質疑とあわせて問題点も含めてどうしたらいいんだというようなことも申し上げてますので、引き続きそういった会議のたびに思っていることは県に伝えていきたいと思っております。

○中島委員

手当の支給ということだけでも、もう一方の現物給付の充実という点で、いろいろと国の方はやられましたね。高校の授業料の無料化とかを含めてやられたわけですけども、知立市として何ができるんだろうかということです。

一つは保育サービスの充実も国は言ってます。保育サービスの充実をやっていくんだと。この中でまた私こだわっている最低基準の見直しに問題も国会で質疑がありまして、子供の健全な育ちのため、最適なサービスを提供するため、この基準の見直し、要するに今までの最低基準というのがあったんですが、こういったんですよ。これを

押しつけることはしないと。要は、もっと引き上げてもらいたいんだという答弁を長妻さんがしてるんですね。最低基準の見直し、これに対してはもっと引き上げるためにやるんだと。世界で最低の水準でよいのかと思っておるということを言いました。こういう問題を解決するために今やるんだ。私は、今までの流れからいうと、小泉さんのときからの流れでやってますからね、でも今ここが違ってきたのかなということを期待しております。世界最低水準でよいのかと、こんなのを地方に押しつけちゃいけないと。だから地方主権だからもっとよくしてくださいという答弁を格好よくやってる。ほんとかなと思いつつながら、でも言った以上、それは私は受けとめて離さないなと思いました。そういう立場で地域主権戦略会議にこの問題を提起しているんだということで位置づけが答弁の中で明らかにされております。

ですから、これはこれから新しい保育園をつくっていく上で、最低基準にぎりぎりはいけませんよということを何回も言ってますけれども、こういってもっと引き上げていかないといけないんだという、こういう立場で今、検討してるのでというこれを私はしっかりと知立市の中でも具体化してもらいたいなというふうに思うんですね。保育の質です。その点での姿勢をちょっと伺いたいと。南保育園の定数のものもありますけども、これ、200人というふうにやったって、1人当たりの面積を広げればこれが150人になるわけですね。施設が一定の枠の中にしか建てられないようなわけですからね、そういうところであるわけです。

ですから、200人というのを裏を返せば、これは1人当たりの面積を広げれば人数は減るという関係にあるわけですね。だから、どういう水準の保育サービスを提供していかようとするのかというところ、この設置基準という点で私は再度何回も言ってきたわけですけども、どの程度のもをを目指すのかということ一度伺っておきたいと思っております。

○子ども課長

たしか前の議会のときにも面積的なことのお話

になったときに、基準1.98の面積ということでそういう基準があるんですけども、基準はそれは最低の基準ですので、それよりもいいものを目指していきたいという答弁をさせていただいたと思うんですけども、今もその思いであります。

議会の本会議の方で200人という定員のものがあつたんですけども、定員という形で200人という形にしていますが、受け入れる児童の数を減らせば実質的には200人規模という解釈でいっていただければ、部長も答弁ありましたけども、これから検討するということですので、規模的には200人規模までは何とか、子供が増減しますので、対応できるその200人規模という考え方なんですけども、定員を絞れば1人当たりの面積はふえるかと思っておりますので、とにかく今、最低基準はあくまでも最低ですので、それよりもいいものをつくっていきたいという思いは今も同じです。

○中島委員

最高200人まで受け入れられる施設にしようという今の発言で、答弁でありますけども、それは200人で割るとその保育室は1.98のぎりぎりなんだと、こういう水準かどうかですね。それじゃあ困るんですね。200人まで受け入れるときには、そのかつかつのところまで入れちゃうということなので、それじゃあ膨らみ方が少なすぎると、1.98平方メートルね、これじゃあ少なすぎると思うんですけどね、そここのところの見直しをちゃんとやってもらいたいということなんですよ。

○子ども課長

ちょっと200人というのを考えたのは、当初の段階では3歳児が20人ぐらいの2部屋、それから4歳、5歳が30人で2部屋ずつの4部屋、これで計算しますと160人ぐらいになるかなと。そこにプラス乳児とか一時を入れて40人加えて200人かなという漠然とした数字の200人という形だったわけですけども、今の段階では同じような見方をするというわけではないんですけども、来迎寺は1クラスずつで今、現に166人の定員ということになっております。上重原西においては189人という定員施設、逆算すると、ということになります

のであれなんですけども、ただ、いろいろ理屈をこねていてもあれなんですけど、部長も答弁したように、これから検討させていただく中で、今の思いをうまく表現していきたいと思っております。

○中島委員

4、5歳児は30人の枠を4クラスですね、今言われたのは、3歳児が20人、20人の40人と、そして未満児が40人と、これだけの枠を一応用意しようかというね、最高ね。最高いった場合に、かつかつでいだろうというこういう多分発想で、実際来る子はもうちょっと少ないだろうからいいじゃないかという発想になるのかなという気もしてるんですけど、やはり200人来た段階でもね、そんな最低基準のぎちぎちじゃいかんよということが私は求めたいわけですよ。そのことを求めたいわけ。1.98って6人で7畳の畳の中を6人が2歳以上の子供が遊び回るといことはどういうことかと。ほんとに少ないんですね。

ですから、そここのところの水準をもう少し引き上げないと、長妻さんが世界の最低水準のこんな基準でいいかと思ってるんだと、自分は、これじゃあいかんと思ってるんだということを言って、お金はくれないけど地域主権だと言ってね、地域でしっかりやってくださいというようになちょっと無責任な発言とも思えるわけなんですけども、しかし、やはり地方で内容は受けとめなきゃいけない。世界の最低水準の施設ではだめですよということですから、200人まで受けたら、そのプラス何%かの部屋の面積を取るとい、こういうふうにやってもらわないと、200名の定員までいくのにそこでかつかつ、それは前提としては認められないということです。

私は、また200人という規模が多きすぎるといふふうに私は思ってます。最高そこまでいいじゃないかとおっしゃるけれども、現状としては幾つかの園で、みんな150人とか160人になれば随分たくさんの子が受け入れられますよね。今の二つなくなっても、それでもまだふえると思うんですよ。私は、150人、160人以上の大型の保育施設は目指すべきではないと。少人数学級は言われ

てますけども、園の規模だって大きければ子供の目が行き届かないということですから、例えば150人を設定すると。150人でプラスアルファの面積を追加すると結果的に20人入る面積になったなど、それだけなら私は許容範囲なんですけどね、だけど基本は150人なんだという、やはりその定数に対する考え方もしっかり持ってもらいたい。大規模化を目指すのかどうなのかですね。大規模化を目指そうとしてるんですか。

○子ども課長

大規模化を目指すということは考えておりません。

ただ、問題がありまして、その関係で200人という規模を先ほど申し上げたように提示させていただいたわけなんですけども、今、委員の言われるように、確かにゆとりという面を考えればぎりぎりいっぱい当初から考えるというのは考えものかなというふうには思いますので、検討してみたいと思います。

○中島委員

ぜひ大規模化を目指すものではないというふうなこと、200人は相当大規模ですからね。民間は200人とか220人とかね、なかよしも200人超えますよね、定数が。民間というのは、やはり採算性を求めるとそこまでいく、そういう意味なんですよ。子供にとっていいかどうかは別ですよ。だけどたくさん保育料を徴収するための独立採算制を考えると、お客さんはたくさんの方がいいという発想から拡大されていっちゃうんですよ、どうしても。公立はよりよいという定数のあり方というところで踏ん張ってほしいと私は思っております。

ですから、民間がやったからいいじゃないかじゃなくて、民間は大変苦しい中でその道を選択してるんだと、子供にとってはちょっとマイナス面があるなどというふうに思わなきゃならないというふうに思うんですよ。やっちゃいけないとは言えませんからね。だけど公立が同じように200人、200人になっていっていくというのはね、保育の質がそれで担保されるかどうか大変疑問だという

ことです。だから、保育の質をしっかりと守るための定員のあり方ということも考えていってもらいたいなというふうに切にお願いをしておきます。

また、そういったものもしっかり内部的な議論をするような場、保育行政審議会は終わったかな。それは園長先生たちも現場でやっていらっしゃる方たちが一番それは毎日の中で感じていらっしゃることだと思います。はなの木幼稚園は狭いし、2部制で幼稚園やるとかそういうこともやっています。それじゃあ本来のあり方じゃないと。2部制で何かやらなきゃいけないというのは集めすぎということですので、手当はいいけども、保育の質的なものはこれも向上したというふうに私は思ってもらいたいなというふうに思います。

次世代育成の見直しの計画の中にもいろいろ年次的なことが書かれて、花山児童クラブの増設ということもあの中に出てきておりますね。ちょっと年度を紹介してください。

○子ども課長

これもさきの委員会でも答弁をさせていただいたかと思いますが、たしか西児童クラブが工事に入ります。それが終わった時点で一度次にということで検討させていただきたいと思っております。

今いつまでということとはちょっと申し上げられないんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中島委員

この中では放課後児童健全育成事業、平成26年で11カ所というふうになっておりますが、これは花山が50人、西が50人というふうにごの中に書かれております。これとの関係で今の答弁どういうことですか。

○子ども課長

次世代育成の後期計画には平成26年度の最終年度までに確かに花山は入っております。そのつもりでというのか気持ちが入っております、そのようにさせていただきました。まだ計画なんですけども、頑張るという上でそういう年度で計上させていただきました。

○中島委員

手当もらって働く条件が整備されないということではね、手当だけでは暮らしは成り立たないので、やはり両立ということをおの方も言ってますね。ワークライフバランスかな、働く生活のバランスみたいな言い方で一生懸命言ってみるけども、それもしっかりとやっていかないとだめだということも言っておりますね、長妻さんが。

今でいうと、花山は平成26年までには整備したいという目標、これはこれで目標として認知されていることですね、庁内では。この次世代育成プラン、知立子どもプラン新しくつくって、その中のこれもパブリックコメントもあったのかな。そういう内容ですから、そこが見直されるかどうか分からないですけども、ここの中で提案されたのは平成26年に花山がふえると。もう一点は、児童センターの機能の充実というところも出ておりますね。ここでは平成26年度までに7カ所にすると書いてあるんですね。ちょっと説明してください。

○子ども課長

全く空手形になってしまうということで、まずい話なんですけども、子ども課としては、先ほどの花山の児童クラブもあわせて、目標を持ってとにかく進めたいということで計上させていただいておりますので、ただ、これも前の話にも出てるんですけども予算とかいろんな問題ありますけども、これは子ども課としてはつくる方向でとにかく頑張ってやっていきたいという思いで、思いだけではほんとはまずいのかも知れませんが載せさせていただいております。

○中島委員

まず思いがあって、それを実行するというね。計画になった以上、思いだけではないという、こういうことですよ。これは実施計画とかいろんなところでこれを具体的に進めるための反映をしていかなきゃいけない。でも熱い思いがないとできないので、この計画をつくっていただいたんだと思います。各地域で子育て支援センターがないところも含めて、ここは大きな役割を果たしていくよというようなことも議会でも答弁もありまし

たし、これも具体的な目標としてやっていっていただきたいというふうに思います。

あとは保育園の中身的な充実、何回も言いますが、障がい児の未満児はやはりやらないんですけども、これもほんとなら3歳未満児は障がい児は受けないよという原則は取り外していくのかなという思いがあるんですけど、そうやって中身の充実、ワークライフバランス、障がい児が生まれたらあなたは働いちゃいけませんというような烙印を押すようなそういう保育行政であってはいけないというふうに思うんですね。その点はどうでしょうか。

○子ども課長

今の段階で何とも言えないですけども、例えば今お話のあったように、3歳未満児の問題だとかいろんなものがありますけども、まだはっきり決まったわけでもないもので答弁させてもらっているのかあれなんですけども、中央保育園の跡に支援センターをつくったりする場合に、そういったことも含めて当然ながら検討していくべきことだというふうには思っております。

○中島委員

支援センター、発達障がいのセンター、そこでそういうことをやるかという今のお考えなのか、その時点で保育園で受けていこうかということと言われたのか、ちょっと意味がわからないんですけど。

○子ども課長

検討ということですので、考え方がいろいろあると思います。健常児、こんな表現していいのかわれなんですけども、普通のお子さんと一緒に生活をした方がいいという考え方もありますし、ただ、やっぱり重い方、軽い方いろいろおみえになるものですから、そういった子供を含めて、どこまでどうするかというのは軽い子をその保育園でやるのか、あるいは皆さんを一点に集中させてしまうのかというようなことも含めて、これは保育士等のいろいろな御意見を聞きながら検討していきたいという思いで答弁させていただきました。

○中島委員

初めて聞く新しい発想ですよ。独自の今度の中央の跡の施設で障がいを持った子供たちの保育もやるかということです。それも一つの考え方で。どこでやるかはともかくというふうに言われましたけども、そこがそういう受け皿になるということもあり得るといふいうことであるならば、とてもそれはそれでいいなと思うんですけど、そういうことも考えていただけるということ。

○子ども課長

療育の分も含めて検討してみたいなどは今思っておりますけども、新たな施設の方ですね。いわゆるそういう子供を含めて療育施設も含めて、中央で考えていきたいとは思っておりますけども。

○中島委員

療育施設というのね、知立にはちゃんとしたものないもんね。それで刈谷の方へ行かれる方もいるしなんですけど、ところが、あそこも親子で来てくださいなんです。そうすると親は仕事をやめなければならぬんです。だからお母さんがすごく悩んでるんですね。あそこいいんだけど、親はついていかなきゃいけないと。日中一緒にいなきゃいけないと。軽い子ならまだいいんだけど、今、さくらんぼ保育園の来てる子は重度なんですけども、そうすると、やめなければ施設でつきそうとはできないと。保育園という形で見てもらえるところがないのかなというふうに言ってみる。

やはり発達支援センターがもしできて、そこで療育のプロ、専門家がいてやってくだされば、とてもいいことなんですよ。だけど来てもいいけど親も一緒よと、来てもいいけど3時で帰ってね、こういうふうだったら、それは保育ではないんですね。そこのところはクリアできなくて、今該当するお母さんがとても悩んでみえるんですよ。もう仕事はだめかな、絶望的かなといっているんです。その方は、今さくらんぼ保育園に来てるんだけど、一番遅いお迎えの方です。責任のある仕事についてるからね、だから遅いんですけども、そういう仕事をやめなくても、でも残業はやらなくても来てねということは言えるかもわからないですけども、少なくとも保育園並みの受け入れの時

間を確保されなければ、そこで例えば療育やりますよといっても、それは保育の保障ではないんですね。それも両方保障されるような形でやってもらうことができれば最高だというふうに思いますけどね。

○福祉子ども部長

中央保育園の転用後の療育施設として、本会議でもお話させていただきましたが、どのような機能を持った施設にしていくかということは、今、私の方も園長、指導保育士を中心に子育て支援の職員等に知立市であそこでやった場合、どういった機能をもたせた、どういう人員配置だとか、施設面のことも含めて検討してもらうように話しています。

ただ、さっき課長が言ったように、保育園云々という話はまだ具体的にこうしていくという結論が出てるわけじゃありませんので、もう少し時間をかけて、あそこの療育施設、子育て支援センターも含めてですけど、しっかりほかのいろんな専門の方、また、他市の施設も見に行くなりして少し時間かけて進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

なかなか普通の保育園、長時間の制度を加味したような療育の施設というのはないと思います。他市見に行っても、多分、先進的にやってもらいたい。もしできないなら保育園で、やっぱり仕事を続けたいというお母さんのための障がい児保育はやってもらいたいというふうに私は一応お願いしておきます。これはもう少し先に建設をされるということ、発達支援センターの方がねということだから、そのあり方はそこで十分に検討してもらう。スタッフをどうするかね、先ほど言ったように臨床心理士ね、そういう方も見ていただくとかいろんな形のスタッフが必要になると思うんですよ。だからそれはそれ、また保育園ではしょっちゅういないと思いますよ。たくさんの方はいないと思います。いた場合に何とか受け入れてもらえないかというようなことも現保育園での体

制としては検討してもらいたい。何回も言っておりますけども、ずっと念仏唱えとったらかなうかなと思って、ほんとにこれは強い要望としておきます。

保育サービス、学童、児童センターと、こういった環境整備、少人数学級も環境整備もちろんそれで前身ですけども、こういった今この計画に乗ってきた計画実現ということもね、平成26年といったら、そう遠くないですよ。2年を含めて5年間末にはつくってしまおうかという子どもプランがあるということはすばらしいなと思って、すごい私、感激したんです。児童センターが七つになる、小学校に一個ずつになるって、私なんかとりあえず一つお願いしますなんていう低い水準のお願いをしておちやいかんなんて思ってね、喜んだんですけども、これは一応その目指す方向としては、皆さんこういうものを計画する段階で承知した内容だということでもいいんですね。市長も承知されてるね。いいでしょうか。

○林市長

子どもプランは見させていただきまして、こういうのがあるということは当然知っております。

○中島委員

こういうのがあるだけじゃなくて、目標が平成26年で、そんなひどい目標つくっちゃいかんと言って言ったのか、それは認めたからこれ出てるんでしょう。どういう位置づけなんですか。時期ついていますよ。プランには目標時期がなきゃ全然だめですよ。認識はないということですか。

○林市長

年度にいつできるか、何ができるかというのを担当がつくり上げて、目標値ということで、それ向かって進んでいくという方針は市としてはあるんですけども、その中で財源当然あるわけでありまして、そうした中で、やれることを着実にやっていく。

子どもプランに載せたことは、当然ながら市の思いがあるわけでありまして。それはしっかりと頭に入れて、心にとめてやっていくということは確認をさせていただいておりますので、よろしくお

願いたします。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後7時00分休憩

午後7時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

市長、このプラン一応知ってるよという話だけでも、最初からこれやる気がないというような受けとめが私には感じられたんですけど、5年プランですよ、これ。10年プランのその先がまだわからないというふうなことじゃなく5年プラン。実施計画で3年でしょう。すぐ実施計画の期限が来るというようなスタンスですよ、この年限は。ですから、花山の学童保育も平成26年までと。児童センターの方も二つふやすことが平成26年と、こういうことが一応書いてあります。超スピードで取り組むということが必要になるような年限ではありますけども、今一番新品ほやほやの計画の中身がこれです。大変市民からは喜ばれると。手当よりもいいかなという気がするんですけど、私は、これがちゃんとやられた方がね、実質的に子育ての拠点がふえるという点では、とてもいい。これをちゃんとやっていく方向で腹を固めていただいているかどうか、ここところが市長、きちんとしていただきたいなと思うんですね。最初からだめだということで提案されているというのでは、私は認められないと思いますよ。いかがですか。

○林市長

計画ですね、このプランしっかりとまとめさせていただきます。できることから着実にやるという姿勢では思っております。御理解をいただきたいと思っております。

○中島委員

できることからということでやれないかもしれないという、こういうことですかね、今の話ですと、やれないかもしれないと。

福祉子ども部長は、これを具体的に実現の方途

をどういうふうにご考えておられるのか、ちょっと紹介してください。やっぱり見えてこないですね。花山の児童クラブは教育委員会の方にお願ひしてあそこの駐車場の部分をお願ひしますとって土地を提供してもらって建てる。これはそんなに時間のかからないことだと思います。教育委員会との合意ができればね、平成26年と言ってなくてもできるかなという感じがいたします。児童センターが場所を見つけることから始めなきゃならないということですけども、その辺の見直しについてはどのようにお考えですか。

○福祉子ども部長

今回のこのプラン作成するに当たって、今、議論になってる児童クラブと児童センターの件ですね、これはやはり市としても必要性、増築等も当然重く受けとめてることでありまして、それをじゃあ今どういう計画かという具体的なことは平成26年ということで挙げてあります。それを何年に何をどうするというような具体的なことまでは決めておりませんが、担当課の方としましても、その思い実現に向けて最善の努力をしていくという姿勢、姿勢ということを書きますと、じゃあ姿勢だけなのかというそのことになりまして、私の方としては、それを実行するように最善の努力をしていくという思いであります。

以上です。

○中島委員

でしたら5年間ですからね、花山と児童センター二つで三つの施設をどうするのかということですから、どういうふうな年次計画で進めていこうかというものは本来ならすぐなきゃいけないですよ。こういうふうにやっていきたいなど。これがないと5年間なんて振り向いたら終わってたと、過ぎてしまったと、また次のプランをつくらうかと、また載せておこうかと、こういうふうになってしまう恐れがありますよね。そういうふうでは絶対いけないというふうに思うんですよ。食育の基本計画だとかこれだとか、水道のプランだとか、最近パブリックコメントがわんさとありまして、何の計画だか頭に入らないぐらいいっぱいできま

した。環境基本計画もあれかな。そういうような計画、計画、読書計画もつくらなあかんよね。読書推進計画、これは教育委員会ですけどね。

そういった意味では大事だし、だけどそれがただつくっただけで放置されるという可能性もあるんですね。だから、そこのところをつくった以上、担保できるようなものにしていただかなければ、何かつくってもコンサルにお金払っただけじゃないのと、こういう計画になってしまうので、そういうことがないように実体の行政を推進する指針というふうに位置づけられるようにやっていただかないとだめですよ。これはだから年次計画をもうすぐにつくってほしいですよ。大体このぐらいでつくりたいという。最後だけが決まってるんじゃないくてね、3年間ローリングですぐに何が出されるのかわかりませんが、そういった3年間のローリングプラン以前に、おおむね5年間でこういうふうにやってきたいというそういうプランニングをちょっと一度示してくださいよ。今はないみたいですね。これで1年間ばーになりそうですけど、大丈夫ですか。ちょっとその辺はどうですか。

○福祉子ども部長

今の時点では、どの施設をどうするということは、市長先ほど言いました、できるところ順番というのもあると思いますけども、そういったことも含めて、事務局的には今の段階では、いつごろにどの施設をということはありませんけど、それはやはりある程度の事務局的な計画はつくってきたいなと思います。

○中島委員

南保育園でも土地をしっかりと確保するための頑張ってもらった部長、課長がみえるので、これ新しい児童センターをつくるには、そういうことがまた必要になってくるということですよ。しっかりとやってもらわなければ、この計画をつくった意味がなくなりますので、私は、十分にやってもらいたいということを言っておきます。

父子家庭の児童扶養手当が実現しますよね、国の方で。知立市は420万9,000円、先行実施の予算

が載っております。これは知立市独自のものとして予算化されております。この児童扶養手当、国の方の実施される時期とかわかりますか。

○子ども課長

父子手当の方なんですけども、8月1日施行ということで。

○中島委員

8月というと、3、4、5、6、7と5カ月分は支給されないということですか。

○子ども課長

それまでは従来どおりの知立市の単独の方の手当ということになるかと思えます。

○中島委員

国からは支給されないということね。だから、この予算というのは年額ですかね。予算計上された段階と時差があるんですけども、420万9,000円というのは8月までの分ということではなく、年額予算ということで、国が実施すればこれが不用額になってくるということですか。7カ月分が不用額と、そういう金額ですか。

○子ども課長

年3回、4月、8月、12月の支払いとなってますけども、その支払い3回分で計上してますので、1年分を計上してますので、国が施行されれば、その分の相殺になるかと思えます。

○中島委員

これも先行的に知立市がやってきた、ある意味では大きな問題ではなくても周りは全然やってなかったけど、やったことが国の政治を動かしたなという感じが私はしております。決してむだにはならなかったと、知立市がやってきたことがね。各市でぼつぼつだけやってきた。それが国の反映されたというふうに思いますので、これは負担が軽くなるという側面です。

医療費の無料化についてもね、共産党だけじゃなくいろんな団体が、せめて小学校卒業までは国の制度でやってくださいと、こういう要求運動をしているんですよ。中学校はまだやってないところもたくさんあるということで、小学校卒業までというのは全国でも多くのところがもう実施して

いると、これを国が半分なり、制度とすれば半分か何分の1かわかりませんが、国の制度でやってくださいという今、大きな流れがあって、国会の答弁では、参議院の予算委員会でしたけれども、国として前進できるよう努力したいということ答弁をいたしました。今、国がやってるのは、就学前の医療費を2割負担にするというね、窓口負担3割でなく2割負担にして1割だけ安くする制度ね、軽減措置をとってる。でもこれは国保税で皆さんが補ってんようなもので、これが国から支援がきてるかどうかわざっと8割分の交付だから、その分の一定の支援はきているわけですけど、丸々じゃない。そういう制度なんですけども、現在は、小学校の卒業まで多くのところがやってるからやりなさいということの要求に対しては前進できるように努力したいと答弁してらるんですね。これもどんどん地方から声を上げてください。市長、お願いしますよ。いろんな団体がどんどん署名運動して出したりするんですよ。ただ地方からもしっかりと出していてもらいたい。これも現物給付の制度の一つなんですってということで、地方がやっているものを国がもっと支援しなさいということですよ。これももしそれが実現すれば、その分が軽費が浮きます。子育て支援にお金が使えます。児童館建てるのにもお金がかかる。そういうふうにやっていてもらいたい。どうですか、それは。ぜひその水準まで引き上げるように国に対してどんと突き上げてください。いいですか、市長。

○林市長

今、中島委員のおっしゃられることよくわかります。知立市は、ほんとに国がやっていないことを先進的にやられていることが結構あるわけがあります。これを国の財源でやっていただくことで財源が出てくるわけでありまして、そういった意味からも、これからいろんな機会を通じて言っていきたいと思っております。

○中島委員

子ども条例を策定しようということで策定委員会の予算も出ております。これはどういうふうで

つくっていくのか、いつまでにつくっていくのか、これは名古屋の条例持ってるんですけど、名古屋にもあるし、豊田にもあるし、多くのところで条例があって、子供の権利というものをしっかりと確認しようという、育つ権利、みんなから愛される権利、そういった育ちをしっかりとみんなで支える、そういうシステムづくりというようなことで条例をつくっている、こういうことなんですけども、この当局のこれまでの経過と、これからどうするのかということの基本だけ伺っておきます。

○子ども課長

前々から本会議でも部長、あるいは市長の方の答弁があったと思うんですけども、平成22年、平成23年で何とか制定したいという答弁があったと思うんですけども、今回、次年度子ども条例の策定委員会の委員報酬という形で予算を組まさせていただきます。今の段階で、まことに申しわけございません。詳しくどうするこうするという話はちょっと今の段階では申し上げにくいんですけども、子供関係の団体の代表、あるいは有識者等で組織して各市を参考に、いいものをつくっていきたいと思っておるんですけども、今の段階では先進市、愛知県内ですと豊田、名古屋、日進、岩倉、幸田町がもうぼちぼちできるかなと。子ども条例ではないんですけども、子ども憲章という形で高浜がたしか随分以前につくられたと思うんですけども、そういったものを参考に作成していきたいというふうに考えております。

○中島委員

他の参考もいいんですけども、私も何回か見えますけども、もともとは国際的な法で決めました子どもの権利条約というのは日本は採択しておりますね。やはり子どもの権利条約の中にさまざまな子供のあり方、育ち方をどうやって認めて支援していくのかということ、基本的なことが出されています。私は、子どもの権利条約をしっかりと学びながらこれをつくってもらいたいんです。そう膨大なものじゃないので、しっかりと資料としてつくり、それを皆さんに読んでいただく。国際的に批准をした権利条約というものを皆さん手に持つ

てね、それでどうかということやっていってもらいたい。ほかをまねするもいいけども、基本はこういうものなんだよということも感じながらしっかりやってもらいたいなと、こういうふう思うんです。そうたくさん資料ないんです。コピーやるだけで十分ですから、その姿勢で私は取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

環境問題で伺います。

3月12日に閣議決定をされました温暖化基本法案、こういうものが国の方としては閣議決定をされて温暖化防止のための対策をさまざまに展開しようという大きな基本法案を提示しました。もちろん鳩山総理が最初から1990年比に25%を早急に削減するよと。そして2050年までには80%削減すると、こういうようなことを含めてCO₂の削減に寄与するための法案ができたわけですね。一番あれは電量の固定価格買い取り制度、要するに太陽光発電だったり、風力発電だったり、そういったさまざまな電力を買い取り制度でフォローすると。だからどんどん進めてくださいというようなことも含められました。

ただ、これは再生化のエネルギーは平成20年までに10%にすると。10%は少ないという話はあるんですけど、基本的ないろんな考え方が法案で示されました。やっぱりそういう大きな取り組みが地方でもその流れを酌みながら、上からきたから計画つくるかという、こういう話にもなると思うんですけど、しかし、今この自治体でも取り組んでいる地球温暖化対策を目標持って推進しようというこういう姿勢がまずは必要だなというふうに感じているわけなんですけれども、なかなかその目標が立てられないというこういうことがこの間の議会の中では言われてまいりました。

環境家計簿も今回はつくっていただきました。市民の皆さんが少しでも環境にやさしい暮らしをしよう。そうすると経費も少し浮きますよと。いくら安くなったか月ごとに計算ができるようにこれをつくっていただきました。基本的なそういう姿勢、方向はこれでいいかなというふうに思い

ますけど、目標が明確ではないというところが大変寂しいなという思いもあるわけですけども、この温暖化対策という点で、知立市の結果的に取り組みになっている問題、あまり目標値はないんだけども、結果的にそのために貢献している取り組み、これをさらに前進させるというこの点では新しい今度の中ではどのように進めていくのか、この点を明らかにしてください。

○環境課長

まず一点目です。

平成20年3月につくりました環境基本計画の実行計画というものができておりませんでした。平成21年度、ほんとおくれて、これもおくれてのおくれている状態だったんですけども、庁舎内でプロジェクトチームをつくりまして、1つ1つ、8項目ありますけども当たりまして、策定市民会議開催し、この前、環境審議会にかけまして、ことしの3月末までにはちゃんとしたものをつくって、4月には議員たちにも渡せるような状況に今もっていく段取りでやっております。

ですから、この環境基本計画の8項目の中の1番目がCO₂の削減になるんですけども、CO₂の削減計画というもの自体に関しては取り組んでおりませんが、この環境基本計画の8項目の1項目のCO₂の削減の実行計画というものはつくらせていただきました。

ですから、細かい内容、市全体のCO₂の量だとかそういうことが把握できてない段階ですので、平成22年度庁内でありますエコプランの見直しをやります。それが市役所全体のCO₂の削減の目標になりますけども、そのエコプランの目標はやりません。それから環境基本計画の実行計画にあわせてそれぞれの事務を推進していきたいと思っております。

ただ、知立市全体のCO₂の把握というのは非常に難しく、これはなかなか市の職員だけではできない事務になりますので、その辺がちょっとおくれておりますけども、1つ1つ例えば先ほど言われました環境家計簿をやったり、太陽光発電の補助をやったり、今年度から始まります低公害

車投入費補助整備事業とかいうような形でCO₂の削減には積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

目標というものが知立市役所の中だけに限ってしかないという、これではだめなんですね。国民的な大きなものにしないといけないので、今度できるその実行計画というのは、あくまでも市庁舎の中の削減だということですね。しっかり目標を持つということを何回も提起しているし、中電だとかガソリンの売り上げ等さまざまなことを駆使すればCO₂がどれだけかということがわかるわけですよ。ですから、それはやっぱり具体化されていないので再度それは要求をしたいというふうに思います。

太陽光発電の施設設置補助192万円ですか、今回は。上限16万円とすると120件分ということに大枠なるわけですがけれども、国の補助はそのうち1,920万円です、今回は。今回の意気込みは大きくなったなというふうに思いますけれども、2009年度は何基ついたのか、2010年度の目標は何基か、発電量ですね、稼働量というか、それはどういう計算になるのかちょっと示してください。

○環境課長

まず、太陽光発電、推測で今現在のすべて知立市の太陽光発電の数値を把握しておりませんので推測値で言わせていただきます。

平成21年5月に中電で確認した段階のときには知立市で263件で915キロワットの発電量が。今年度知立市の方で太陽光の補助制度で今2月末現在で120件申請があって補助決定しておるんですけども、その平均が約3.55キロワットですので、今現在では総計で約380件市内に。月に1,350キロワット程度の太陽光発電があるということで、この1,350という数字は、正直言いまして380件近くあるんですけども、給食センターの太陽光発電の1カ月分とほとんど変わらない数字になりますので、だから、一番大きいのは企業みたいなどころの施設が大きな発電をすれば、ですけども、ちり

も積もれば山となるということで、今年度も120基という補助を平成21年度実績と同じ数値を載せさせていただいて太陽光発電の積極的な推進を図っていききたいということで、太陽光発電に関しましては、国が7万円、市は4万円ですけども、この4万円のうちの1キロワット当たり5,000円が県の補助が入っていますという状況です。

○中島委員

中電に協力を求めれば買電だとかいろんな形で契約行為を行っていますからね、ですから件数は必ずわかるんですよ。そういったものを通じて、そこで発電をされた、また使用されたいろいろやっていますとCO₂の削減の数字も出てまいります。一定の中電の協力を求めれば出てくると、そういうものもつくっていただいたい。せっかく補助制度を設けて1,920万円でもんね、一般財源が1,680万円。大きいですよ。貢献しようということ、これ経済対策にもなるかなと今は違う側面もあるわけですがけれども、これだけやったらどれだけCO₂が削減されたかという数字もきちんとね、こういう環境家計簿の中でも1キロワット0.47キログラムと書いてあるわけですよ。だから、それぞれの中電の方の協力を求めればその量も出てきましてね、発電量も出てきちゃって、これが計算できるということですよ。だから一回そういうシステムをつくってしまえば、きちんと数の把握もできると。目標を単なる庁舎内だけじゃなくてね、これは確実に減らした分にカウントされますからね。コンセント抜いてどれだけというこれはカウントできませんけども、これはカウントできる部分ですから、きちんと全体の把握をやって持っていてください。

それから一番多いのはガソリンですね、CO₂排出量が多いのはね。1リットル当たりでCO₂が2.3キロリットルということで、これをどうするかという点でいいますと、ほんとは脱車社会と、なるべく公共交通、なるべく自転車、こういうことだというふうに思うんですけども、ところが今回は低公害車だから補助金を出そうということなんですけど、これは国の方の制度も今

あります。減税なんかはいつまでとかっていう期限があるみたいですが、国の方の制度もあると。これは書いてないんですけども、例えば、国の方は13年間乗って買いかえる場合に25万円と、普通車ね。それ未満だったら15万円ですとかこういうふうになっていて、やはりどんどん買いかえて新しいのにまた買いかえていっちゃうということは、環境負荷を逆に高めることなので、一定のラインというものを持ってますけども、知立市が今やろうとしていることは同じ基準でやるということでもいいですか。

○環境課長

国は十何年乗れば乗った車を買いかえればというのがありますが、知立市は平成22年4月1日以降登録された車に関しまして一律5万円の補助をしていくということで対応しております。

○中島委員

そんなんだめですよ。環境という面からいったらね、そういう出し方というのはよくないですよ。やっぱり今買ってるものは、じっくり乗ってもらってから買いかえるときに補助を出すと。少なくとも段差つけなきゃだめですよ、国のように。要綱はこれからつくるんでしょう。案はもちろんできてると思いますけどもスタートはこれから。どんな新品買ってね、5万だから大したことないというふうになるのかもしれませんが。けども補助という精神からいったら、より車を大事に乗って、今度低公害車にかえるということじゃなきゃおかしいんじゃないですか。

それと、もう一つ、そのことをまたこれから実施ですから検討してもらいたいということですが、今って新しく買うのに低公害車がない車は売ってるんですか。

○環境課長

低公害車の補助といたしますけども、今回うちの方で補助しますのは、この電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車ということで、国でいう今補助しておるハイブリッド車、電気自動車、天然ガス自動車に限ってですので、例えば車種として低公害車というのは今のつくられとる車はほ

とんど低公害車の一般の乗用車ですとなりますけども、その中のうちのハイブリッド車のようなものに関して補助するという形になりますので、ちょっと意味合いは違いますけども。お願いします。

○中島委員

その点はわかりましたけれども、ガソリン車ではないという電気自動車とか、これ電気自動車はまるきりガソリンはないわけね。内燃機関を併用するのを除くと書いてある。ハイブリッドはガソリンは使うんじゃないですか。

○環境課長

ハイブリッド車は蓄電池でも動きますけども、ガソリンも使えます。

ただ、燃費に関しては倍以上にはなると思います。

○中島委員

燃費といたらすごい燃費下げる車ばかりですよ、今は。軽自動車に乗った方がよほどガソリンが少ないとかいうこともありますよね。何が一番環境にいいのかというね、もちろんそういうことでやられるんだと思いますけども、この辺の電気、天然ガス自動車、多少はガソリンがあるけどもハイブリッドの電気と。基本的にはガソリンを使わない車に出したいという思いでこれが載せられたと、こういうことですね。だけどやっぱり排気することについてもCO₂出るんですよ。

ですから、何年以上は乗るということが前提でなければやっぱりやっちゃだめですよ。新しいけど買いかえますということには補助はまずい。息子が大学を出た。お父さんが、ハイブリッドカーを買ってあげようといって買い与えると。そういうのにももちろん出るわけですよ。だからまるきり新車で買っていいという補助制度というのはいかがなものかというのが私は言いたいんですよ。これに条件つけたらどうですか、今乗ってる車は何年というような。いかがですか。

○環境課長

買いかえだけで限定しますと新車の購入、例えば新しく免許を取った方が新しく車を買うときに、少しでもCO₂の削減を図っていただくには新車

購入時にこういう車を買っていただければCO₂の削減をはかれる。車に乗るなどという指導もうちの方もできない内容になりますので、車も必需品で使われる方は結構いらっしゃいます。通勤とかそういう形で使われますので、その中で、少しでもCO₂が削減できる車に乗っていただけるといのがありがたい話だとは私どもは思っております。

○中島委員

だから、新車と買いかえと段差をつけたらどうですかと、国のように。国は25万円と15万円というふうな段差がついて、5万円だから段差つけたらなくなっちゃうということと言われるかもわからないけど、考え方としてそれが必要じゃないかと。それがほんとの意味の環境にやさしいという意味になるんじゃないかなというふうに私は感じているんですけどもね、これはもう要綱ができちゃってるんですか。要綱ができて、もうスタートするばかりということで要綱があるんですか。

○環境課長

4月1日登録という話で進めておりますので、もう要綱も提出されておまして、まだ進める段階ですけども、まだ何も連絡はとってないですけども、いろんなところには、一応進める方向で今、段取りしております。

○中島委員

1台5万円で1,000万円の予算ということですよ。私は、ミニバスみたいなのもっともっと便利にしていけば車に乗らない脱車社会というものの一歩進めることができるなという思いがあるわけで取り組んできたわけですけども、こういったところでは1,000万円補助するけども、ミニバスの方はうぬうぬと、車をふやすかどうかうぬうぬと言って明確な答弁が本会議ではありませんでしたが、ほんとに環境にやさしいといたら真っ先に公共交通をまず市がやれることそれですよというふうに思います。これ、1,000万円ですけども、これは毎年ずっとやっていくということですよ。

○環境課長

今の段階ですと、実施計画では平成22年、平成23年、平成24年の3年間の実施計画では載せさせていただきます。

○中島委員

実施計画はそれ以上ないからね、全部でしょう。今度また新たなところが丸々となるんじゃないかなというふうに思えてしまうんですけども、この辺の高級車を買う人に5万円補助してどうなんだろうと。もっとミニバスのお金かければいけないの。1,000万円、1,000万円とやるよりという思いも私はあります。やっぱりこれは高い方だから、大分安くはなってきたので、ちょっと手が届くところに来かなという感じはありますけども、そういうことですよ。だから、毎年そういう形で補助をしていく。1,000万円の補助ということがお金がないのになというふうに私は思いますよ。命の問題や100万円ぐらいのことは置いて、車どうぞということで低公害だからといってどんどんやっていくというのは、ちょっとバランス的に環境対策からいったら問題かなと。まるきり乗らないというふうにはならないので買うならこれと、そういうのわかるんですけどね、5万円ですからね。今ハイブリッド幾らですか、大体。電気自動車、天然ガスの自動車、私わからないんですけど、それぞれ幾らですか。

○環境課長

この場で特定の車を言うのは何ですけども、試算で出したのがプリウスで出しましたけども、車両本体価格が245万円、車齢13年を超えた乗るかえの場合と12年とまでが違いますけども、先ほど言いましたように、13年を超えた場合には補助金が25万円、それから12年までの車に関しましては補助金が10万円、国の補助金ですね。それからエコカー減税ということで所得税と重量税が免除になりますので16万1,600円が今、免除になっておりますので、12年までの車ですと今は減税プラス補助金で26万1,600円、13年超えた車でいきますと41万1,600円の減税というのか、エコカー減税の形がありますけども、それプラス市の補助金という形になります。

このエコカー減税に関しましては、一応今年度の9月までということになってますけども、それ以降に関してどうなるかというのはまだわかっておりません。

○中島委員

これもほんとにそういう環境問題というよりも車をたくさん買ってもらうよと。企業の要請が強いなという感じがいたします。たくさん買ってあげて。補助金出すからといって企業を応援してるなという感じがいたします。ほんとに環境というところかというと、ちょっとまゆつばという感じがするわけですけれども、どうしてもこれが必要なのかなという感じがしております。これは今からも突っ走っていっちゃうよということですのであれなんですけども、目標を持って実行計画がもう出てきたら見せていただきますけども、全市的な取り組みになるような計画、知立市全体の環境の計画、こういうことになっているんですよね。先ほどの庁舎内はわかりましたけども、全体としては市民全体の計画ということになってるかどうかですね。

○環境課長

環境基本計画に関しましては、これは知立市全体の計画になっておりますので、先ほど言いましたCO₂の削減に関しての知立市全体の数値をつかめてないものですから、その目標数値とかというのは出てないですけども、計画自体は知立市全体の計画で8項目に関して実行計画を作成させていただきました。

○中島委員

わかりました。また見せていただきましてね、数字を具体化していくという作業はこれからもやっていってもらいたいと。計画に追加していてもいいし。

この環境家計簿なんですけども、個人個人がやっていただくんですが、これ、1年間でどれだけ削減したというのが市民の方のどのぐらいの方がやってくれるかわかりませんが、もしやっていただいたら大変なモニターになっていただけるわけですよね。これを集計する、そのことによっ

て把握ができる、こういう重要な資料になるわけですね。これのそういった活用、集約、こういうこともちゃんと考えてやっていただいているかどうか。

○環境課長

広報、ホームページ等でモニターの募集という形をとりまして、やっていただける方が2カ月なのか半年なのかどうかのかわかりませんので、個人個人1人ずつモニターになっていただく方がいましたら確認をとりまして、その実績を市の方に出していただけるようお願いする方向で今やっております。

以上です。

○中島委員

より多くの方にやっていただくといいなと思うんですけども、上手にできないな、不安だなという方のための何か説明会みたいなものもあるといいなというふうに思うんですよね。庁内でも取り組んでくださいと。区長会では具体的に言ってみると。区長全員モニターやってくださいと、とりあえずというようなぐらゐの具体的な取り組みにしてもらわないと、相当立派なのをつくってもらいましたのでというふうにこれはぜひお願いします。モニターの件数をより多くすることじゃないとそのデータは全体の統計資料にはならないのでね。

次に、市民農園についても伺います。

やはり緑を残していく、こういうところも非常に宅地化されるところ多い中で、緑を残すというのも大変重要な取り組みだというふうに私は評価をしているわけですね。場所の問題いろいろありましたけど、本会議で。だけどやはりそれは重要なことと。これ、具体的にどのように取り組みがスタートしていくのかということも改めて伺いたいというふうに思います。

○経済課長

本会議の一般質問の方と重複するかもしれませんが、現在、八橋、来迎寺、今回開設いたします上重原ということで八橋に54区画、来迎寺に12区画、今回の上重原に35区画ということで、合計

101区画を設置ができるわけでございます。

今回八橋のところでは9区画、それから新たに設置されます上重原の方で35区画ということで、2月の広報から始めて募集をいたしました。やはり昨年9区画に対して40人ほどということで、かなりの倍率があったわけでございまして、今年度も9区画に対しまして19人、上重原35区画に対しまして84人という応募がございまして、抽せんということで決定をしております。今ちなみに言いますと、八橋の方が2.1倍、上重原の方が2.4倍というような倍率になっております。

それで、19日金曜日に公開抽せんということで実施をする予定で、もう申し込みをされた方には御案内がしております。

それで、実施につきましては、いずれも4月1日ということで実施ができる予定でございます。ですから上重原の方も一応今週ぐらいにはでき上がるものということで委託が工事の方がしておりますので、そのような形で現在進めて至っております。

○中島委員

大変な希望者ということであります。これは管理委託的なものはどういうふうな形になるのか、ちょっと教えてください。

○経済課長

これは現在あります市民農園の設置の取扱要綱の中で実施をして上重原をつけ加えた格好でしてまいりますので、今ある要綱で取り扱いをいたします。

利用料といたしましては、年額5,000円、面積といたしまして30平方メートルということで統一をして実施をしてまいります。

○中島委員

わかりました。

大変な希望ですからね、これからもふやすということも念頭に置いた検討をしてもらいたいなと。うんと南の方にはないとかね、うんと東の方にもないとかありますけども、田んぼをつぶしちゃうなんてことがどんどん進んじゃいけないので、なかなか耕す手がなくなったなというような人は積

極的に手を挙げてくださいというぐらいのアピールをJAなどにもして、少しでも農地を活用すると、健康になってもらうと。これは大変一石三鳥ぐらいあると、環境問題にもいいというようなことでもありますので、今後やはり検討していても構わないというふうをお願いしておきます。

環境対策的に、ごみの問題は今回は省きます。古紙回収のこともやろうかと思いましたが、これは先ほど行いましたのでやめます。

次に、景気対策として何が前進するのかなど。先ほど風間委員がおっしゃってみえたプレミアム付き商品券ということも一つの目玉というふうにされておりますけども、これについても600万円という予算ですからね、車の補助よりも大分安いけど、これは600万円ということでやられると。もう少し具体的な方法、どういうふうに市民とかかわるかということをお教えください。

○経済課長

そちらの予算の概要にございますプレミアム付き商品券事業ということでございます。目的はこちらに書いてありますように、消費需要の拡大と商業等の活性化を図ることを目的にしております。事業の概要といたしましては1億1,000万円のプレミアム分1,000万円をつけた発行でございます。補助につきましても、ここに書いてあるとおりでございます。

発行団体といたしましては、商工会及び商工連合会ということで計画をしております。あわせて商工会の50周年というようなことで、昨年に続き発行を予定しているところでございます。

発売といたしましては、秋口、10月ぐらいを予定しておるとございまして、有効期限が10月から1月、年末年始を挟む利用機関、おおむね3カ月ぐらいということでございます。

あと、購入の限度額といたしましては、1人5万円。前回10万円ということでございましたが、より多くの人にわたるとということで、小額になるかもしれませんが5万円ということで限度をしております。

発売の場所といたしましては、前回、各金融機

関ということで五、六カ所を予定しておりましたが、今回集中したということもあった中で、パティオを1カ所を計画しておるようでございます。これはちょっと今後の計画の中でどうなるかということもございしますが、広く場所で取れるということでパティオを計画しております。

参加店につきましては、手数料無料という中で、前回414店取扱店ということで参加をしておりますので、おおむね500店ぐらいの参加店になるのではというふうには思っております。

以上です。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後8時02分休憩

午後8時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

御説明をいただきまして、パティオ知立のあのところで大々的に発売所を設けると、新しいやり方でね。混雑だとか、こちら行ったらもう売り切れだったとかってたら回しなつたというようなことがないように、1カ所でも売るといふことで計画をされていると。なるべくこれが地域の商店の方で生きるような、地域の商店にこれがお金が落ちるようなそういうことのためにも努力しなければいけないというふうに思うんですけど、みんなアピタだよとかいうふうになつてもね、アピタ敵視しちゃいけないので、それはそれなんですけども、しかし、そこそこやって頑張ってみえる商店の皆さんをどう支えるのかということがこれのメインになるんじゃないかというふうに思うわけですが、その点ではどんなふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○経済課長

昨年もこれは実施しておまして、やはり414店ということで大型店も入っておりまして、やはり大型店へ流れる部分は否めません。

それで、商工会の方で、商工会というか商店街

連合会の方で各それぞれ市内の店舗の方で独自の客寄せと申しますか、そういった利用の拡大を図る意味で店舗ごとにいろんなアイデアを考えて各市内の大型店以外のところで使っていただくというアイデアも考えておりますので、そういったことを施行いただく中で、少しでも多く小売店の方に流れていくことを期待したいと思います。

○中島委員

そうやって取り組んで皆さんが協働してわいわいとやるということ自体も活気が出ることなので、大いにその点では効果が上がるように頑張ってもらいたいというふうに思っております。景気がこれで一挙に変わるというわけにはいきませんが、一つの取り組みということですね。

景気なかなか対策としては市は信用保証料の補助とかそんなことの範囲でありますけれども、先般、緊急にお金がないとこれで困っちゃうという人の相談があつたんですけども、緊急に救済できるそういうものってありますか。私、お金貸してくれていわれて困っちゃうわ、そんなにないからというこんな感じ。でもそういう制度って市でないんですかねという緊急に対策していただけるような商店に対して、そういうものないんでしょうか。

○経済課長

緊急という部分があるかもしれませんが、今あります全国緊急融資、あるいはセーフティネットの融資の利用をいただくという部分なのかなというふうには今思いますが、それがそこの方が該当するという部分も前年割3%という条件であつたりいろんな条件もございしますので、そういったところのクリアも必要ではございますけど。

○中島委員

全く商店の利益にはなつてないんだけど、消費税だけが払わなきゃいけない対象と。それも結局運転資金の中でなかなか払えないということで、元の方は払つただけで延滞金が残つておると、これをすぐに払わなきゃ差し押さえだと、ほんとに何で早く手を打てないか。それもお金がないからそうなつちやつたわけですけどね、今のセーフ

ティネットの融資というのはどういうのなんですか。セーフティネット融資ちょっと御披露ください。

○経済課長

今、セーフティネットというのが、あるいろんな事業の中で使われている言葉でございまして、私どもが言っているのは、経済環境適用資金という中でセーフティネットでございまして、これは県融資の中でございますので、ほとんどの業種に限られる部分がございますけど、そういった部分ではクリア、それから先ほど申し上げた前年比3%割れという部分でのクリアでございまして、当然信用保証協会との関係もございまして、そういったところでの紹介でございまして、これは従来からあるものでございます。

○中島委員

幾らまで借りれるんですか。

○永井委員長

しばらく休憩します。

午後8時17分休憩

午後8時18分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

通常8,000万円でございます、平成22年3月31日までは1億円ということでございます。

○中島委員

このケースが借りれるかどうかちょっと不安な数字が出てきちゃったのでね、でもそれは緊急なので速やかにできるということですかね、条件が合えば速やかに。速やかにという意味の緊急のものがないかなということで大変思ったわけなんです。緊急融資とか言われましたけども、大変速やかにできるかどうかということが一番肝心で、ちょっと今、内容が十分にわかりませんでしたけど、今はいいです。そういう助けてあげられるような制度、融資が詳しくどれだけあるのかということをやったり十分に業者の方たち周知していただきたいと、そういうことをお願いしておきます。

緊急雇用対策ということで、これはこの課に係ないところも含めて緊急雇用ということで市全体でふやしてきましたけど、緊急雇用の知立市全体で何人雇用になったかということわかりますか。これも先ほど生保で17人がやっとなったということもあるわけですけども、知立市がこれをやっていることも大事だし、その実態ですね。

○経済課長

平成21年度まだ途中でございますが、46名の事業従事に対する人数に対して新規の雇用38名という内訳でございます。

○中島委員

ちょっと意味がよくわからなかったんですけど、何が46人で新規が38人。緊急雇用としてこの間雇ってきたということですよ。

○経済課長

申しわけございません。ちょっと間違えておりましたら、失礼いたしました。

緊急雇用創出事業の中で、事業に従事する全労働者数が53名、そのうち新規の雇用したものが43名という内訳でございます。

これは新規ばかりではございませんので、緊急雇用創出事業というのは新規の雇用をつくり出すというのは目的ではございますけど、従来の例えば、ある一つの例で申し上げますと、夜間パトロールというのがあるわけですが、それを全部すべて新規の従業員でやるということは不可能でございますので、70%以上の賃金であったり、そういった条件の中でするので、全雇用者数のうち何人という内訳で申し上げたわけです。

○中島委員

従来からやっていたというのは、知立市が賃金を出してやっていた方ということですね。この事業がきたので、その仲間の数に入れて金額的には国からのお金がもらえるということになりますよね、今度はそれに当てはめれば。そういう前から雇っている人も緊急雇用のメンバーの中にカウントしたと、こういうことですか。

もう一回、従来からいた人が何人で緊急雇用という制度で給料を払っているという人という意味

ですよ、私が聞いているのは、100%国から緊急雇用の対策としてお金が出た人で何人雇ったんですかと、こういうことです。その中に前からいた人が何人いるかということなんですかね、今の話は。まずお金から。

○経済課長

まずは金額からということでございましたでしょうか。総事業の計画といたしましては、切り上げて4,815万7,000円でございます。

それで人数ですが、従来いたという、これ緊急雇用創出ですので、委託の事業もございまして、市直営の事業もございまして。ですから、従来いたというとらえ方ではございませんけど、今言った金額の事業の中で総人員が53名で、そのうち事業を失った中で新規雇用した者が43名、そういう内訳でございます。

○中島委員

わかりました。

53名の雇用創出がこの間できた。6カ月、そしてもう一回6カ月というような形の雇用ということではあるんですけども、できたと。

この先ですね、これで終わっちゃうとこれでもた野にはなたれて何も無いという人たちもいるわけなんですけども、この緊急雇用の制度そのものについての今後の見通しというものはどうですか。

○経済課長

これは国から各県にまいっております基金の中で実施をしております。一応当初の計画では、平成23年度ということでございますので、当然平成22年度もございまして、平成23年度はちょっと不透明な部分もございまして、予定では平成23年度までという事業の計画になってございます。

○中島委員

ということなんですけど、これは1人の働く方にとってみると、Aさんにとってみると6カ月ということで一応切られると。また、違う方が6カ月やってくださるということで3年間ということで。継続も1年間は認めると。でもそれは再雇用の手続をとりましょと、こういうことですね。

長くて条件がすべて整って、再雇用がされれば1年間は雇われるということになる制度だと思えますが、これは今までやってきて継続雇用になった方もいらっしゃると思いますか。

○経済課長

各業務の中での詳しいことまでは把握できてない部分もございまして、特殊な業務、例えば私が把握した中で、通訳という部分は特殊、なかなかございまして、半年後にまた半年ということで継続した例は聞いております。やはり委託の部分ですと、その部分で終わってるところが多いのかなと思います。直営の部分で今言ったところの例があったように思っております。

○中島委員

経験を積んでいただいて、はい、チェンジということになるということとはもったいないなという問題もありますよね。だけど多くの方がということもあると。大変これが矛盾してるんですけども、しかし、国の大きな目標としては、引き続きその仕事で継続してやっていただくということも各事業所のふるさと創出の関係でもそうなんですけど、補助金を出すと。だけどそれはその間だけおいしいものを食べて、あとは知らんよというんじゃないで、その間援助するから引き続きなるべく雇用してくださいというのがこの制度の趣旨ではないですか。その制度の趣旨という点。各課でそれは今後どう生かされるかということなんですけども、趣旨としては根づいてほしいと。そのために10割賃金を全部国がもってくれてるわけですよ。それが終わったら、はい、さようならで、その事業はすぼんとなくなってしまうと、こういうことじゃなくて継続してくださいよという趣旨があるというふうに私は思ってますけども、その辺はどういう認識でしょうか。

○経済課長

これ、先ほど申し上げたように、平成23年までの事業ということで、今の継続という部分で申しますと、ふるさと雇用の創出事業、そちらの方に該当するのかなと思います。当然今言った平成23年までですので、それ以後は市の事業であれば市

が負担ということになるものですから、その持ち出し分が当然発生してまいります。

今回の緊急雇用の創出事業というのは、やはり短期間であれ、次の仕事までにつなぎというような意味で始まった経緯もございますので、確かに言われるように、本来ですと、そこで居つてという言い方は悪いかもかもしれませんが、長く勤めた中で、ほんとにそこで働ける制度になっていくというのがよいのかもしれませんが、今回の目的が、そういったつなぎということで緊急的に次の仕事を探すまでというような始まりがございましたので、そういった目的になっているものと思っております。

○中島委員

こちらの緊急雇用の方はつなぎ雇用と。だからそのあとほかに継続的な仕事がほとんど出ないんですけど、だけど1回席はかわってちょうだいと。今度はBさんがここに座ってもらいましょう。Aさん向こうへ立っておってという、こういう感じですよ、制度的にいうとね。それが今、1年間は最高雇ってもらえるんだけど、少なくともそれ以上はだめと。

私が言いたいのは、この3年間そういうものがあると。市にとってみると夜間パトロールとか公園パトロールだとか通訳だとか、今皆さん必要ないい仕事だなど、こういう仕事は引き続きやってもらいたなというふうに思っている仕事がほとんどなんです。ですから、この平成23年ですぼんと切れますけど、制度は、国がそれ以後もやりましょうというかどうか今わかりませんもんね。だけど今やっていただいている仕事というのは、非常に重要な仕事をこれでよかったとって人件費を全部出していただいてやってるといのが実態じゃないんでしょうか。

生活保護のところはどうですか。ここ税務課いないけども、税務課の通訳というのもほんとになきゃやっていけないところですよ。そういったところを活用させていただくということもあったわけですけども、引き続きそういった必要なものは必要と置いていかなきゃならないという

ふうに考えるんですが、その辺の仕事との関係はどのようにお考えですか。今ここで緊急雇用で雇っていらっしゃる部署というのは、どうですか、今の私の趣旨について何かお答えいただければ。

○環境課長

環境課の方で緊急雇用でやっておりますのは、主要事業の概要にもあります不法投棄防止監視事業ということで、これは今、夜10時から朝の4時まで2名の方で、平成21年度は途中からですけども、年間90日間、市内の不法投棄の多い場所をぐるぐる回っていただいて防止業務に努めていただいております。

これは委託事業でやっておりますので、今一番多い不法投棄というのはテレビになります。やはり地デジ対応の関係がありますので、このいろんな不法投棄ありますけども、夜10時から朝4時回ることによって不法投棄の件数は少し減っております。ですけども、時間中は市の職員が回ったりしてますし、夜も回ったりなんかしてやれば、当然やることはいいことなんですけども、費用もかかる話ですし、市民協働課がやります防犯パトロールと同じように時間的には夜の10時、朝4時ですけども、その時間で回ることによって少しでも減らしたいというのが環境課の思いです。

○中島委員

通訳はもう直接雇用の臨時でしたかね、そちらはね。税務課の方が緊急雇用で通訳を雇ってみえるということですね。税務課長も言ってみえただけど、これはもうこれからもずっとほしいと。たまたま今こういう制度ができたので、それで利用させていただいてるけども、これからはなきゃ夜間徴収だって家庭訪問だって外国の方のところに行っても通訳がいなきゃ何の役にも立たないと。行った職員が仕事ができないわけだから、こういうことで必要な部署については引き続きやっていく。今夜間パトロールがどうか課長はどんな思いかわからなかったですけど、お金がかかるからじゃなしでね、そのお金よりもテレビを片づける経費の方が安いかと、こういう趣旨だったのかな。よくわかりません。

ただ必要なところ、それは吟味してもらっていいと思うんですけど、必要なところについては継続的にその部署というものは人員配置をしていくという配慮が必要ではないだろうか。これも雇用の拡大ですよ。知立市という企業も景気が悪いとはいえ優良企業ですからね、雇用に目を開いてもらおうと、こういうことも景気対策としての位置づけも市民サービスを向上させるという位置づけも両方からも必要ではないかなというふうに思います。

これは今、平成23年までとはいうものの、今いる例えば通訳は緊急雇用じゃなくて臨時採用を直ですと。また違うところで緊急雇用の制度で違う配置をその間はしましよとかね、ふやせる話だと思うんですね。こういう大きな意味の景気対策、雇用拡大という市役所の役割というものも必要ではないかというふうに思うんですが、この緊急雇用の制度を生かして知立市の雇用拡大という点、この点ではどのようにお考えか、これは担当というよりも副市長、人事の関係ないものだからね、かわって考えを伺いたいと思います。

○清水副市長

今回の緊急雇用創出の関係でございますが、これも別の委員会でも同様のお尋ねがございました。その中でもちょっとお話をさせていただきましたけども、今おっしゃいましたように、今必要だということで今回の制度を活用して新規雇用を生み出しているということなんです、平成23年度でたん切れますので、その時点では一度精査をさせていただくということが必要だというふうに思います。

それから、もう一つは、今不法投棄のパトロールのお話と、それから夜間防犯パトロールの話がございましたけども、今はそういう100%補助ということですので、縦割りでそれぞれ事業を考えてやっているというところがありますけども、そういったものをそこで精査した時点で必要だというものは継続する必要があると思いますけども、それは今のままがいいのかどうか、いろんなパトロールというようなものは組み合わせをして、市

全体でもう少し統合的にやれないかとか、そういったようなことも考えながら必要性についても精査をするということだというふうに考えています。

○中島委員

精査は十分にさせていただいていいと思うんですね。必要な本来なら生活保護のところみたいに直雇用で通訳を雇ったというような例もあるわけで、税務課がいつまでも緊急雇用の通訳でいいと、こういうことではないと思うんですね。そういう必要なところは、この制度今は活用してるけども、しっかり根づいてやってもらう部署というのもしっかりと目を開いていていただきたいというふうに思います。雇用拡大という点では、ほんとにほかの手がなかなか打てるわけじゃないですものね。何か雇用拡大ということでアイデアを持っていらっしゃる方いらっしゃいます。経済課長ぐらいしか担当の仕事はないという感じがするんですけども、いかがですか。

○経済課長

確かに経済課でございますので経済対策という部分であります、今特に何をと言われましても思いつくことございませんけど、先ほどもちらっと私、申し上げたんですけど、やはり地元と申しますか、いわゆる内需からの拡大で景気をはかってくべきだなというのは、そういったものに結びつけてはかかっていくべきだなというのは実感をおとところでございます。

○中島委員

空き店舗の話もさっきありましたけども、いろんな方が、今失業されている方が起業家といえるかどうか分からないけども、失業されている方が何かやってみようというふうに工夫してもらえようような空き店舗をもう少し安く活用してね、ちょっと試してみたいと。例えば生活保護を受けているんだ。だけどぼーとして過ごすのはとても嫌だ。何かやってみたいと。それで根づけば生活保護脱却というこういうことにもなって、何かやりたいという若い人は結構いるんですね。だから、何かそういう点でも空き店舗対策、もう少しさまざまな展開がないかなというふうに思うんですけども、

どうでしょう。

○経済課長

先ほど一つの店舗を借り上げて起業家に提供するというので、ちりふ家実施しております。これがなかなか定着しないということも確かにございますので、今後、起業家に向けての直接的な補助はできないかもしれませんが、何らかでの補助に切りかえるという方法も一つなのかなというふうに思いますので、他市で成功とまではいきませんが、やってるような事業で参考にできればというふうに思いますので、多様な取り扱いで検討はしたいと思います。

○中島委員

知立も行政改革プラン、こういうことで一生懸命やらないきゃいかんというようなこと言ってるし、世の中も改革、改革といって競争、競争といって企業がやってきたと。大変立派な改革をやった後が首切りだったというような実態が今広がって、それはまだまだやけどが治らないというほんとにつらい今の社会状況だなというふうに思います。そういうものにほんとに心を寄せたさまざまな施策が福祉もそうですし、子育てもそうですし、経済対策、この市民福祉の分野というのは直接そういった問題を抱えるようなことがたくさんありますので、そういう意味では、ほんとに心して市民に心を寄せて仕事をしていただきたいなというふうに思います。

以上にしておきます。ありがとうございました。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について、挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成22年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第27号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成22年度知立市老人保健特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号について、挙手により採決します。

議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第30号 平成22年度知立市老人保健特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成22年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

介護保険の介護報酬の点ではいろいろ報酬が足りないというような話がありまして、働く方の給料も低いということで、その労働者の賃金の引き上げ、こういうものが3%引き上げるための基金をつくったり、それから、鳩山首相は4万円ぐらいは引き上げていきたいと言われたり、介護現場で働く人たちの問題があるわけですが、その点での今回は何か特別な配慮、実態を含めてあればお知らせをいただきたいと思います。

○長寿介護課長

5月時点のときに3%の改定がありました。それで年間推計を見ますと、3月分までお支払いをするという形で、知立市の場合は3.03%の上昇率となりますので、顕著に反映されているのかなと思います。

○中島委員

報酬が上がればそうなんですが、そこが働く方たちの給与の引き上げというところにつながったかどうかということをつかんでいますかということです。

○長寿介護課長

市内の介護事業者の方にお問い合わせをさせていただきましたところ、即給料に毎月にはね返るということではなく、賞与のような形で対応したいという事業者の方が大半でありました。

○中島委員

どの程度反映されたのかということについては聞き取りはされていないということですか。

○長寿介護課長

どれだけ引き上がったかというのは把握しておりません。

○中島委員

なかなか人件費に回すお金が報酬の中からはひねり出せないという現状というのがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、給料に向けて、先ほどのスプリンクラーも1,000万円かかるという話でありましたよね。給料になかなか回すお金がないというところが事業者の悩みですので、そこで働く方たちが常勤でどのぐらい働いているんだろうかということもとても気がかりなんです。常勤で働いてみえと。賞与をもらう方は常勤だから賞与もらえるのかなというそんな気がしますが、常勤雇用されていらっしゃる割合というのはわかりますか。

○長寿介護課長

実態はちょっと把握しておりません。

○中島委員

そういったことも一度ね、現場の貧困ということになりますよね。介護現場の貧困ということになるんじゃないかと思うんですよ。一度そういうことも調べてください。それこそセーフティネットじゃないですが、国の方がお金を出して生活保護の方たちも挑戦しましたけれども、ヘルパーの資格を取ったんですね。名古屋まで通って取ったんです。交通費も出していただいたりしてね、まだやってる最中ですけど。だけれども雇用がないんですよ。あるのは登録ヘルパーでいらっしゃるんですよ。1週間に3回いらっしゃるというような雇用しなくて、そこの施設にしっかりと採用されると雇用がないんですね。せっかく国が費用を出していただいて取ったんですよ。生保を受けてない方は10万円生活費ももらって雇用につなげるために教室に通ってもらう、勉強してもらうというそういうセーフティネットの制度が国はとられたんですけども、介護の資格を取ったけれども雇用されない、こういうことがあるんですね。

だから、正規の人なんか全然要らない。登録ヘルパーだけでいい、こういう現状じゃないかなと推察を私します。だから、そのところをしっかりとつかんでいただいて、どのぐらい大変で、結局人件費に回すお金がないんだなということのように見受けられます。その辺の実態を

一度きちっと把握してもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○長寿介護課長

今、委員のおっしゃられましたことにつきましては、近いうちに介護事業者の方に問い合わせをしてみますが、すべて回答はいただけるとは確約できませんので、企業名を伏せて回答のあるところだけは調査させていただきます。

○中島委員

企業名伏せていいと思うんですよ。プライバシーという感じもあるでしょうからね。企業をどうやってやっているのかという経営の中身をのぞくわけですからね。でも実態としては、正規で働くということがなかなか厳しいそういう状況だなどという感じがしております。だから、介護報酬3%上げるだけではとても届かないということで、この改善策もほんとはもっと国の方でやってもらわなきゃいけないというふうに思いますね。鳩山首相4万円上げてあげようかということをちょっと言ってらっしゃったような感じですけどね、とてもじゃないと。年間賞与で4万円もらったかどうかそれもわからないぐらいですよ、アップ分が。どのぐらいその辺で賞与で配ることができたのか、給与として渡すことができたのかと、そういうことも伏せて一度それも含めて実態をお知らせください。

そういう現場で多くの皆さんが介護を受けていらっしゃるということですね。認定については実態に合ったようにということで昨年変わったわけなんですけれども、その辺でシステムそのものは変わってないですよ。項目が減ったんですかね、アンケートの項目が。だけど基本的に変わらないということで、どうでしょうかね、その辺で変更を要求されて変わったという実績やら、新しくなる方は変更も何もないのでわからないわけですけども、カット的なところの人はその成果がわかると思うんですが、新しい認定の問題はないのかどうか、その点はどのようにお考えですか。

○長寿介護課長

今、委員のおっしゃられたとおり、認定の制度

が4月のときに改正されました。それで幾多いろんな支障がございまして、半年もしないうちにまたもとのような形に戻るような形になりました。

それで、委員がおっしゃられるとおり、実態に即したような認定制度に現実論はなっておりますので、その半年間の間において認定調査員、うちの審査会担当者ともに苦慮してきたことは実感としてあります。そのときに被保険者の方から軽度化になったということは聞いております。それで現実論にそのときには従前のところに戻すという経過措置はとられておりましたので、不利益を得たというような感覚はないと私は思っております。

○中島委員

不利益を得たことはなくて、逆に戻って利益を得た人がどのぐらいいるかということを知りたいんです。

○長寿介護課長

手元に資料を持っておりませんのでお答えすることできませんので、お許しください。

○中島委員

わかりました。また教えてください。

それから、認定の仕組みそのものはもとに戻して多少簡素化された形のものもあって変わったわけなんですけども、一つ例えば、ひとり暮らしで在宅でみえる方、こういう方の介護の認定というのは、つきそいの方も十分いるわけじゃありませんし、どのようになっているのか、配慮されているのか、ちょっと伺っていいですか。重度の方はひとり暮らしされてませんけどね、軽度の方ですとヘルパーが必要になって、ひとり暮らしになってるという方もいらっしゃるわけなんですけど、その辺はどのように配慮されてますか。

○長寿介護課長

今、委員がおっしゃられることは、在宅単身高齢者の方で、要支援状態になるような方ですよ。そういう方につきましては、在宅介護支援センター市内に三つございます。もとに地域包括もございます。在宅介護支援センターの職員が御要望のある自宅の方に出向きまして、相談に乗らせていただきます。それで、例えば介護認定が受ける

までのつなぎとしましては軽度生活援助事業を使っていた対応をさせていただいております。

○中島委員

そういう対応も必要だというふうに思いますし、要支援というよりも要介護になったような人でもまだ1人の方もいるんですね。

笑い話ですけれども、もう片足で、とても立てない人が、よいしょと片足を上げてできますというふうになってしまうと。だれが受ける人なのかわからないんですけど、玄関出て行っていらっしやいませと真っ先に行ってしまっ、だれが受ける人だろうかと知人が行ってびっくりしちゃったと、そういうことなんですけれども、そういう方の客観的な認定の仕方について留意されているところがあつたら教えてもらいたいなと思ったんですけどね。

家族のいる方は家族が調査にこたえてお話ししますよね。特記事項じゃないんですけどこうですよ。ひとり暮らしの方の場合は家族がないので、その点をどういうふうに配慮されているのかというふうなことなんです。必要な介護がちゃんと受けられるような介護度が取得されなければならないんですけども、思った割にこなして足上げてみたりしたということもあるものですから、その辺はどういうふうにフォローしていますかということです。

○長寿介護課長

要介護認定をまず受けられる場合につきましては、私ども調査員の方が現地の方に出向かさせていただきます。そこで表現が悪いかもしれませんが、おじいちゃん、またはおばあちゃんと面談をさせていただきます。通常の場合であれば、今、委員がおっしゃられたとおり家族の方がみえますので、家族の方と談話できます。

しかしながら、単身の方であれば、おじいちゃん、またはおばあちゃんと話をすることになります。そのときに在宅介護支援センターの職員とあわせてその場に立ち会っていただくことも可能なものですから、実情につきましては不利益を得ないような形で要介護認定ができていると私は思っ

ております。

○中島委員

その辺、十分にサービスが受けられないということになってもいけないので、十分にやっていたきたいということをお願いしておきます。ちょっとそんな現場にもぶつかったものですから、フォローしたといいましたけど、本人はとても元気になってしまうと。もう笑っちゃうぐらいという感じでね、相手の方も、どなたが申請されるんですかという、こういう感じがありまして、いやいや実はといってやり出したら、耳が聞こえないですとか、話しが通じませんねとかなくなっていったんですけども、そういうことがあるので、そういった十分な介護が受けられるようなそういうことをということをお願いしたいと。

もう一つですが、今度小規模特養が間もなく一般会計の方に補助金がどんと出まして、新しくできます。待機者がどの程度いて解消されるんだろうかというふうなことなんですけど、新しくできる施設については、要介護度については何か制限があるかどうかですね。介護1以上じゃなきゃ当然だめだと思いますけども、29という定員の中で、どのようなそれが働きをするのかなというその辺の見通しをお知らせいただきたい。

待機者がどの程度今いるのか。29人解消されるということになるわけですけどね、その辺をお知らせください。

○長寿介護課長

まず、待機者の数からお答えさせていただきます。

市内の方の待機者は202名みえます。市外の方が230名、合わせて432名の待機者がみえます。

この待機者といいますのは、特別養護老人ホームが市外の方の待機者全員です。地域密着型、市内の施設ですよ、ながしのの里、じぶんちにつきましては市内の方のみの対象であります。

それで、先ほど質問がございました小規模特別養護老人ホームのお尋ねですが、要介護度、多分入れるランクがありますけど、3以上じゃないと難しいのかなと私は思います。申し込むことでは

きますよ。要介護度の認定をもってみえれば、でも3以上でないとなかなか入れないのではないのかなと思います。

それで、どのような形で進めていこうということなんですが、公募の予定は5月20日から6月10日の期間で考えております。方法としましては、広報ちりゅうの5月16日号に掲載をさせていただく予定でおります。

また、ホームページでも周知を図っていく予定でございます。

○中島委員

まずは待機者、これは市外の方という言い方をされましたけども、市外の方で知立市内の施設に入りたいとって登録をしている方と、こういうことですね。市外から入りたいと言ってくる人がこれだけまだいると。市内の人は202人と。市内の方が登録している。それは市内の今ある特養に申し込んでいらっしゃる方と老健も含めてでしょうか、特養だけでしたか。

○長寿介護課長

それでは、施設別にお答えさせていただきます。

ヴィラトピア知立につきましては、市内の方101名、ほほえみの里85名、知立老健2名、ながしの里10名、じぶんち4名、計202名です。

それで、先ほど市外の方といいますのが、ヴィラトピア知立94名、ほほえみの里134名、知立老健2名、計230名です。

それで、市内の方の待機者の数といいますのは、二つの施設に申込書を出されてみえる方いますので、重複分がありますので、実情数は200人より少ないのが現状であります。

○中島委員

全員がダブル登録したとして、老健とか和みとかはちょっとのぞいて、どうしても100人は実数で待機者になると。そうすると29というのは、さっきの市民農園の倍率よりも高いぐらいということかな。3倍近い倍率ということで、29床が争われることになる。公募でやるわけですね、これは。知立が支援をしてつくるんですけども、これはヴィラトピア、主体者はヴィラトピア

ですかね、富士会ですかね。ちょっと確認させていただきます。

○長寿介護課長

これはあくまで地域密着型のもので、公募方式をとります。委員すべて従前から社会法人の富士会が手を挙げていただけるというような形で私どもの方から回答はさせていただいておりますのでそのような御認識かもしれませんが、建前でいきますと公募方式をとらせていただいて、その期間に手を挙げていただいたところで審査を行うというのが建前でございます。

それで、先ほどおっしゃられました29床のものが次年度にできたとしても待機者数が余りにも多いから充足はできないということなんですが、実際的にはまだ自宅の方でも生活ができますが、今後のことが心配ということで入所の申し込みをされてみえる方もいますので、実際この中で何人の方がほんとに困ってみえるかという数量というものは待機者の数から勘案しますと、もっと少なくなるのが実情だと思っております。

○中島委員

予備的に申し込んでいるという方もいるということをおっしゃるんですけども、もっと実態はしっかり把握する方法はないんですか。

29床の方は介護度が3以上じゃないかなとおっしゃるんだったら、今申し込んでいる方で介護度が3以上の方がまずはどのぐらいいるんだろうかと。もちろん家族状況、老夫婦だけだたらとても大変だとかいろいろありますけど、完全に抽せんでやると。

○長寿介護課長

建物をつくるのが公募です。要するに、小規模特養老人ホームを開設される方を公募をお願いをするということです。

○中島委員

それはわかりました。そういう意味ですね、公募はね。ヴィラのところというふうに私たちは思っているものだから、ヴィラが関係してるかなというふうに勝手に思っておりましたけども、それは認識違いで、すみません。

これは場所についてももう一回確認をさせていただきます。

○長寿介護課長

前段で先ほどお答えしましたとおり、以前からこのお話が出ておまして、実際に行っていたところはどこかなということで社会福祉法人富士会の方が多分実施をされると思うんですが、これは本音の話でありまして、建前論としましては、地域密着型の小規模特養を市内に1カ所開設をしますので、5月20日から6月10日にかけて公募で募るとというのが建前であります。

○中島委員

建前はそういうことね。でもその手を挙げた方は土地も持っており、ここに建てるという構想がなければ手を挙げてもすぐにはできないわけですよ。前からヴィラ、ヴィラなんて勝手に話をしているけども、地域密着型だから公募という形でやらなきゃいけないよということで先ほどの公募が6月10日までですか、広報が5月16日でしょう。5月20日からもう受付なんでしょう。4日間しかないじゃない、発生してから。本音で形だけでこうやるんだと。もうヴィラでやってもらうんだなというこういうことですかね。この募集の仕方じゃあまるきり形じゃないですか。広報を出して4日後に受付を始めるんですよ。いかにも形だね、これは。もう少しらしい方法はないんですか。

○長寿介護課長

公募方式をとらせていただきますが、例えば一月30日間公募期間を以前に出したとしても、公募をするときには書類は全部そろえて出していたかなきゃいけないものですから、事前からお話があるところしか対応ができないと思うんですけど。例えば引き合いが何件かありまして、うちの4期の計画の中に平成23年1カ所つくる予定がありますよということを冊子をくださいねという業者の方があれば差し上げれば、自分で見られて、知立の4期計画については平成23年のときにこれだけの床が足りないから、これだけを計画してみえるということがわかっておれば事前に引き合いにおみえになる業者があると思います。

そういうような形であれば、30日間、50日間期間とったとしても引き合い業者があればそれだけの用意がされておりますので可能かと思いますが、現実論は、本音でいいますとヴィラの方が計画をしてみえまして、いろいろとパーツ等もつくられて進めていただいておりますので、結果的には公募としましても社会福祉法人富士会が手を挙げていただけるのみとなると思います。

○中島委員

脚本が全部できてるということですね、公募というよりもね。実態はそうですけども、そういうのがほんとの趣旨だったのかなという感じがちょっとしてきますね。ホームページで平成23年につくるということを1年前から発表すると。ホームページでも介護計画って出ますかね。もっと幅広い方たちに、例えばそういうのが計画の中ですと出して出すことができるのかどうなのかね。もう先に話が決まってからこういう準備をしてきた、そういう感じがするんですけども、ほんとに地域密着型公募という法の精神は一体どこにあるんですか。

○長寿介護課長

ですから、先ほど建前論と本音で両方と御説明をさせていただいたと思うんですが、あくまで対外的には公募形式をとらせていただくということしか言いようがありませんので、場所はどこですかという質問があってもお答えすることは本来ならできないわけですが、実情から4期計画をつくるときに小規模特養1カ所つくりたいという市の考えがありますので、事前に市内の事業者の方に問い合わせるしか方法がないものですから打診をしましたところ、社会法人富士会の方が手を挙げていただきましたので、それで4期計画の総額の介護給付費と積算しまして保険料が算定されておりますことを御理解願いたいと思います。

○中島委員

趣旨はどこにあるかと聞いたんですね。地域の密着型だけこういう広報。普通の特養なかなか今つくらせてもらえないというのがあってんですけど、も、何でこの施設だけが公募になったのかなと思

って。じぶんちのときも公募でしたよね、たしかね。あれは当初から公募ということで聞いておりましたけど、これは趣旨は何ですか。地域密着型だけ公募にしようといった趣旨は生かすべきだと思うんですが、何ですか。

○長寿介護課長

多分御存じだと思いますが、特別養護老人ホームにつきましては、西三河圏域の中で県が指定をする施設であります。地域密着型につきましては市が指定する施設でございます。

ですから、特別養護老人ホームにつきましては、県域の中で何床足りないか、不足してるかということ県が調整をとりまして、西三河南部圏域の中で今、南部圏域が少し変わったかもしれませんが、従前は西三河南部圏域の中で床数が幾つ足りない。だから最近につきましては、西尾市の中で特別養護老人ホームが開設されました。まだ不足されておれば、手を挙げる法人の方がみえれば用地等確保できれば開設することは可能だと思います。

○中島委員

全然言葉がなってない。それは県が公募するんですか。公募という形が県がとると。地域密着型は市内だけでつくるんだから市が公募制度をとると、こういう説明と受けていいんですか。

○長寿介護課長

県が指定する施設につきましては、市の方では関知しておりませんので、どのような形で特別養護老人ホームを建設しているのは把握はしておりません。ですが、圏域の中で床数が足りないということは、

だれでもが参加できるということで公募形式をとっております。

○中島委員

公募はそういうことなんだけど、何でこの小規模だけそうするのかと聞いたわけですよ。だったら県がこうだというのは、県の圏域の中の施設は県が公募してるのねって。これは市だから市がするのねって、そういうふうに思えるわよね、あなたの話はね。だけど関知しておりませんというこ

とで市の公募のことがなぜかということは十分に説明を受けたという感じがしておりません。

どっちにしても先ほどから言ってるように、もうかる施設じゃないので、別に利益誘導したとかそんなことは思っておりませんけれども、つくっていただきますませんか、そういうものかもしれないと。ただ公募というものがある以上、いろんな方が出て来て、いろんな展開ができるということを想定してということもあるかもしれないと思ったので聞いたわけですけども、なかなかこれは施設的には大変な施設だと思いますからね。公募はわかりました。すぐにもう準備ができる人が公募の受付をそこで待ってるという環境の中でやっていただくしかない、こういうことで、それにしても29床ということなんです、市外の方がとてもたくさん待機してると。ヴィラ、ほほえみ、老健、これは広域的に入ることができるものですから、知立のあと残る100人ぐらいとしても、あとのもう少しうちにいるわという人も含めても50人は待機してると、入りたい人が実際的にはね。すぐに入りたいという人がということ、まだ足りないわけですよ。そういうふうな認識はちゃんと持っていらっしゃるんですよ。

今後そういう施設については計画の中にはもちろん今回はこれで最後ですよ。29床でもうおしまいと、計画は。この在宅の方たちが在宅ではいられないという、こういった問題について、今後また少しずつ計画の中で入れていくということなのかどうかですね。他市が小規模特養、安城市が二つぐらいつくるのを聞いたんですけど、はっきりわかりませんが。他市でもこういう小規模特養が幾つかできてくれば知立市のほほえみに入りたいという人がそちらに行くでしょうし、そういう相乗効果があるわけですけども、他市ではどういうふうになってるのか、その辺もつかないですか。

○長寿介護課長

近隣の市町が第4期中に小規模特養を幾つ開所するかという実数は把握しておりませんので、近

隣の市町につきましては同じ業務を行っている知り合いばかりなものですから、尋ねれば何年に幾つ計画ありますよということが把握することは可能です。

それで、第5期の計画のときにどのような形になるかと言われましても、今後高齢社会になるにつれて必要な方のニーズがどんどんふえていくということは十分わかりますが、そのときに介護給付費の総額、施設をつくれればおのずと介護給付費は増加をするということは間違いありませんので、そのときに保険料の上げ幅がどのぐらいでいくのかということもいろいろありますので、5期のことまでにつきましては、ちょっと今の段階ではお答えすることができませんので御容赦願いたいと思います。

○中島委員

聞いたことだけで結構なんです。

ずっと前から待機者の問題は実態がつかめんとということばかりなんです、市外から来ている、市内はこうだということまでははっきりはしているわけですね。介護度がどのぐらいの方が待機になってるのかということ調査してください。

そして、あなたは幾つ申し込んでいますかということも調査してください。施設に頼んでください。二つ申し込んでいる。いいじゃないですか。それをアンケートでやってもらう、そういうことも含めて、ほんとの意味の待機者がどのぐらいいるかということをもっと真剣につかんでもらいたいですよ。介護度の重い人が放置されてたら気の毒です。そういうことも含めて、きちんと調査する。そして近隣で小規模特養はもういけないわけだけど、市内にいてくださいよということではできるわけですから、市外からの待機者は減るわけですね。そしたら市内の特養にも知立市内の方が入れる条件ができるわけですよ。ですから、この辺のことをきっちりと手のひらに乗るような待機者の実態を調査していただきたいと、こういうことですよ。それから来期何をつくるか、保険料がどうなるかという話になっちゃう。そこまで私は今求めているわけじゃないですけども、実態

をしっかりとつかんでいかなければ的確な介護サービスの提供ができていないとはいえないと。難しいかもしれないけど、もう10年来こういうようなやりとりがあると思うので、どこかでこれを風穴開けてしっかりとつかむ、こういう業者にも協力してもらおうということを私はやるべきだというふうに思うんですね。

最後部長、その辺の取り組みをやっていたかどうか、待機者をなくしていくということをやっていたかどうか、その点についてお答えいただいて質問を終わります。

○保険健康部長

待機者の実態の把握ですけれども、介護事業所の方の御協力とか御本人の御協力もいるわけですけども、それができようでしたらやってみたいというふうに思います。

それから、近隣の小規模特養の実態といいますか予定ですね、4期計画の中での計画でしか今つかめませんが、またこれも調べてみたいというふうに思います。

○永井委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第31号について、挙手により採決します。議案第31号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第31号 平成22年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、議案第32号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後9時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長